

資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直しに係る
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表
(市場区分の再編に係る第一次制度改正事項)

目 次

| | (ページ) |
|---|-------|
| 1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 | 52 |
| 3. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表 | 53 |
| 4. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表 | 58 |
| 5. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表 | 163 |
| 6. 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表 | 195 |
| 7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表 | 199 |
| 8. 取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則の一部改正新旧対照表 | 201 |

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13)の2 (略)</p> <p>(13)の3 外国投資信託 投資信託法第2条第24項に規定する外国投資信託をいう。</p> <p>(13)の4 外国投資法人 投資信託法第2条第25項に規定する外国投資法人をいう。</p> <p>(14)～(41) (略)</p> <p>(41)の2 資産運用会社 投資信託法第2条第21項に規定する資産運用会社(当該資産運用会社から投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。)をいう。</p> <p>(42)～(75)の3 (略)</p> <p><u>(75)の4 削除</u></p> <p>(75)の5～(75)の11 (略)</p> <p>(75)の12 投資法人債券 投資信託法第2条第20項に規定する投資法人債券をいう。</p> <p>(75)の13～(96) (略)</p> <p>(予備申請)</p> <p>第202条 (略)</p> <p>2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、当取引所は第205条から第207条まで、第210条、第212条から第214条まで又は第216条の3から第216条の5までの規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(内国会社の形式要件)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13)の2 (略)</p> <p>(13)の3 外国投資信託 投資信託法第2条第22項に規定する外国投資信託をいう。</p> <p>(13)の4 外国投資法人 投資信託法第2条第23項に規定する外国投資法人をいう。</p> <p>(14)～(41) (略)</p> <p>(41)の2 資産運用会社 投資信託法第2条第19号に規定する資産運用会社(当該資産運用会社から投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。)をいう。</p> <p>(42)～(75)の3 (略)</p> <p><u>(75)の4 同時上場 当取引所への新規上場と同時期に外国金融商品取引所等(当取引所が適当と認める外国金融商品取引所等に限る。)</u>において上場又は継続的に取引される見込みのあることその他これに準ずることとして施行規則で定めることをいう。</p> <p>(75)の5～(75)の11 (略)</p> <p>(75)の12 投資法人債券 投資信託法第2条第18項に規定する投資法人債券をいう。</p> <p>(75)の13～(96) (略)</p> <p>(予備申請)</p> <p>第202条 (略)</p> <p>2 前項の規定により予備申請が行われた場合には、当取引所は第205条から第207条まで、第210条、第212条から第214条まで又は第216条の3から第216条の8までの規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(内国会社の形式要件)</p> |

第205条 内国株券等に係る第207条に定める本則市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株主数

株主数（当該株券等を1単位以上所有する者の数をいう。以下同じ。）が、上場の時までに、400人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式

次のaからcまでに適合すること。

- a 流通株式の数が、上場の時までに、2,000単位以上となる見込みのあること。
- b (略)
- c 流通株式の数が、上場の時までに、上場株券等の数の25%以上となる見込みのあること。

(3) 削除

(4) 事業継続年数

新規上場申請日から起算して3年前より前から取締役会（協同組織金融機関又は外国会社にあつては、これに相当する機関をいう。以下同じ。）を設置して継続的に事業活動をしていること。

(5) 純資産の額

上場日における純資産の額が正となる見込みのあること。

(6) 利益の額

最近1年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。）における利益の額が1億円以上であること。ただし、新規上場申請に係る株券等の市場第一部銘柄への指定を申請する場合は、この限りでない。

(7) ~ (12) (略)

第205条 内国株券等に係る第207条に定める本則市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株主数

株主数（当該株券等を1単位以上所有する者の数をいう。以下同じ。）が、上場の時までに、800人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式

次のaからcまでに適合すること。ただし、重複上場又は同時上場の場合には、aに適合し、かつ、b又はcに適合すること。

- a 流通株式の数が、上場の時までに、4,000単位以上となる見込みのあること。
- b (略)
- c 流通株式の数が、上場の時までに、上場株券等の数の30%以上となる見込みのあること。

(3) 時価総額

上場日における時価総額が20億円以上となる見込みのあること。

(4) 事業継続年数

新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3年前より前から取締役会（協同組織金融機関又は外国会社にあつては、これに相当する機関をいう。以下同じ。）を設置して継続的に事業活動をしていること。

(5) 純資産の額

上場日における純資産の額が10億円以上となる見込みのあること。

(6) 利益の額又は時価総額

次のa又はbに適合すること。

- a 最近2年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。）の利益の額の総額が5億円以上であること。
- b 上場日における時価総額が500億円以上となる見込みのあること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

(7) ~ (12) (略)

(外国会社の形式要件)

第206条 外国株券等に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 前条第1号、第2号a及びb、第4号から第7号まで並びに第12号に適合すること。

(2)～(4) (略)

(削る)

2 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が民営化外国会社（本国の政府が資本の全額を出資する者から、財産並びに権利及び義務を譲り受けてその者が行っていた事業を営む外国会社若しくは本国の政府により発行済株式総数の過半数が所有されていた外国会社で、政府所有株式の全部若しくは一部の売却により当該株式が民間に所有されることとなったもの又はこれらに類すると当取引所が認める外国会社をいう。以下同じ。）である場合には、同項第1号において適用する前条第4号、第6号及び第7号に適合しない場合であっても、次の各号に適合するものを外国株券等に係る次条に定める上場審査の対象とする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 事業継続年数

民営化外国会社が営む事業が新規上場申請日から起算して3年前より前から継続的に行われていること。

(2) 利益の額

(外国会社の形式要件)

第206条 外国株券等（重複上場の場合を除く。）に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 前条第1号から第7号まで及び第12号に適合すること。

(2)～(4) (略)

2 外国株券等（重複上場の場合に限る。）に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 外国株券等の分布状況

特定の株主又は外国株預託証券等の所有者に著しく多数の株式が所有されると認められないこと。

(2) 前条第1号、第2号a、第3号から第7号まで及び第12号に適合すること。

(3) 前項第2号から第4号までに適合すること。

3 前2項の規定にかかわらず、新規上場申請者が民営化外国会社（本国の政府が資本の全額を出資する者から、財産並びに権利及び義務を譲り受けてその者が行っていた事業を営む外国会社若しくは本国の政府により発行済株式総数の過半数が所有されていた外国会社で、政府所有株式の全部若しくは一部の売却により当該株式が民間に所有されることとなったもの又はこれらに類すると当取引所が認める外国会社をいう。以下同じ。）である場合には、第1項第1号及び前項第2号において適用する前条第4号、第6号及び第7号に適合しない場合であっても、次の各号に適合するものを外国株券等に係る次条に定める上場審査の対象とする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 事業継続年数

民営化外国会社が営む事業が新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3年前より前から継続的に行われていること。

(2) 利益の額又は時価総額

最近1年間（施行規則で定める場合には、1年以内で当取引所が定める期間）における利益の額が1億円以上であること。ただし、新規上場申請に係る株券等の市場第一部銘柄への指定を申請する場合は、この限りでない。

(3) (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(テクニカル上場)

第208条 第205条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が、その発行する株券等の本則市場への上場を施行規則で定めるところにより申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、施行規則で定める場合に限る。）は、次条に定めるところにより上場審査を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 本則市場の上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとすることにより第601条第1項第12号aに定める上場契約の当事者でなくなることとなった場合に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社が本則市場の上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が施行規則で定めるところにより認める場合に限る。） 当該他の会社（当該会社が発行

次のa又はbに適合すること。

a 最近2年間（施行規則で定める場合には、2年以内で当取引所が定める期間）における利益の額の総額が5億円以上であること。

b 上場日における時価総額が500億円以上となる見込みのあること。ただし、最近1年間（施行規則で定める場合には、1年以内で当取引所が定める期間）における売上高が100億円未満である場合を除く。

(3) (略)

(4) 次のa又はbの場合の区分に従い、当該a又はbに適合すること。

a 重複上場の場合以外の場合
前条第1号及び第2号に適合すること。

b 重複上場の場合
前条第1号及び第2号a並びに前項第1号に適合すること。

(5) 前条第3号、第5号及び第12号に適合すること。

(6) 第1項第2号から第4号までに適合すること。

(テクニカル上場)

第208条 第205条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が、その発行する株券等の本則市場への上場を施行規則で定めるところにより申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、施行規則で定める場合に限る。）は、次条に定めるところにより上場審査を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 本則市場の上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとすることにより第601条第1項第12号に定める上場契約の当事者でなくなることとなった場合に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社が本則市場の上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が施行規則で定めるところにより認める場合に限る。） 当該他の会社（当該会社が発行者

者である株券等を当該人的分割に際して交付する場合に限る。)

(新規上場時の市場第一部銘柄への指定)

第210条 当取引所は、第205条各号及び第207条第1項各号(同項第1号の規定の適用については、同号中「安定的な収益基盤」とあるのは「安定的かつ優れた収益基盤」とする。)に適合する本則市場へ新規上場申請が行われた内国株券(発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式の新規上場申請が同時に行われたときは、無議決権株式を除く。)のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株主数

株主数が、上場の時までに、800人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式

次のaからcまでに適合すること。

a (略)

b 上場日における流通株式の時価総額が100億円以上となる見込みのあること。

c 流通株式の数が、上場の時までに、上場株券等の数の35%以上となる見込みのあること。

(3) (略)

(4) 純資産の額

上場日における純資産の額が50億円以上となる見込みのあること。

(5) 利益の額又は売上高

次のa又はbに適合すること。

a 最近2年間における利益の額の総額が25億円以上であること。

b 最近1年間における売上高が100億円以上であって、かつ、上場日における時価総額が1,000億円以上となる見込みのあること。

2 当取引所は、第206条各項各号及び第207条第1項各号(同項第1号の規定の適用については、同号中「安定的な収益基

である株券等を当該人的分割に際して交付する場合に限る。)

(新規上場時の市場第一部銘柄への指定)

第210条 当取引所は、第205条各号及び第207条第1項各号に適合する本則市場へ新規上場申請が行われた内国株券(発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式の新規上場申請が同時に行われたときは、無議決権株式を除く。)のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株主数

株主数が、上場の時までに、2,200人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式

次のa及びbに適合すること。ただし、重複上場又は同時上場の場合には、aに適合し、かつ、b又は第205条第2号bに適合すること。

a (略)

(新設)

b 流通株式の数が、上場の時までに、上場株券等の数の35%以上となる見込みのあること。

(3) (略)

(新設)

(新設)

2 当取引所は、第206条各項各号及び第207条第1項各号に適合する本則市場へ新規上場申請が行われた外国株券等のう

盤」とあるのは「安定的かつ優れた収益基盤」とする。)に適合する本則市場へ新規上場申請が行われた外国株券等のうち、前項各号(同項第2号については、同号a及びbに限る。)に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

3 第206条第2項に規定する民営化外国会社についての第2項の規定による第1項第5号の規定については、同号a中「最近2年間」とあるのは「最近2年間(施行規則で定める場合には、2年以内で当取引所が定める期間)」と、同号b中「最近1年間」とあるのは「最近1年間(施行規則で定める場合には、1年以内で当取引所が定める期間)」とする。

4 第1項及び第2項において適用する第207条第1項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

5 当取引所は、市場第一部銘柄である上場株券等(上場優先出資証券を除く。以下この条において同じ。)を発行する上場会社が、前2条の規定の適用を受ける場合には、次の各号の株券等の区分に従い、当該各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

(1) 内国株券(発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式の新規上場申請が同時に行われたときは、無議決権株式を除く。)又は外国株券等(重複上場の場合を除く。)

次のaからcまでのいずれにも適合すること。

a 株主数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、800人以上となる見込みのあること。

b・c (略)

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

(内国会社の形式要件)

第212条 内国株券に係る第214条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合に

ち、前項各号(重複上場の場合には、同項第2号については同号aに限る。)に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

(新設)

(新設)

3 当取引所は、市場第一部銘柄である上場株券等(上場優先出資証券を除く。以下この条において同じ。)を発行する上場会社が、前2条の規定の適用を受ける場合には、次の各号の株券等の区分に従い、当該各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

(1) 内国株券(発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式の新規上場申請が同時に行われたときは、無議決権株式を除く。)又は外国株券等(重複上場の場合を除く。)

次のaからcまでのいずれにも適合すること。

a 株主数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、2,000人以上となる見込みのあること。

b・c (略)

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

(内国会社の形式要件)

第212条 内国株券に係る第214条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合に

おける当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株主数

株主数が、上場の時まで、150人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式

次の a から c までに適合すること。

a 流通株式の数が、上場の時まで、1,000単位以上となる見込みのあること。

b・c (略)

(3) (略)

(4) 削除

(5) ~ (7) (略)

(外国会社の形式要件)

第213条 外国株券等に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) 前条第1号、第2号 a 及び b、第3号から第6号までに適合すること。

(2) (略)

(削る)

(テクニカル上場)

第215条 第212条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が、その発行する株券等のマザーズへの上場を施行規則で定めるところにより申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社で

おける当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株主数

株主数が、上場の時まで、200人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式

次の a から c までに適合すること。ただし、重複上場又は同時上場の場合には、a に適合し、かつ、b 又は c に適合すること。

a 流通株式の数が、上場の時まで、2,000単位以上となる見込みのあること。

b・c (略)

(3) (略)

(4) 時価総額

上場日における時価総額が10億円以上となる見込みのあること。

(5) ~ (7) (略)

(外国会社の形式要件)

第213条 外国株券等 (重複上場の場合を除く。)に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) 前条第1号から第6号までに適合していること。

(2) (略)

2 外国株券等 (重複上場の場合に限る。)に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 第206条第1項第2号から第4号までに適合していること。

(2) 前条第1号、第2号 a 及び第3号から第6号までに適合していること。

(テクニカル上場)

第215条 第212条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が、その発行する株券等のマザーズへの上場を施行規則で定めるところにより申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社で

あるときは、施行規則で定める場合に限る。)は、次条に定めるところにより上場審査を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) マザーズの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより第603条第1項第6号、第604条第1項第2号又は第2項第1号の規定による第601条第1項第12号aに定める上場契約の当事者でなくなることとなった場合に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社がマザーズの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合(マザーズの上場会社が当該行為を行うとともに、マザーズ以外の市場に上場している上場会社が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社についてマザーズの上場会社が実質的な存続会社でないときを除く。))に限る。) 当該他の会社(当該会社が発行者である株券等を当該人的分割に際して交付する場合に限る。)

(内国会社の形式要件(スタンダード))

第216条の3 内国株券に係る第216条の5に定める上場審査は、第205条各号に適合するものを対象として行うものとする。

(削る)

あるときは、施行規則で定める場合に限る。)は、次条に定めるところにより上場審査を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) マザーズの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより第603条第1項第6号、第604条第1項第2号又は第2項第1号の規定による第601条第1項第12号に定める上場契約の当事者でなくなることとなった場合に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社がマザーズの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合(マザーズの上場会社が当該行為を行うとともに、マザーズ以外の市場に上場している上場会社が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社についてマザーズの上場会社が実質的な存続会社でないときを除く。))に限る。) 当該他の会社(当該会社が発行者である株券等を当該人的分割に際して交付する場合に限る。)

(内国会社の形式要件(スタンダード))

第216条の3 内国株券に係る第216条の5に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株券等の分布状況

次のa及びbに適合すること。

a 新規上場申請日から上場日の前日までの期間に、1,000単位又は上場の時において見込まれる上場株券等の数の10%のいずれか多い株式数以上の新規上場申請に係る株券等の公募又は売出しを行うこと。ただし、新規上場申請者の発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されている場合又は新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であつて、当該人的分割前に新規上場申請が行われ、かつ、新規上場申請日から上場日の前日までの期間に新規上場申請に係る株券等の公募又は売出しを

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(外国会社の形式要件 (スタンダード))
第216条の4 外国株券等に係る次条に定める上場審査は、第206条第1項各号に適合するものを対象とするものとする。

行わない場合には、この限りでない。

b 株主数が、上場の時までに、200人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式時価総額

上場日における流通株式の時価総額が5億円以上となる見込みのあること。

(3) 純資産の額

上場日における純資産の額が2億円以上となる見込みのあること。

(4) 利益の額又は時価総額

次のa又はbに適合すること。

a 最近1年間における利益の額が1億円以上であること。

b 上場日における時価総額が50億円以上となる見込みのあること。

(5) 次のa及びbに適合すること。

a 第212条第6号及び第6号の2に適合していること。

b 第205条第8号から第11号までに適合していること。

(外国会社の形式要件 (スタンダード))
第216条の4 外国株券等に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) 株券等の分布状況

次のa及びbに適合すること。

a 新規上場申請日から上場日の前日までの期間に、次の(a)から(f)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)から(f)までに定める株式数又は上場時において見込まれる上場株券等の数の10%のいずれか多い株式数以上の新規上場申請に係る株券等の公募又は売出しを行うこと(新規上場申請に係る株券等が、国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所において上場されている場合を除く。)。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であつて、当該人的分割前に新規上場申請が行われ、かつ、新規上場申請日から上場日の前日までの期間に新規上場申請に係る株券等の公募又は売出しを行わない場合には、この限りでない。

(a) 売買単位を1,000株とする銘柄(以下「1,000単位銘柄」という。)

(上場審査 (スタンダード))
第216条の5 JASDAQへの新規上場申請が行われた株券等 (内訳区分としてスタンダードが選択された株券等に限る。)の上場審査は、新規上場申請者及びその企業グループに関する第207条第1項各号に掲げる事項について行うものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

100万株
(b) 売買単位を500株とする銘柄 (以下「500単位銘柄」という。)

50万株
(c) 売買単位を100株とする銘柄 (以下「100単位銘柄」という。)

10万株
(d) 売買単位を50株とする銘柄 (以下「50単位銘柄」という。)

5万株
(e) 売買単位を10株とする銘柄 (以下「10単位銘柄」という。)

1万株
(f) 売買単位を1株とする銘柄 (以下「1単位銘柄」という。)

1,000株
b 本邦内における株主数が、上場の時までに200人以上となる見込みのあること。

(2) 次のa及びbに適合すること。

a 前条第2号から第4号までに適合していること。

b 第206条第1項第2号から第4号まで及び第212条第6号に適合していること。

(上場審査 (スタンダード))
第216条の5 JASDAQへの新規上場申請が行われた株券等 (内訳区分としてスタンダードが選択された株券等に限る。)の上場審査は、新規上場申請者及びその企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 企業の存続性
事業活動の存続に支障を来す状況にならないこと。

(2) 健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立
企業規模に応じた企業統治及び内部管理体制が確立し、有効に機能していること。

(3) 企業行動の信頼性
市場を混乱させる企業行動を起こす見込みのないこと。

(4) 企業内容等の開示の適正性
企業内容等の開示を適正に行うことが

(削る)

2～4 (略)

5 新規上場申請者が第216条の3又は前条の規定により適用される第205条第7号aに適合しないおそれがあると認められる場合には、第1項の上場審査を延期するものとする。

第216条の6から第216条の8まで 削除

(削る)

(削る)

できる状況にあること。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

2～4 (略)

5 新規上場申請者が第216条の3第5号a又は前条第2号bの規定により適用される第212条第6号cに適合しないおそれがあると認められる場合には、第1項の上場審査を延期するものとする。

(内国会社の形式要件 (グロース))

第216条の6 内国株券に係る第216条の8に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 純資産の額

上場日における純資産の額が正となる見込みのあること。

(2) 次のaからcまでに適合すること。

a 第216条の3第1号及び第2号に適合していること。

b 第212条第6号及び第6号の2に適合していること。

c 第205条第8号から第11号までに適合していること。

(外国会社の形式要件 (グロース))

第216条の7 外国株券等に係る次条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 前条第1号に適合していること。

(2) 第216条の4第1号に適合していること。

(3) 第216条の3第2号に適合していること。

(4) 第206条第1項第2号から第4号まで及び第212条第6号に適合していること。

(上場審査 (グロース))

第216条の8 JASDAQへの新規上場申請が行われた株券等 (内訳区分としてグロースが選択された株券等に限る。)の上

場審査は、新規上場申請者及びその企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 企業の成長可能性

成長可能性を有していること。

(2) 成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立

成長の段階に応じた企業統治及び内部管理体制が確立し、有効に機能していること。

(3) 企業行動の信頼性

市場を混乱させる企業行動を起こす見込みのないこと。

(4) 企業内容等の開示の適正性

企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項

2 前項の上場審査は、第216条の2各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項の上場審査（外国株券等に係る上場審査を除く。）は、施行規則で定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。

4 第1項の上場審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもつて定める。

5 新規上場申請者が第216条の6第2号b又は前条第2号の規定により適用される第212条第6号cに適合しないおそれがあると認められる場合には、第1項の上場審査を延期するものとする。

(テクニカル上場)

第216条の9 第216条の3から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が、その発行する株券等のJASDAQへの上場を施行規則で定めるところにより申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、施行規則で定めるところにより上場審査を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) JASDAQの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約

(テクニカル上場)

第216条の9 第216条の3から第216条の5までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が、その発行する株券等のJASDAQへの上場を施行規則で定めるところにより申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、施行規則で定めるところにより上場審査を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) JASDAQの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約

又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとする事により第604条の2第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号の規定による第601条第1項第12号aに定める上場契約の当事者でなくなる事となった場合に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がJASDAQの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合（JASDAQの上場会社が当該行為を行うとともに、本則市場、マザーズ又は内訳区分を別にするJASDAQの上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社について当該申請において選択される内訳区分と同一の内訳区分であるJASDAQの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認める時を除く。）に限る。） 当該他の会社（当該会社が発行者である株券等を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

（テクニカル上場に係る上場審査）

第216条の10 前条各号に定める会社が発行する株券等の上場審査については、原則として次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 当該株券等が外国株券である場合には次のaからcまでに適合すること。

a・b (略)

c 流通株式の数が、次の(a)から(f)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)から(f)までに定める株式数以上となる見込みのあること。

(a) 売買単位を1,000株とする銘柄（以下「1,000単位銘柄」という。）

50万株

(b) 売買単位を500株とする銘柄（以下「500単位銘柄」という。）

25万株

(c) 売買単位を100株とする銘柄（以下「100単位銘柄」とい

又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとする事により第604条の2第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号の規定による第601条第1項第12号に定める上場契約の当事者でなくなる事となった場合に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がJASDAQの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合（JASDAQの上場会社が当該行為を行うとともに、本則市場、マザーズ又は内訳区分を別にするJASDAQの上場会社が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社について当該申請において選択される内訳区分と同一の内訳区分であるJASDAQの上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認める時を除く。）に限る。） 当該他の会社（当該会社が発行者である株券等を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

（テクニカル上場に係る上場審査）

第216条の10 前条各号に定める会社が発行する株券等の上場審査については、原則として次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 当該株券等が外国株券である場合には次のaからcまでに適合すること。

a・b (略)

c 流通株式の数が、次の(a)から(f)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)から(f)までに定める株式数以上となる見込みのあること。

(a) 1,000単位銘柄

50万株

(b) 500単位銘柄

25万株

(c) 100単位銘柄

う。)

5万株

(d) 売買単位を50株とする銘柄
(以下「50単位銘柄」という。)

2万5,000株

(e) 売買単位を10株とする銘柄
(以下「10単位銘柄」という。)

5,000株

(f) 売買単位を1株とする銘柄
(以下「1単位銘柄」という。)

500株

(3) (略)

2 (略)

(上場前の公募又は売出し等)

第217条 新規上場申請者(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券等の発行者及びこれに準ずる者として施行規則で定める者並びに外国会社を除く。)の発行する内国株券等の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式(優先出資を含む。)の譲受け又は譲渡及び第三者割当等(募集株式の割当ての方法のうち、株主割当て又は優先出資者割当て以外の方法をいう。)による募集株式の割当て等に関する必要な事項については、施行規則で定める。

(本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第218条 (略)

2~4 (略)

5 第1項の規定により本則市場への新規上場申請を行う新規上場申請者についての第206条の規定の適用については、同条第1項第1号中「前条第1号、第2号a及びb、第4号から第7号まで」とあるのは「前条第1号、第2号a及びb、第3号から第6号まで、第218条第4項において

5万株

(d) 50単位銘柄

2万5,000株

(e) 10単位銘柄

5,000株

(f) 1単位銘柄

500株

(3) (略)

2 (略)

(上場前の公募又は売出し等)

第217条 新規上場申請者(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券等の発行者及びこれに準ずる者として施行規則で定める者並びに外国会社を除く。)の発行する内国株券等の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式(優先出資を含む。)の譲受け又は譲渡及び第三者割当等(募集株式の割当ての方法のうち、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する内国株券等に係る公募であって当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募、株主割当て又は優先出資者割当て以外の方法をいう。)による募集株式の割当て等に関する必要な事項については、施行規則で定める。

(本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第218条 (略)

2~4 (略)

5 第1項の規定により本則市場への新規上場申請を行う新規上場申請者についての第206条の規定の適用については、同条第1項第1号中「前条第1号から第7号まで」とあるのは「前条第1号から第6号まで、第218条第4項において読み替えて適用する第205条第7号」と、第3項第

読み替えて適用する第205条第7号」と、第2項第3号d中「新規上場申請に係る外国株券等」とあるのは「新規上場申請者が発行する外国株券等」とする。

(JASDAQスタンダードへ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する場合の特例)

第220条 第201条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のJASDAQへの新規上場申請(内訳区分としてスタンダードを選択する場合に限る。以下この条において同じ。)を行うことができるものとする。この場合における新規上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定によりJASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第216条の3及び第216条の4の規定の適用については、第216条の3及び第216条の4の規定により適用される第205条第7号d中「新規上場申請に係る株券等」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券等」とする。

(新株券等の上場申請)

第301条 (略)

2 上場会社は、新たに上場株券等と同一の種類^の株券等を発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の「有価証券上場申請書」を提出することにより、その上場を申請するものとする。この場合における上場申請の取扱いは施行規則で定める。ただし、前項に規定する施行規則で定める事項が、第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示又は第42

3号d中「新規上場申請に係る外国株券等」とあるのは「新規上場申請者が発行する外国株券等」とする。

(JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する場合の特例)

第220条 第201条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のJASDAQへの新規上場申請を行うことができるものとする。この場合における新規上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定によりJASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第216条の3、第216条の4、第216条の6及び第216条の7の規定の適用については、第216条の3第1号a(第216条の6第2号aの規定により適用される場合を含む。)、第216条の4第1号a(第216条の7第2号の規定により適用される場合を含む。)並びに第216条の3第5号a、第216条の4第2号b、第216条の6第2号b及び第216条の7第4号の規定により適用される第212条第6号d中「新規上場申請に係る株券等」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券等」とする。

(新株券等の上場申請)

第301条 (略)

2 上場会社は、新たに上場株券等と同一の種類^の株券等を発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。この場合における上場申請の取扱いは施行規則で定める。

1条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその上場を申請したものとみなす。

3～8 (略)

(異なる種類の新株券等の上場審査)

第302条の2 第301条の規定により上場申請のあった株券等が上場株券等と異なる種類のものである場合には、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める基準に適合するものを対象として、公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項について上場審査を行う。

(1)・(2) (略)

(3) JASDAQスタンダードの上場会社

第1号aからcまでに適合すること。

(削る)

(4) JASDAQグロースの上場会社

a 第1号a及びbに適合すること。

b 第212条第1号、第2号及び第7号(同号において準用する第205条第8号及び第9号の2を除く。)に適合すること。

2・3 (略)

(変更上場申請)

第306条 第301条に規定する場合のほか、上場会社が、上場株券等の銘柄、数量、種類若しくは額面金額がある場合にはその金額を変更しようとするとき又は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ち施行規則で定めるところによりその都度当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出することにより、その変更等を申請するものとする。ただし、当該有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が、第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示又は第42.1条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその変更等を申請したものとみなす。

3～8 (略)

(異なる種類の新株券等の上場審査)

第302条の2 第301条の規定により上場申請のあった株券等が上場株券等と異なる種類のものである場合には、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める基準に適合するものを対象として、公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項について上場審査を行う。

(1)・(2) (略)

(3) JASDAQの上場会社

a 第1号a及びbに適合すること。

b 第216条の3第1号b、第2号及び第5号b(同bの規定により適用される第205条第8号及び第9号の2を除く。)に適合すること。

(新設)

2・3 (略)

(変更上場申請)

第306条 第301条に規定する場合のほか、上場会社が、上場株券等の銘柄、数量、種類若しくは額面金額がある場合にはその金額を変更しようとするとき又は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ち施行規則で定めるところによりその都度当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

す。

2 (略)

(一部指定の形式要件)

第308条 市場第二部銘柄である上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、次の各号(当該上場株券等が外国株券等である場合は、第2号については、同号a及びbに限る。)に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株主数

株主数が、一部指定の時までに、800人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式等

次のaからcまでのいずれにも適合すること。

a 流通株式の数が、一部指定の時までに、2万単位以上となる見込みのあること。

b 一部指定日における流通株式の時価総額が100億円以上となる見込みのあること。

c 流通株式の数が、一部指定の時までに、上場株券等の数の35%以上となる見込みのあること。

(3) 削除

(4) 時価総額

一部指定日における時価総額が250

2 (略)

(一部指定の形式要件)

第308条 市場第二部銘柄である上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株主数

株主数が、一部指定の時までに、2,200人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式等

次のa及びbに掲げる株券等の区分に従い、当該a又はbに適合すること。

a 内国株券又は外国株券等(重複上場の場合を除く。)

次の(a)から(c)までのいずれにも適合すること。

(a) 流通株式の数が、一部指定の時までに、2万単位以上となる見込みのあること。

(b) 一部指定日における流通株式の時価総額が20億円以上となる見込みのあること。

(c) 流通株式の数が、一部指定の時までに、上場株券等の数の35%以上となる見込みのあること。

b 外国株券等(重複上場の場合に限る。)

次の(a)及び(b)に適合すること。

(a) 流通株式の数が、一部指定の時までに、2万単位以上となる見込みのあること。

(b) 特定の株主又は外国株預託証券等の所有者に著しく多数の外国株券等が所有されていると認められないこと。

(3) 売買高

最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が200単位以上であること。

(4) 時価総額

一部指定日における時価総額が40億

億円以上となる見込みのあること。

(5) 純資産の額

一部指定日における純資産の額が50億円以上となる見込みのあること。

(6) 利益の額又は売上高

次のa又はbに適合すること。

a 最近2年間（「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日

（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）を起算日としてさかのぼる。以下この条において同じ。）における利益の額の総額が25億円以上であること。

b 最近1年間における売上高が100億円以上であって、かつ、上場会社の時価総額が1,000億円以上であること。

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a・b (略)

bの2 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」（特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。）が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c (略)

(8) (略)

(一部指定の審査)

第309条 市場第一部銘柄への指定の申請が行われた上場株券等の審査は、当該上場株券等の発行者である上場会社及びその企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 企業の継続性及び収益性

継続的に事業を営み、安定的かつ優れた収益基盤を有していること。

円以上となる見込みのあること。

(5) 純資産の額

一部指定日における純資産の額が10億円以上となる見込みのあること。

(6) 利益の額又は時価総額

次のa又はbに適合すること。

a 最近2年間（「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日

（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）を起算日としてさかのぼる。以下この条において同じ。）における利益の額の総額が5億円以上であること。

b 上場会社の時価総額が500億円以上であること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a・b (略)

bの2 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」（特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。）が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c (略)

(8) (略)

(一部指定の審査)

第309条 市場第一部銘柄への指定の申請が行われた上場株券等の審査は、当該上場株券等の発行者である上場会社及びその企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 企業の継続性及び収益性

継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること。

(2)～(5) (略)

2～5 (略)

(吸収合併等の場合の一部指定)

第310条 前2条の規定にかかわらず、市場第二部銘柄である上場株券等を発行する上場会社が市場第一部銘柄である上場株券等を発行する上場会社を吸収合併する場合又は当該上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合においては、当該市場第二部銘柄である上場株券等を発行する上場会社の株券等のうち、第210条第5項各号に掲げる株券等の区分に従い、当該各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。

(指定替え基準)

第311条 市場第一部銘柄の内国株券（発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合における当該無議決権株式を除く。）又は外国株券等（重複上場の場合を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。この場合における当該各号の取扱い及び指定替えの時期は施行規則で定める。

(1) 株主数

株主数が、上場会社の事業年度の末日において800人未満である場合において、1年以内に800人以上とならないとき。ただし、施行規則で定める場合はこの限りでない。

(2)～(4) (略)

(5) 債務超過

上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（施行規則で定める場合を除く。）。

(2)～(5) (略)

2～5 (略)

(吸収合併等の場合の一部指定)

第310条 前2条の規定にかかわらず、市場第二部銘柄である上場株券等を発行する上場会社が市場第一部銘柄である上場株券等を発行する上場会社を吸収合併する場合又は当該上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合においては、当該市場第二部銘柄である上場株券等を発行する上場会社の株券等のうち、第210条第3項各号に掲げる株券等の区分に従い、当該各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。

(指定替え基準)

第311条 市場第一部銘柄の内国株券（発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合における当該無議決権株式を除く。）又は外国株券等（重複上場の場合を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。この場合における当該各号の取扱い及び指定替えの時期は施行規則で定める。

(1) 株主数

株主数が、上場会社の事業年度の末日において2,000人未満である場合において、1年以内に2,000人以上とならないとき。ただし、施行規則で定める場合はこの限りでない。

(2)～(4) (略)

(5) 債務超過

上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことに

2～4 (略)

(JASDAQスタンダードへの上場市場の変更申請)

第313条の5 上場株券等の本則市場又はマザーズからJASDAQへの上場市場の変更(内訳区分としてスタンダードを選択する場合に限る。以下この節において同じ。)は、上場会社からの申請により行うものとする。

2 (略)

3 JASDAQへの上場市場変更申請者は、当取引所所定の「上場市場の変更申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「上場市場の変更申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

4～6 (略)

(JASDAQスタンダードへの上場市場の変更予備申請)

第313条の6 (略)

2・3 (略)

(JASDAQスタンダードへの上場市場の変更審査)

第313条の7 第216条の3、第216条の4、第216条の5第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第313条の5の場合について準用する。

2 前項において準用する第216条の5第1項の審査は、第313条の5の規定に基づきJASDAQへの上場市場変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項において準用する第216条の5第1項の審査(外国株券等に係る審査を除く。)は、施行規則で定める期間以内に完

より、1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

2～4 (略)

(JASDAQへの上場市場の変更申請)

第313条の5 上場株券等の本則市場又はマザーズからJASDAQへの上場市場の変更は、上場会社からの申請により行うものとする。

2 (略)

3 JASDAQへの上場市場変更申請者は、当取引所所定の「上場市場の変更申請書」及び施行規則で定める当取引所所定の「上場市場の変更申請に係る宣誓書」を提出するものとし、上場市場の変更申請に係る内訳区分を、「上場市場の変更申請書」に併せて記載するものとする。

4～6 (略)

(JASDAQへの上場市場の変更予備申請)

第313条の6 (略)

2・3 (略)

(JASDAQへの上場市場の変更審査)

第313条の7 第216条の3、第216条の4、第216条の5第1項及び第5項、第216条の6、第216条の7、第216条の8第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第313条の5の場合について準用する。

2 前項において準用する第216条の5第1項各号及び第216条の8第1項各号に掲げる事項の審査は、第313条の5の規定に基づきJASDAQへの上場市場変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項において準用する第216条の5第1項各号及び第216条の8第1項各号に掲げる事項の審査(外国株券等に係る審

了することを目途に行うものとする。

4～6 (略)

(吸収合併等の場合の上場市場の変更)

第314条 マザーズの上場会社がマザーズ以外の市場に上場している上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして施行規則で定める行為を行った場合で、施行規則で定めるところにより、当該マザーズの上場会社が実質的な存続会社でないときと当取引所が認めたときは、当取引所が定める日（JASDAQの上場会社が実質的な存続会社である場合であって、当該上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望するときには、3年以内に施行規則で定める基準に適合しないとき）に、当該上場会社が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）について、マザーズから実質的な存続会社であるマザーズ以外の市場に上場していた上場会社が上場していた市場への上場市場の変更（本則市場への上場市場の変更の場合で、当該上場会社が発行する上場株券等が市場第一部銘柄であるときは、市場第一部銘柄に指定するものとし、JASDAQへの上場市場の変更の場合には、当該上場会社と同一の内訳区分とする。）を行うものとする。

2 (略)

3 JASDAQの上場会社がJASDAQ以外の市場に上場している上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして施行規則で定める行為を行った場合で、当該JASDAQの上場会社が実質的な存続会社でないときと当取引所が認めたときは、当取引所が定める日（当該JASDAQの上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に施行規則で定める基準に適合しないとき）に、当該JASDAQの上場会社が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）について、JASDAQから実質的な存続会社であるJASDAQ以外の市場に上場していた上場会社が上場していた市場への上場市場の変更（本則市場への上場市場の変更の場合で、当該上場会社が発行する上場株券等が市場第一部銘柄であるときは、市場第一部銘柄に指定するものとし

査を除く。）は、施行規則で定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。

4～6 (略)

(吸収合併等の場合の上場市場の変更)

第314条 マザーズの上場会社がマザーズ以外の市場に上場している上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして施行規則で定める行為を行った場合で、施行規則で定めるところにより、当該マザーズの上場会社が実質的な存続会社でないときと当取引所が認めたときは、当取引所が定める日（JASDAQの上場会社が実質的な存続会社である場合であって、当該上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望するときには、3年以内に施行規則で定める基準に適合しないとき）に、当該上場会社が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）について、マザーズから実質的な存続会社であるマザーズ以外の市場に上場していた上場会社が上場していた市場への上場市場の変更（JASDAQへの上場市場の変更の場合には、当該上場会社と同一の内訳区分とする。）を行うものとする。

2 (略)

3 JASDAQの上場会社がJASDAQ以外の市場に上場している上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして施行規則で定める行為を行った場合で、当該JASDAQの上場会社が実質的な存続会社でないときと当取引所が認めたときは、当取引所が定める日（当該JASDAQの上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に施行規則で定める基準に適合しないとき）に、当該JASDAQの上場会社が発行者であるすべての上場株券等（上場優先株等を含む。）について、JASDAQから実質的な存続会社であるJASDAQ以外の市場に上場していた上場会社が上場していた市場への上場市場の変更を行うものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

る。)を行うものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

4・5 (略)

(吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査の申請)

第314条の2 当取引所は、前条第1項から第4項までに規定する施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、同条第1項から第4項までにそれぞれ該当したものとみなす。

2・3 (略)

(上場市場の変更の場合の一部指定)

第315条 第313条第5項の規定によりマザーズ又はJASDAQから本則市場への上場市場の変更が行われる株券等（発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合における当該無議決権株式を除く。）のうち、第308条各号（当該上場株券等が外国株券等である場合は、第2号については、同号a及びbに限る。）及び第309条第1項各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

(削る)

2 前項の規定による市場第一部銘柄への指定は、一部指定日において、その発行する株券等（優先出資証券を除く。）に上場日から起算して1年以上を経過した銘柄がない場合には、これを行わないものとする。

(削る)

4・5 (略)

(吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査の申請)

第314条の2 当取引所は、前条第2項から第4項までに規定する施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、同条第2項から第4項までにそれぞれ該当したものとみなす。

2・3 (略)

(上場市場の変更の場合の一部指定)

第315条 第313条第5項及び第314条第1項の規定によりマザーズから本則市場への上場市場の変更が行われる株券等（発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合における当該無議決権株式を除く。）のうち、第308条第1号から第4号まで及び第7号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。

2 第313条第5項並びに第314条第1項及び第3項の規定によりマザーズ又はJASDAQから本則市場への上場市場の変更が行われる株券等（発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式のいずれもが上場している場合における当該無議決権株式を除く。）のうち、第210条第1項各号（重複上場の外国株券等の場合には、同項第2号bを除く。）に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

3 前2項の規定による市場第一部銘柄への指定は、一部指定日において、その発行する株券等（優先出資証券を除く。）に次の各号に掲げる発行者の区分に従い、当該各号に定める期間を経過した銘柄がない場合には、これを行わないものとする。

(1) マザーズの上場会社
1年

(削る)

3 第1項の規定により行う第309条第1項各号の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(スタンダードへの内訳区分の変更申請)

第315条の2 (略)

2 グロースからスタンダードへの内訳区分の変更を申請する者(以下「内訳区分変更申請者」という。)は、当該内訳区分変更申請者が発行するすべての上場株券等(上場優先株等を含む。)について内訳区分の変更申請を行うものとする。

3～6 (略)

(スタンダードへの内訳区分の変更の予備申請)

第315条の3 (略)

2・3 (略)

第315条の5 削除

(2) JASDAQの上場会社
6か月

(新設)

(内訳区分の変更申請)

第315条の2 (略)

2 グロースからスタンダード又はスタンダードからグロースへの内訳区分の変更を申請する者(以下「内訳区分変更申請者」という。)は、当該内訳区分変更申請者が発行するすべての上場株券等(上場優先株等を含む。)について内訳区分の変更申請を行うものとする。

3～6 (略)

(内訳区分の変更の予備申請)

第315条の3 (略)

2・3 (略)

(グロースへの内訳区分の変更審査)

第315条の5 第216条の6、第216条の7、第216条の8第1項及び第5項並びに第308条第7号cの規定は、第315条の2の場合であって、スタンダードからグロースへの内訳区分の変更申請をするときについて準用する。

2 前項において準用する第216条の8第1項各号に掲げる事項の審査は、第315条の2の規定に基づき内訳区分変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項において準用する第216条の8第1項各号に掲げる事項の審査(外国株券等に係る審査を除く。)は、施行規則で定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。

4 第2項の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

5 第2項の審査により内訳区分の変更申請に係るすべての株券等のグロースへの内訳区分の変更を適当と認めた場合には、当該引所は、当該発行者が発行者であるすべて

(吸収合併等の場合の内訳区分の変更)

第315条の6 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりグロスへの内訳区分の変更を行う場合には、当該上場会社が発行者であるすべての上場株券等(上場優先株等を含む。)につきグロスへの内訳区分の変更を行う。

4 第315条の4第5項の規定は、第2項の場合について準用する。

(JASDAQスタンダードへの上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第319条の3 上場会社は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のJASDAQへの上場市場の変更申請(内訳区分としてスタンダードを選択する場合に限る。以下この条において同じ。)を行うことができるものとする。この場合におけるJASDAQへの上場市場の変更申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

(スタンダードへの内訳区分の変更申請を行う内訳区分変更申請者が内訳区分変更日以前に合併等を実施する場合の特例)

第320条 上場会社は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のJASDAQにおける内訳区分の変更申請(グロスからスタンダードへの内訳区分の変更を申請する場合に限る。以下この条において同じ。)を行うことができるものとする。この場合におけるJASDAQにおける内訳区分変

の上場株券等(上場優先株等を含む。)につきグロスへの内訳区分の変更を行う。

6 当該取引所は、前項の規定により内訳区分を変更する場合には、その変更日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(吸収合併等の場合の内訳区分の変更)

第315条の6 (略)

2 (略)

3 前条第5項の規定は、前2項の場合について準用する。

(新設)

(JASDAQへの上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第319条の3 上場会社は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のJASDAQへの上場市場の変更申請を行うことができるものとする。この場合におけるJASDAQへの上場市場の変更申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

(内訳区分の変更申請を行う内訳区分変更申請者が内訳区分変更日以前に合併等を実施する場合の特例)

第320条 上場会社は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のJASDAQにおける内訳区分の変更申請を行うことができるものとする。この場合におけるJASDAQにおける内訳区分変更申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定める。

更申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定める。

2～4 (略)

(債務超過の解消に向けた計画等の開示)

第408条の2 上場会社がその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合は、当該事業年度の末日から起算して3か月以内(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由により、3か月以内の開示することが困難であると当取引所が認める場合は、この限りでない。)に、債務超過を解消するための取組み及びその実施時期について記載した計画を開示しなければならない。

2 上場会社は、前項に規定する計画を開示してから債務超過を解消するまでの間、各事業年度若しくは各四半期累計期間又は各連結会計年度若しくは各四半期連結累計期間に係る決算の内容を第404条の定めるところにより開示するまでの間において、前項により開示した計画の進捗状況について開示しなければならない。

(流通株式等の改善に向けた計画の開示)

第408条の3 上場株券等がその事業年度の末日において、次の各号に掲げる市場区分に従い、当該各号に規定する場合のいずれかに該当するときは、上場株券等の発行者である上場会社は、当該事業年度の末日から起算して3か月以内に、その状況を解消するための取組み及びその実施時期について記載した計画を開示しなければならない。

(1) 市場第一部

- a 流通株式の数が、上場会社の事業年度の末日において2万単位未満である場合
- b 流通株式の時価総額が、上場会社の事業年度の末日において100億円未満である場合
- c 流通株式の数が上場会社の事業年度の末日において上場株券等の35%未満である場合(第728条の規定の適用を受けて上場した場合で、施行規則で定めるときを除く。)

(2) 市場第二部

2～4 (略)

(新設)

(新設)

a 流通株式の時価総額が、上場会社の事業年度の末日において10億円未満である場合

b 流通株式の数が上場会社の事業年度の末日において上場株券等の25%未満である場合（第728条の規定の適用を受けて上場した場合で、施行規則で定めるときを除く。）

(3) マザーズ

a 流通株式の時価総額が、上場会社の事業年度の末日において5億円未満である場合

b 流通株式の数が上場会社の事業年度の末日において上場株券等の25%未満である場合（第728条の規定の適用を受けて上場した場合で、施行規則で定めるときを除く。）

(4) JASDAQ（内訳区分がスタンダードである場合に限る）

a 株主数が、上場会社の事業年度の末日において400人未満である場合

b 流通株式の数が、上場会社の事業年度の末日において2,000単位未満である場合

c 流通株式の時価総額が、上場会社の事業年度の末日において10億円未満である場合

d 流通株式の数が上場会社の事業年度の末日において上場株券等の25%未満である場合（第728条の規定の適用を受けて上場した場合で、施行規則で定めるときを除く。）

2 上場会社は、前項に規定する計画を開示してから前項各号に定める状況を解消するまでの間、事業年度の末日から起算して3か月以内に、前項の規定により開示した計画の進捗状況について開示しなければならない。

3 事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である上場会社についての前2項の規定の適用については、同項中「事業年度の末日」とあるのは「株主等基準日」とする。

(事業計画及び成長可能性に関する事項)

第408条の4 マザーズの上場会社は、1事業年度に対して1回以上、事業計画及び成長可能性に関する事項について開示しな

(新設)

なければならない。この場合における取扱いは施行規則で定める。

(コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明)

第436条の3 上場内国株券の発行者は、別添「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を第419条に規定する報告書において説明するものとする。この場合において、「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが必要となる各原則の範囲については、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 本則市場及びJASDAQの上場会社

基本原則・原則・補充原則

(2) マザーズの上場会社

基本原則

(内部者取引等の未然防止に向けた体制整備)

第449条 (略)

2 上場内国会社は、前項に規定する体制の整備の一環として、J-I R I S S (日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいう。)への情報の登録を行うよう努めるものとする。

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第501条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が第601条第1項第9号の2、第12号a (第204条第1項、第211条第1項又は第216条の2第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合を除く。)、第19号又は第20号(第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号、同条第2

(コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明)

第436条の3 上場内国株券の発行者は、別添「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を第419条に規定する報告書において説明するものとする。この場合において、「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが必要となる各原則の範囲については、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 本則市場の上場会社

基本原則・原則・補充原則

(2) マザーズ及びJASDAQの上場会社

基本原則

(内部者取引等の未然防止に向けた体制整備)

第449条 (略)

(新設)

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第501条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が第601条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号(第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号、同条第2項第1号、第604条の2第1項第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号による場合を含む。)に該当するおそれがあ

項第1号、第604条の2第1項第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は第604条の5第2号による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合

(2)～(5) (略)

2～8 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) (略)

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(施行規則で定める場合を除く。)において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、施行規則で定める場合はこの限りでない。

(6)～(11) (略)

(12) 上場契約違反等

次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると当取引所が認めた場合

a 上場会社が上場契約に関する重大な違反を行ったとして施行規則で定める場合、第204条第1項、第211条第1項、第216条の2第1項、第301条第3項、第307条第2項、第312条第3項、第313条の2第3項、第313条の5第3項若しくは第

ると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合

(2)～(5) (略)

2～8 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(4) (略)

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(6)～(11) (略)

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約に関する重大な違反を行ったとして施行規則で定める場合、第204条第1項、第211条第1項、第216条の2第1項、第301条第3項、第307条第2項、第312条第3項、第313条の2第3項、第313条の5第3項若しくは第315条の2第3項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなく

315条の2第3項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

b 上場会社が新規上場の申請に係る宣誓書（第204条第1項、第211条第1項、第216条の2第1項の規定により提出した宣誓書をいう。ただし、テクニカル上場規定の適用を受けて当該申請を行った者が提出した宣誓書を除く。）において宣誓した事項について違反を行い（前aの場合を除く。）、新規上場に係る基準に適合していなかったと当取引所が認めた場合（当取引所が施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査を不要と認めた場合を除く。）において、当該上場会社が施行規則で定める基準に適合しないとき

(13)～(20) (略)

2・3 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第603条 マザーズの上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に、債務超過の状態である場合（施行規則で定める場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、施行規則で定める場合はこの限りでない。

なることとなった場合

(13)～(20) (略)

2・3 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第603条 マザーズの上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)・(2) (略)

(3) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に、債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合

(4)～(6) (略)

2・3 (略)

(上場廃止に係る審査の申請等)

第605条 (略)

2・3 (略)

4 当取引所は、第601条第1項第12号b(第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第1項第6号、第604条第1項第2号、同条第2項第1号、第604条の2第3号、第604条の3第2号、第604条の4第1項第2号又は前条第2号による場合を含む。以下この条において同じ。)に定める施行規則で定める基準に適合するかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合(当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。)は、第601条第1項第12号bに該当したものとみなす。

5 第2項及び第3項の申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事取引参加者が作成した当取引所所定の「確認書」を提出するものとする。

6 当取引所は、第1項から第4項までの審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

第705条 削除

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援する会社が発行する株券)

第707条 株式会社地域経済活性化支援機構(以下「地域経済活性化支援機構」という。)が再生支援決定(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63

(当取引所が適当と認める場合に限り。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(4)～(6) (略)

2・3 (略)

(上場廃止に係る審査の申請等)

第605条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 前2項の申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事取引参加者が作成した当取引所所定の「確認書」を提出するものとする。

5 当取引所は、第1項から第3項までの審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

(退職給付会計基準の適用等)

第705条 新規上場申請者又は上場会社

(外国会社を除く。)が、平成10年6月16日付で企業会計審議会により公表された退職給付に係る会計基準の適用を受ける場合等の取扱いは施行規則で定める。

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援する会社が発行する株券)

第707条 株式会社地域経済活性化支援機構(以下「地域経済活性化支援機構」という。)が再生支援決定(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63

号) 第25条第4項に規定する再生支援決定をいう。以下同じ。)を行った会社(再生支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等(株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。)が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。)の発行する株券(優先株等を除く。以下この条において同じ。)が、再生支援決定が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であって、かつ、地域経済活性化支援機構が当該会社の再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度(地域経済活性化支援機構が当該会社の再生支援決定に係る全ての業務を完了した日の属する事業年度の末日後に開始するものを除く。)を直前事業年度として当該会社が発行する株券の新規上場申請を行うときにおける第210条の規定の適用については、同条第1項第5号を次のとおりとする。

(6) 利益の額又は売上高

次のa又はbに適合すること。

a 最近1年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)における利益の額が12億5千万円以上であること。

b 最近1年間における売上高が100億円以上であって、かつ、上場日における時価総額が1,000億円以上となる見込みのあること。

2 被支援会社である上場会社が、地域経済活性化支援機構が当該上場会社の再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度(地域経済活性化支援機構が当該上場会社の再生支援決定に係る全ての業務を完了した日の属する事業年度の末日後に開始するものを除く。)を直前事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請をする場合における第308条の規定の適用については、同条第6号を次のとおりとする。

(6) 利益の額又は売上高

次のa又はbに適合すること。

a 最近1年間(「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日

号) 第25条第4項に規定する再生支援決定をいう。以下同じ。)を行った会社(再生支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等(株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。)が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。)の発行する株券(優先株等を除く。以下この条において同じ。)が、再生支援決定が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であって、かつ、地域経済活性化支援機構が当該会社の再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度(地域経済活性化支援機構が当該会社の再生支援決定に係る全ての業務を完了した日の属する事業年度の末日後に開始するものを除く。)を直前事業年度として当該会社が発行する株券の新規上場申請を行うときにおける第205条の規定の適用については、同条第6号を次のとおりとする。

(6) 利益の額又は時価総額

次のa又はbに適合すること。

a 最近1年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)における利益の額が4億円以上であること。

b 上場日における時価総額が500億円以上となる見込みのあること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

2 被支援会社である上場会社が、地域経済活性化支援機構が当該上場会社の再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度(地域経済活性化支援機構が当該上場会社の再生支援決定に係る全ての業務を完了した日の属する事業年度の末日後に開始するものを除く。)を直前事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請をする場合における第308条の規定の適用については、同条第6号を次のとおりとする。

(6) 利益の額又は時価総額

次のa又はbに適合すること。

a 最近1年間(「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日

(一部指定申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日)を起算日としてさかのぼる。以下この条において同じ。)における利益の額が12億5千万円以上であること。

b 最近1年間における売上高が100億円以上であって、かつ、上場会社の時価総額が1,000億円以上であること。

3 被支援会社である上場会社が発行する株券についての第311条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合(当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。))にあつては、債務超過の状態となった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。(施行規則で定める場合を除く。))。

(削る)

(一部指定申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日)を起算日としてさかのぼる。以下この条において同じ。)における利益の額が4億円以上であること。

b 上場会社の時価総額が500億円以上であること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

3 被支援会社である上場会社が発行する株券についての第311条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合(当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、その事業年度の末日から1年以内(当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度(当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。))の末日以前に終了するときに限る。))に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。))にあつては、債務超過の状態となった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。))に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。))には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a 法律の規定に基づく再生手続又は更

(削る)

(削る)

(削る)

4 被支援会社である上場会社が発行する株券についての第601条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（施行規則で定める場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき

（当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあっては、債務超過の状態でなくならなかった場合であって、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）ただし、施行規則で定める場合はこの限りでない。

生手続

b 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

4 被支援会社である上場会社が発行する株券についての第601条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年を経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であって、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画してい

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

5 被支援会社である上場会社が発行する株券についての第603条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。

(3) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（施行規則で定める場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき

（当該上場会社が地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であって、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われなことが確認できたとき。）ただし、施行規則で定める場合はこの限りでない。

る場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

b 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

5 被支援会社である上場会社が発行する株券についての第603条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。

(3) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間ににおいて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態

でなくならなかったとき（当該上場会社が地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であって、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われなことが確認できたとき。）ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかを行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合に

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

6 第4項の規定は、被支援会社である上場会社が発行する株券についての第604条の2第1項第3号及び第604条の4第1項第2号の規定により適用される第601条第1項について準用する。

第715条 削除

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた形式要件の特例)

第722条 新規上場申請者(第205条第7号c(第206条第1項第1号による場合を含む。))又は第212条第6号b(第213条第1号、第216条の3第5号a、第216条の4第2号b、第216条の6第2号b又は第216条の7第4号による場合を含む。)に適合しない者に限る。)が、新規上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは施行規則で定める。

あつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

b 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

6 第4項の規定は、被支援会社である上場会社が発行する株券についての第604条の2第3号及び第604条の4第1項第2号の規定により適用される第601条第1項について準用する。

(株式会社ゆうちょ銀行又は株式会社かんぽ生命保険に対する形式要件等の特例)

第715条 株式会社ゆうちょ銀行又は株式会社かんぽ生命保険については、第205条第2号c及び第210条第1項第2号bの規定を適用しないものとする。

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた形式要件の特例)

第722条 新規上場申請者(第205条第7号c(第206条第1項第1号による場合を含む。))又は第212条第6号b(第213条第1項第1号、第216条の3第5号a、第216条の4第2号b、第216条の6第2号b又は第216条の7第4号による場合を含む。)に適合しない者に限る。)が、新規上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは施行規則で定める。

2 (略)

(大規模な公募及び売出しを伴う新規上場に係る形式要件の特例)

第728条 新規上場申請日から上場日の前日までの期間における新規上場申請に係る株券等の公募又は売出しの総額が1,000億円以上となる見込みのある場合であつて、施行規則で定めるときにおける第205条(第206条第1項、第216条の3、第216条の4による場合を含む。)の規定の適用については、同条第2号cを次のとおりとする。

c 流通株式の数が、上場の時までに、上場株券等の数の10%以上となる見込みのあること。

2 新規上場申請日から上場日の前日までの期間における新規上場申請に係る株券等の公募又は売出しの総額が1,000億円以上となる見込みのある場合であつて、施行規則で定めるときにおける第210条の規定の適用については、同条第1項第2号cを次のとおりとする。

c 流通株式の数が、上場の時までに、上場株券等の数の10%以上となる見込みのあること。

3 新規上場申請日から上場日の前日までの期間における新規上場申請に係る株券等の公募又は売出しの総額が1,000億円以上となる見込みのある場合であつて、施行規則で定めるときにおける第212条(第213条による場合を含む。)の規定の適用については、同条第2号cを次のとおりとする。

c 流通株式の数が、上場の時までに、上場株券等の数の10%以上となる見込みのあること。

(上場審査の形式要件)

第804条 優先株等の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱い
は施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が次のaからeまでに適合していること。

a 1単位以上の優先株等の所有者数

2 (略)

(新設)

(上場審査の形式要件)

第804条 優先株等の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱
いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が次のaからeまでに適合していること。

a 1単位以上の優先株等の所有者数

が、上場の時までには、400人以上となる見込みのあること。

b 次の(a)から(c)までに適合すること。

(a) 流通株式の数が、上場の時までには、2,000単位以上となる見込みのあること。

(b) (略)

(c) 流通株式の数が、上場の時までには、上場優先株等の数の25%以上となる見込みのあること。

c～e (略)

(上場審査の形式要件)

第816条 優先証券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 新規上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。

a 1単位以上の優先証券の所有者数が、上場の時までには、400人以上となる見込みのあること。

b 次の(a)から(c)までに適合すること。

(a) 流通株式の数が、上場の時までには、2,000単位以上となる見込みのあること。

(b) (略)

(c) 流通株式の数が、上場の時までには、上場優先証券(当取引所に上場している優先証券をいう。以下同じ。)の数の25%以上となる見込みのあること。

c・d (略)

(2) (略)

(社債券の上場審査基準)

第904条 (略)

2 新規上場申請銘柄が外国社債券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものをいい、新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。以下この章において同じ。)である場合には、前項第1号に掲げる基準については、同号の規定にかかわら

が、上場の時までには、800人以上となる見込みのあること。

b 次の(a)から(c)までに適合すること。

(a) 流通株式の数が、上場の時までには、4,000単位以上となる見込みのあること。

(b) (略)

(c) 流通株式の数が、上場の時までには、上場優先株等の数の30%以上となる見込みのあること。

c～e (略)

(上場審査の形式要件)

第816条 優先証券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 新規上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。

a 1単位以上の優先証券の所有者数が、上場の時までには、800人以上となる見込みのあること。

b 次の(a)から(c)までに適合すること。

(a) 流通株式の数が、上場の時までには、4,000単位以上となる見込みのあること。

(b) (略)

(c) 流通株式の数が、上場の時までには、上場優先証券(当取引所に上場している優先証券をいう。以下同じ。)の数の30%以上となる見込みのあること。

c・d (略)

(2) (略)

(社債券の上場審査基準)

第904条 (略)

2 新規上場申請銘柄が外国社債券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものをいい、新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。以下この章において同じ。)である場合には、前項第1号に掲げる基準については、同号の規定にかかわら

ず、次の各号に掲げる外国社債券の区分に応じ、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 次号に規定する保証付外国社債券以外の外国社債券

次の a 又は b に適合していること。

a 新規上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。

b 発行する株券等が、第 205 条第 2 号 a 及び第 3 号から第 7 号まで並びに第 206 条第 1 項第 3 号（外国社債券の発行者が民営化外国会社である場合には、第 205 条第 2 号 a 及び b、第 5 号、第 206 条第 1 項第 3 号並びに同条第 2 項第 1 号から第 3 号まで）に適合しており、当取引所が第 207 条に定める上場審査に準じた審査を行い、当該株券等を上場することが適当であると認めることができる会社であること。

(2) (略)

3 (略)

(変更上場申請)

第 946 条 上場 E T N 信託受益証券の発行者が、上場 E T N 信託受益証券の名称又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の名称を変更するときは、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出することにより、その変更を申請するものとする。ただし、有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が、次条の規定に基づく情報の開示又は第 948 条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその変更を申請したものとみなす。

(削る)

(削る)

2 (略)

(上場 E T N に関する情報の開示)

ず、次の各号に掲げる外国社債券の区分に応じ、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 次号に規定する保証付外国社債券以外の外国社債券

次の a 又は b に適合していること。

a 新規上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。

b 発行する株券等が、第 205 条第 2 号 a 及び第 3 号から第 7 号まで並びに第 206 条第 1 項第 3 号（外国社債券の発行者が民営化外国会社である場合には、第 205 条第 2 号 a、第 3 号及び第 5 号、第 206 条第 1 項第 3 号並びに同条第 3 項第 1 号から第 3 号まで）に適合しており、当取引所が第 207 条に定める上場審査に準じた審査を行い、当該株券等を上場することが適当であると認めることができる会社であること。

(2) (略)

3 (略)

(変更上場申請)

第 946 条 上場 E T N 信託受益証券の発行者が、次の各号に掲げる事項を変更するときは、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

(1) 上場 E T N 信託受益証券の発行可能限度額若しくは発行可能総受益権口数又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行可能限度額若しくは発行可能総証券数

(2) 上場 E T N 信託受益証券の名称又は上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の名称

2 (略)

(情報の開示)

第947条 (略)

(削る)

2 上場E T N信託受益証券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) ~ (7) (略)

(8) 上場E T N信託受益証券の一証券あたりの償還価額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合

3 (略)

(上場E T Nに関する情報の提供)

第947条の2 上場E T N信託受益証券の発行者は、当該上場E T N信託受益証券に関する次の各号に掲げる情報を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの日々の残存償還価額総額及び一証券あたりの償還価額

(2) 上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの一証券あたりの償還価額と特定の指標の変動の連動状況

(3) その他当取引所が必要と認める事項

2 前項に規定する者は、前項の規定に基づく情報提供の方法を記載した書面を提出するものとし、情報提供の方法を変更する場合には、あらかじめ変更後の方法を記載し

第947条 (略)

2 上場E T N信託受益証券の発行者は、当該上場E T N信託受益証券に関する次の各号に掲げる事項を施行規則で定めるところにより日々開示しなければならない。

(1) 上場E T N信託受益証券の上場受益権口数並びに上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの残存償還価額総額及び一証券あたりの償還価額

(2) 上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの一証券あたりの償還価額と特定の指標の日々変動率の乖離率

(3) その他当取引所が必要と認める事項

3 上場E T N信託受益証券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) ~ (7) (略)

(新設)

4 (略)

(新設)

た書面を提出するものとする。

3 第1項に規定する者は、前項の規定に基づき提出した書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場ETNに関する行動規範)

第950条の2 (略)

2 前項に規定する者は、上場ETN信託受益証券の円滑な流通及び公正な価格形成に資する情報の投資者への提供に努めるものとする。

(準用規定等)

第957条 (略)

2～4 (略)

5 第501条から第504条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場債券、上場交換社債券及び上場ETN信託受益証券の銘柄に対する実効性の確保について準用する。この場合において、第947の2の規定は、第501条第1項第3号、第502条第1項第1号、第508条第1項第1号及び第509条第1項第1号の準用による上場ETNに関する情報の開示に係る規定とみなす。

6 (略)

(上場審査基準)

第1104条 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号d又はdの4の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託を除く。以下この号、第1107条の2第1項及び第1112条第1項第3号において同じ。))の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(c)及びcの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(h)及びcの3を除く。)に適合していること。

(行動規範)

第950条の2 (略)

(新設)

(準用規定等)

第957条 (略)

2～4 (略)

5 第501条から第504条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場債券、上場交換社債券及び上場ETN信託受益証券の銘柄に対する実効性の確保について準用する。

6 (略)

(上場審査基準)

第1104条 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における第2号d又はdの4の審査に関して必要な事項は、上場審査等に関するガイドラインをもって定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからgまで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投資信託に該当するものを除く。以下この号、第1107条第2項第1号及び第1112条第1項第3号において同じ。))の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(c)及びcの2を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(h)及びcの3を除く。)に適合

a～g (略)

(3) (略)

2～6 (略)

(変更上場申請)

第1105条 上場ETFに係る管理会社及び信託受託者（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあっては、外国投資法人及び管理会社）が、上場ETFの名称を変更するときは、当該管理会社又は信託受託者（外国投資証券に該当する外国ETF又は当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあっては、外国投資法人又は管理会社）は、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出することにより、その変更を申請するものとする。ただし、「有価証券変更上場申請書」に記載すべき事項が、第1107条の規定に基づく情報の開示又は第1108条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその変更を申請したものとみなす。

(削る)

(削る)

2 (略)

(上場ETFに関する情報の開示)

第1107条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(削る)

していること。

a～g (略)

(3) (略)

2～6 (略)

(変更上場申請)

第1105条 上場ETFに係る管理会社及び信託受託者（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあっては、外国投資法人及び管理会社）が、次の各号に掲げる事項を変更するときは、当該管理会社又は信託受託者（外国投資証券に該当する外国ETF又は当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあっては、外国投資法人又は管理会社）は、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

(1) 投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の信託金の限度額又は発行可能投資口総口数（投資法人債券に類する外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、当該外国投資証券の発行可能な数量をいう。）

(2) 上場ETFの名称

2 (略)

(上場ETFに関する情報の開示)

第1107条 (略)

2 前項の情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 前項に規定する者は、当該上場ETFに関する次のaからdまで（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国ETF、投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ETF、外国ETF

F、外国ETF信託受益証券、内国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、aを除く。)に掲げる事項について日々(aに掲げる事項については新たに確定した内容がない日を除く。)開示しなければならない。

a 将来の追加信託により受益証券を取得するために必要な有価証券のポートフォリオに関して確定した内容

b 上場ETFの上場受益権口数又は上場投資口数(投資法人債券に類する外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、当該上場外国ETFの数量をいう。)、純資産総額(投資法人債券に類する外国投資証券に該当する外国ETFにあつては、当該上場外国ETFの投資信託財産等の総額をいう。)及び一口あたりの純資産額(当該外国ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあつては、投資信託財産等の金額を当該外国ETFの数量で除した金額をいう。以下同じ。)

c 上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の終値の変動率に係る乖離率

d その他当取引所が必要と認める事項

(1) 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次のaからiまでのいずれかに該当する場合

(a及びbに掲げる事項にあつては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a～h (略)

i 上場ETFの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合

(2) 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券

(1) 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次のaからhまでのいずれかに該当する場合

(a及びbに掲げる事項にあつては、施行規則で定める基準その他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものに該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a～h (略)

(新設)

(3) 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券

券に限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次のaからhまでのいずれかに該当する場合(a及びcに掲げる事項にあっては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a～g (略)

h 上場ETFの一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合

3～6 (略)

(上場ETFに関する情報の提供)

第1107条の2 上場ETFに係る管理会社(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券にあっては、外国投資法人及び管理会社)は、当該上場ETFに関する次の各号に掲げる情報(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券に該当する内国ETF、投資信託法施行令第12条第1号に掲げる投資信託の受益証券に該当する内国ETF、外国ETF、外国ETF信託受益証券、内国商品現物型ETF、外国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては、第1号を除く。)を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 将来の追加信託により受益証券を取得するために必要な有価証券のポートフォリオに関して日々確定した内容(新たに確定した内容がない日を除く。)

(2) 上場ETFの日々の純資産総額(投資法人債券に類する外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、当該上場外国ETFの投資信託財産等の総額をいう。)及び一口あたりの純資産額(当該外国ETFが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあっては、投資信託財産等の金額を当該外国ETFの数量で除した金額をいう。以下同じ。)

(3) 上場ETFの一口あたりの純資産額と特定の指標の変動に係る連動状況

券に限る。)に係る外国投資法人及び管理会社は、次のaからgまでのいずれかに該当する場合(a及びcに掲げる事項にあっては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a～g (略)

(新設)

3～6 (略)

(新設)

(4) その他当取引所が必要と認める事項

2 前項に規定する者は、前項の規定に基づく情報提供の方法を記載した書面を提出するものとし、情報提供の方法を変更する場合には、あらかじめ変更後の方法を記載した書面を提出するものとする。

3 第1項に規定する者は、前項の規定に基づき提出した書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(書類の提出等)

第1108条 第1107条第1項に規定する者が当取引所に対して行う書類の提出等については、施行規則で定めるところによる。

2 (略)

(上場ETFに関する行動規範)

第1110条の3 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する者は、上場ETFの円滑な流通及び公正な価格形成に資する情報の投資者への提供に努めるものとする。

(実効性の確保)

第1111条 第501条から第504条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。この場合において、第1107条の2の規定は、第501条第1項第3号、第502条第1項第1号、第508条第1項第1号及び第509条第1項第1号の準用による上場ETFに関する情報の開示に係る規定とみなす。

(第6編における定義)

第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(1)の2 インフラ資産 次のaからiまでに掲げる資産をいう。

a～e (略)

f a及びcから前eまでの資産をリー

(書類の提出等)

第1108条 前条第1項に規定する者が当取引所に対して行う書類の提出等については、施行規則で定めるところによる。

2 (略)

(上場ETFに関する行動規範)

第1110条の3 (略)

2 (略)

(新設)

(実効性の確保)

第1111条 第501条から第504条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。

(第6編における定義)

第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(1)の2 インフラ資産 次のaからiまでに掲げる資産をいう。

a～e (略)

f a及びcから前eまでの資産をリー

ス物件とする財務諸表等規則第16条の2第1項及び第2項に規定するもの

g～i (略)

(1)の3～(9)の5 (略)

(10) 不動産投資法人計算規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに規定する資産並びにこれらをリース物件とする財務諸表等規則第16条の2第1項及び第2項に規定するものをいう。

(11)～(18) (略)

(19) 流動資産等投資法人計算規則第37条第3項第1号イからハマで、ホからチまで及び同項第4号ニに規定する資産(同項第1号チに規定する資産にあっては、未収消費税に限る。)並びに当該資産を信託する信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)をいう。

(上場審査の形式要件)

第1205条 不動産投資信託証券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからoまでに適合していること。

a～h (略)

i 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前営業期間又は計算期間の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)に終了する各営業期間(当該投資証券の発行者の設立後の期間に限る。以下このiにおいて同じ。)若しくは各計算期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このiにおいて同じ。)の財務諸表等又は各営業期間若しくは各計算期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

(b) (略)

j～o (略)

ス物件とする財務諸表等規則第16条の3第1項及び第2項に規定するもの

g～i (略)

(1)の3～(9)の5 (略)

(10) 不動産投資法人計算規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに規定する資産並びにこれらをリース物件とする財務諸表等規則第16条の3第1項及び第2項に規定するものをいう。

(11)～(18) (略)

(19) 流動資産等投資法人計算規則第37条第3項第1号イからハマで、ホからリまで及び同項第4号ニに規定する資産(同項第1号リに規定する資産にあっては、未収消費税に限る。)並びに当該資産を信託する信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)をいう。

(上場審査の形式要件)

第1205条 不動産投資信託証券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからoまでに適合していること。

a～h (略)

i 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前営業期間又は計算期間の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)に終了する各営業期間(当該投資証券の発行者の設立後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)若しくは各計算期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)の財務諸表等又は各営業期間若しくは各計算期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

(b) (略)

j～o (略)

(新不動産投資信託証券等の上場申請)

第1209条 上場不動産投資信託証券に係る投資法人若しくは投資信託の新たに発行される投資口若しくは受益権に係る不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券に係る投資法人の新たに発行される新投資口予約権証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、第1201条の2第1項各号に定める者(以下「上場不動産投資信託証券の発行者等」という。)のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。ただし、「有価証券上場申請書」に記載すべき事項が、第1213条の規定に基づく情報の開示又は第1214条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその上場を申請したものとみなす。

2・3 (略)

(変更上場申請)

第1212条 第1209条に規定する場合のほか、上場不動産投資信託証券の発行者等が、当該上場不動産投資信託証券の銘柄、数量等を変更しようとする場合は、上場不動産投資信託証券の発行者等のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出することにより、その変更を申請するものとする。ただし、「有価証券変更上場申請書」に記載すべき事項が、次条の規定に基づく情報の開示又は第1214条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその変更を申請したものとみなす。

2 (略)

(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)

第1213条 (略)

2 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、

(新不動産投資信託証券等の上場申請)

第1209条 上場不動産投資信託証券に係る投資法人若しくは投資信託の新たに発行される投資口若しくは受益権に係る不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券に係る投資法人の新たに発行される新投資口予約権証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、第1201条の2第1項各号に定める者(以下「上場不動産投資信託証券の発行者等」という。)のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2・3 (略)

(変更上場申請)

第1212条 上場不動産投資信託証券の発行者等が、当該上場不動産投資信託証券の銘柄、数量等を変更しようとする場合は、上場不動産投資信託証券の発行者等のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 (略)

(上場不動産投資信託証券に関する情報の開示)

第1213条 (略)

2 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、

次の a から d までのいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a （略）

b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人に、次の（a）から（t）までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

（a）～（q）

（r） 削除

（s）・（t）

3 （略）

4 第412条の規定は、上場不動産投資信託証券の発行者等の情報の開示に係る審査等について準用する。

5・6 （略）

（新証券の上場申請）

第1309条 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が当取引所に上場していない新たなベンチャーファンドの上場を申請する場合には、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人又はベンチャーファンド資産運用会社が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。ただし、「有価証券上場申請書」に記載すべき事項が、第1312条の規定に基づく情報の開示又は第1313条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその上場を申請したものとみなす。

2・3 （略）

次の a から d までのいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a （略）

b 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人に、次の（a）から（t）までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

（a）～（q）

（r） 資産の総額のうちに占める投資信託法施行規則第105条第1号へに規定する不動産等資産（以下この（r）において同じ。）の価額の合計額の割合が100分の50を超えることとなったこと（資産の総額の100分の50を超える額を不動産等資産に対する投資として運用することを規約に定めている場合を除く。）。

（s）・（t）

3 （略）

4 第412条の規定は、上場不動産投資信託証券の発行者等の会社情報の開示に係る審査等について準用する。

5・6 （略）

（新証券の上場申請）

第1309条 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が当取引所に上場していない新たなベンチャーファンドの上場を申請する場合には、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人又はベンチャーファンド資産運用会社が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2・3 （略）

(変更上場申請)

第1311条 第1309条に規定する場合のほか、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社（以下「上場ベンチャーファンド発行者等」という。）が、当該ベンチャーファンドの銘柄、数量等を変更しようとする場合は、当該上場ベンチャーファンド発行者等のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出することにより、その変更を申請するものとする。ただし、「有価証券変更上場申請書」に記載すべき事項が、次条の規定に基づく情報の開示又は第1313条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその変更を申請したものとみなす。

2 (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)

第1312条 (略)

2～6 (略)

7 第412条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等の情報の開示に係る審査等について準用する。

8 (略)

(新証券の上場申請)

第1407条 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人が当取引所に上場していない新たなカントリーファンドの上場を申請する場合には、当該上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人又はカントリーファンド資産運用会社が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。ただし、「有価証券上場申請書」に記載すべき事項が、第1410条の規定に基づく情報の開示又は第1411条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその上場を申請したものとみなす。

2・3 (略)

(変更上場申請)

(変更上場申請)

第1311条 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社（以下「上場ベンチャーファンド発行者等」という。）が、当該ベンチャーファンドの銘柄、数量等を変更しようとする場合は、当該上場ベンチャーファンド発行者等のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)

第1312条 (略)

2～6 (略)

7 第412条の規定は、上場ベンチャーファンド発行者等の会社情報の開示に係る審査等について準用する。

8 (略)

(新証券の上場申請)

第1407条 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人が当取引所に上場していない新たなカントリーファンドの上場を申請する場合には、当該上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人又はカントリーファンド資産運用会社が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2・3 (略)

(変更上場申請)

第1409条 第1407条に規定する場合のほか、上場カンントリーファンドに係るカンントリーファンド発行投資法人及びカンントリーファンド資産運用会社（以下「上場カンントリーファンド発行者等」という。）が、当該上場カンントリーファンドの銘柄、数量等を変更しようとする場合は、当該上場カンントリーファンド発行者等のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出することにより、その変更を申請するものとする。ただし、「有価証券変更上場申請書」に記載すべき事項が、次条の規定に基づく情報の開示又は第1411条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその変更を申請したものとみなす。

2 (略)

(上場カンントリーファンドに関する情報の開示)

第1410条 (略)

2 (略)

3 第412条の規定は、上場カンントリーファンド発行者等の情報の開示に係る審査等について準用する。

4 (略)

(新インフラファンド等の上場申請)

第1509条 新たに発行される投資口若しくは受益権に係るインフラファンド又は上場内国インフラファンドに係る投資法人の新たに発行される新投資口予約権証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、第1501条第1項各号に定める者（以下「上場インフラファンドの発行者等」という。）のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。ただし、「有価証券上場申請書」に記載すべき事項が、第1513条の規定に基づく情報の開示又は第1514条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその上場を申請したものとみなす。

2・3 (略)

第1409条 上場カンントリーファンドに係るカンントリーファンド発行投資法人及びカンントリーファンド資産運用会社（以下「上場カンントリーファンド発行者等」という。）が、当該上場カンントリーファンドの銘柄、数量等を変更しようとする場合は、当該上場カンントリーファンド発行者等のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 (略)

(上場カンントリーファンドに関する情報の開示)

第1410条 (略)

2 (略)

3 第412条の規定は、上場カンントリーファンド発行者等の会社情報の開示に係る審査等について準用する。

4 (略)

(新インフラファンド等の上場申請)

第1509条 新たに発行される投資口若しくは受益権に係るインフラファンド又は上場内国インフラファンドに係る投資法人の新たに発行される新投資口予約権証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、第1501条第1項各号に定める者（以下「上場インフラファンドの発行者等」という。）のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2・3 (略)

(変更上場申請)

第1512条 第1509条に規定する場合のほか、上場インフラファンドの発行者等が、当該上場インフラファンドの銘柄、数量等を変更しようとする場合は、上場インフラファンドの発行者等のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出することにより、その変更を申請するものとする。ただし、「有価証券変更上場申請書」に記載すべき事項が、次条の規定に基づく情報の開示又は第1514条の規定により当取引所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその変更を申請したものとみなす。

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

2 改正後の第2条第75号の4、第202条、第205条、第206条、第210条、第212条、第213条、第216条の3から第216条の9まで、第218条、第220条、第302条の2、第308条、第309条、第310条、第313条の7、第315条、第315条の5、第319条の3、第320条、第707条第1項及び第2項並びに第728条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請、新株券等の上場申請、市場第一部銘柄への指定申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行う者から適用する。

3 改正後の第301条及び第306条の規定は、施行日以後の日に上場株券等と同一の種類の株券等を発行又は上場株券等の銘柄等の変更を行う者から適用する。

4 施行日の前日において、改正前の第311条第1項第1号に定める「株主数が、上場会社の事業年度の末日において2,000人未満である場合」に該当している銘柄に対する改正後の同号の規定の適用については、施行日の直近の基準日等における株主数が800人以上であった場合には、同号に規定する「1年以内に800人以上とまらないとき」の適用にあたって、1年以

(変更上場申請)

第1512条 上場インフラファンドの発行者等が、当該上場インフラファンドの銘柄、数量等を変更しようとする場合は、上場インフラファンドの発行者等のうちいずれかの者が当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 (略)

内に株主数が800人以上になったものとみなす。

- 5 改正後の第311条第1項第5号、第408条の2、第601条第1項第5号、第603条及び第707条第3項から第5項までの規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。
- 6 改正後の第314条の規定は、施行日以後に上場会社の吸収合併等を行う者から適用する。
- 7 改正後の第408条の3、第408条の4及び第436条の3は施行日以後に新規上場申請、市場第一部銘柄への指定申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者から適用する。
- 8 改正後の第501条、第601条第1項第12号b及び第605条の規定は、施行日以後に新規上場申請を行い、承認を受けた者から適用する。
- 9 改正後の第946条及び第1105条の規定は、施行日以後の日に上場ETN又は上場ETFの名称の変更を行う者から適用する。
- 10 改正後の第1209条、第1212条は、第1309条、第1311条、第1407条、第1409条、第1509条及び第1512条の規定は、施行日以後の日に上場不動産投資信託、上場ベンチャーファンド、上場カントリーファンド、上場インフラファンドに係る新証券等を新たに発行又は銘柄等の変更を行う者から適用する。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(上場前の取得勧誘等)</p> <p>第115条 新規上場申請者（当取引所その他の金融商品取引所に上場されている内国株券等の発行者及びこれに準ずる者並びに第110条第1項ただし書に基づく申請を行う申請者及び外国会社を除く。）の発行する内国株券等の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる募集又は売出し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等、株式等の譲受け又は譲渡及び第三者割当（開示府令第19条第2項第1号ヲ（1）及び（2）に掲げる方法を含む。）による募集株式の割当て等に関する必要な事項については、施行規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年11月1日から施行し、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。</p> | <p>(上場前の取得勧誘等)</p> <p>第115条 新規上場申請者（当取引所その他の金融商品取引所に上場されている内国株券等の発行者及びこれに準ずる者並びに第110条第1項ただし書に基づく申請を行う申請者及び外国会社を除く。）の発行する内国株券等の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる募集又は売出し、特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等、株式等の譲受け又は譲渡及び第三者割当（開示府令第19条第2項第1号ヲ（1）及び（2）に掲げる方法を含み、<u>日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する内国株券等に係る公募であって、日本証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募を除く。</u>）による募集株式の割当て等に関する必要な事項については、施行規則で定める。</p> |

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(株券等に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券等(優先株等を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態(有価証券上場規程施行規則第601条第4項第1号に定める状態(同項第4号に定める場合を除く。))をいう。以下同じ。)である銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第207条又は第216条の5のいずれかの規定の適用を受けて上場される株券等及び当該株券等の発行者が発行している優先株等に対する最初の選定審査(当該株券等の上場後最初の有価証券報告書が提出されるまでの期間における選定審査に限る。)においては、同項第1号及び第3号から第7号までに適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>3～7 (略)</p> | <p>(株券等に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券等(優先株等を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態(有価証券上場規程施行規則第601条第4項第1号に定める状態をいう。以下同じ。)である銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第207条、<u>第216条の5又は第216条の8</u>のいずれかの規定の適用を受けて上場される株券等及び当該株券等の発行者が発行している優先株等に対する最初の選定審査(当該株券等の上場後最初の有価証券報告書が提出されるまでの期間における選定審査に限る。)においては、同項第1号及び第3号から第7号までに適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>3～7 (略)</p> |
| <p>(株券等に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> | <p>(株券等に係る貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第210条第1項又は第2項の規定により上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄(以下「直接市場第一部上場銘柄」という。)</u>又は上場優先出資口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査(第6項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、<u>直接市場第一部上場銘柄については第1項第6号から第11号までの各号、優先出資証券については同項第2号及び第6号から第11号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。</u></p> |

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、他市場上場銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第1号の2、第2号及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(削る)

(削る)

(削る)

(3) (略)

7 第1項の規定にかかわらず、株券等（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、第1項第1号の2、第2号及び第6号から第11号までの各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(削る)

(削る)

8 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 (略)

2～7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、上場不動産投資信託証券（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、第1項

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、他市場上場銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 次のaからcまでに掲げる銘柄の区分に従い、当該aからcまでに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a 上場と同時に市場第一部銘柄に指定される又は指定された銘柄（優先株等を除く。）

第1項第1号の2及び第6号から第11号までの各号

b 上場優先出資口数が10万口以上である優先出資証券

第1項第2号及び第6号から第11号までの各号

c a及び前bに掲げる銘柄以外の銘柄
第1項第1号の2、第2号及び第6号から第11号までの各号

(3) (略)

8 第1項の規定にかかわらず、株券等（直接市場第一部上場銘柄及び国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 株主数が上場時点において2,200人以上である銘柄であるとき。

(2) 第1項第1号の2及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

9 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 (略)

2～7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、上場不動産投資信託証券（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各

第1号の2、第2号及び第6号から第11号までの各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(削る)

(削る)

(ベンチャーファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の5 (略)

2～6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、上場ベンチャーファンド（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、第1項第2号、第3号及び第5号から第10号までの各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(削る)

(削る)

(カンントリーファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の6 (略)

2～5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、上場カンントリーファンド（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、第1項第2号、第3号及び第5号から第9号までの各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(削る)

(削る)

(インフラファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 受益者数又は投資主数が上場時点において2、200人以上である銘柄であるとき。

(2) 第1項第1号の2及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(ベンチャーファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の5 (略)

2～6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、上場ベンチャーファンド（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 投資主数が上場時点において2、200人以上である銘柄であるとき。

(2) 第1項第2号及び第5号から第10号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(カンントリーファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の6 (略)

2～5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、上場カンントリーファンド（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 投資主数が上場時点において2、200人以上である銘柄であるとき。

(2) 第1項第2号及び第5号から第9号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(インフラファンドに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の7 (略)

2～7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、上場インフラファンド（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、第1項第2号、第3号及び第7号から第12号までの各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(削る)

(削る)

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

別表第2（第3条第3項第3号、同条第6項第3号関係） (略)

別表第3（第3条の2 第2項関係） (略)

別表第4（第3条の5 第2項関係） (略)

別表第5（第3条の6 第2項関係） (略)

別表第6（第3条の7 第2項関係） (略)

別表第7（第6条第2項関係） (略)

別表第8（第6条の2 第2項関係） (略)

別表第9（第6条の4 第2項関係） (略)

別表第10（第6条の5 第2項関係）
(略)

別表第11（第6条の6 第2項関係）
(略)

第3条の7 (略)

2～7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、上場インフラファンド（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 受益者数又は投資主数が上場時点において2,200人以上である銘柄であるとき。

(2) 第1項第2号及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

別表第2（第3条第4項第3号、同条第7項第3号関係） (略)

別表第3（第3条の2 第1項関係） (略)

別表第4（第3条の5 第1項関係） (略)

別表第5（第3条の6 第1項関係） (略)

別表第6（第3条の7 第1項関係） (略)

別表第7（第6条第1項関係） (略)

別表第8（第6条の2 第1項関係） (略)

別表第9（第6条の4 第1項関係） (略)

別表第10（第6条の5 第1項関係）
(略)

別表第11（第6条の6 第1項関係）
(略)

| | |
|------------------------|------------------------|
| 別表第12 (第7条第3項関係) (略) | 別表第12 (第7条関係) (略) |
| 別表第13 (第7条の2第2項関係) (略) | 別表第13 (第7条の2第1項関係) (略) |
| 別表第14 (第7条の3第2項関係) (略) | 別表第14 (第7条の3第1項関係) (略) |
| 別表第15 (第7条の4第2項関係) (略) | 別表第15 (第7条の4第1項関係) (略) |
| 別表第16 (第7条の5第2項関係) (略) | 別表第16 (第7条の5第1項関係) (略) |

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) 民営化外国会社 規程第206条第2項に規定する民営化外国会社をいう。</p> <p>(28)～(35) (略)</p> <p>3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 自己株式処分等決議 自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)若しくは会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議(会社法第796条第1項又は第2項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を含む。)又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議をいう。</p> <p>(13)の2～(28) (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) 民営化外国会社 規程第206条第3項に規定する民営化外国会社をいう。</p> <p>(28)～(35) (略)</p> <p>3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 自己株式処分等決議 自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)若しくは会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議(会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を含む。)又はこれらに相当する外国の法令の規定による決議をいう。</p> <p>(13)の2～(28) (略)</p> |
| <p>(削る)</p> | <p>(同時上場の定義)</p> <p>第6条の2 規程第2条第75号の4に規定する施行規則で定めることとは、<u>外国株券にあつては、当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券が当取引所への新規上場と同時期に外国金融商品取引所等(当取引所が適当と認める金融商品取引所等に限る。以下この条において同じ。)</u>におい</p> |

て上場又は継続的に取引される見込みのあることをいい、外国株預託証券にあっては、当該外国株預託証券に表示される外国株券が当取引所への新規上場と同時期に外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引される見込みのあることをいい、外国株信託受益証券にあっては、信託財産である外国株券又は当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券が当取引所への新規上場と同時期に外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引される見込みのあることをいう。

(流通株式の定義)

第8条 規程第2条第96号に規定する施行規則で定めるものとは、第1号から第3号までに掲げる者又は組合等（法第165条の2第1項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）が所有する有価証券をいう。ただし、規程第2編第2章（規程第209条、規程第210条第3項及び規程第216条を除く。）（同編第3章第4節において準用する場合を含む。）、同編第3章第2節、規程第804条及び規程第816条においては、次の各号に掲げる者又は組合等が所有する有価証券をいう。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

(4) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」 2部

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及びIIの部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該人的分割前に新規上場申請を行う場合（正当な理由によりIIの部を作成することができない場合に限る。）

(流通株式の定義)

第8条 規程第2条第96号に規定する施行規則で定めるものとは、第1号から第3号までに掲げる者又は組合等（法第165条の2第1項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）が所有する有価証券をいう。ただし、規程第2編第2章（規程第209条、規程第210条第5項及び規程第216条を除く。）（同編第3章第4節において準用する場合を含む。）、同編第3章第2節、規程第804条及び規程第816条においては、次の各号に掲げる者又は組合等が所有する有価証券をいう。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(3) (略)

(4) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」 2部

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及びIIの部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該人的分割前に新規上場申請を行う場合（正当な理由によりIIの部を作成することができない場合に限る。）

には、「新規上場申請のための有価証券報告書」はIの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

a～f (略)

g 第212条第5項第16号a又はb(第217条第5項第1号及び第5号により準用する場合を含む。)に掲げる書類に基づき、規程第205条第6号及び規程第210条第1項第5号aに規定する利益の額又は規程第210条第1項第5号bに規定する売上高を算定する場合は、「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に当該書類を添付するものとする。

(5)～(31) (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(2) (略)

(3) 新規上場申請者の商号又は名称、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」2部

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。

a～c (略)

d aの規定により作成する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載する財務書類は、継続開示会社である外国会社を除き、財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

e (略)

(4)～(7) (略)

(8) 当取引所所定の「株主数状況表」又は「外国株預託証券等の所有者数状況表」(重複上場の場合に限る。)

この場合において、株主数及び流通株式の数について第212条第1項第6号及び第8号に定めるところにより取り扱うときは、「株主数状況表」又は「外国

には、「新規上場申請のための有価証券報告書」はIの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

a～f (略)

g 第212条第6項第16号a又はbに掲げる書類に基づき、規程第205条第6号aに規定する利益の額及び同号bに規定する売上高を算定する場合は、「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に当該書類を添付するものとする。

(5)～(31) (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(2) (略)

(3) 新規上場申請者の商号又は名称、その属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」2部

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。

a～c (略)

d aの規定により作成する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載する財務書類は、継続開示会社である外国会社を除き、財務諸表等規則第129条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

e (略)

(4)～(7) (略)

(8) 当取引所所定の「株主数状況表」又は「外国株預託証券等の所有者数状況表」(重複上場の場合に限る。)

株預託証券等の所有者数状況表」の提出を要しないものとする。

(9) ~ (11) (略)

3・4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第206条 規程第204条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続(法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。)により当該各号に定める書類(第4号dに掲げる書類を除く。)を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) ~ (8) (略)

(9) 新規上場申請に係る株券等の上場日が次のaからcまでに該当する場合当該aからcに規定する書類(新規上場申請者が外国会社(重複上場の場合に限る。)である場合には、この限りでない。) 各2部

a 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第1四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「新規上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等規則第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする(次のb及びcに定める「新規上場申請のための四半期報告書」において同じ。)

b (略)

(9) ~ (11) (略)

3・4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第206条 規程第204条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続(法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。)により当該各号に定める書類(第4号dに掲げる書類を除く。)を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) ~ (8) (略)

(9) 新規上場申請に係る株券等の上場日が次のaからcまでに該当する場合当該aからcに規定する書類(新規上場申請者が外国会社(重複上場の場合に限る。)である場合には、この限りでない。) 各2部

a 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合 当該事業年度の第1四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「新規上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする(次のb及びcに定める「新規上場申請のための四半期報告書」において同じ。)

b (略)

c (略)

(9) の2 前号の規定に基づき「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合 同号 a から c までに規定する期間の末日における四半期貸借対照表。この場合において、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社である場合には、新規上場申請者は四半期財務諸表等規則第83条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(10) (略)

(監査報告書等)

第207条 (略)

2 (略)

3 規程第204条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号dの規定に基づき財務諸表等規則第131条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第212条 (略)

2 規程第205条第2号bに規定する流通株式の時価総額とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い当該各号に定める価格に、前項に従い算定する流通株式の数を乗じて得た額をいう。

(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券等（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券等）の発行者である新規上場申請者

c (略)

(9) の2 前号の規定に基づき「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合 同号 a から c までに規定する期間の末日における四半期貸借対照表。この場合において、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社である場合には、新規上場申請者は四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第83条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(10) (略)

(監査報告書等)

第207条 (略)

2 (略)

3 規程第204条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいい、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号dの規定に基づき財務諸表等規則第129条に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第212条 (略)

2 規程第205条第2号bに規定する流通株式の時価総額とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い当該各号に定める価格に、前項に従い算定する流通株式の数を乗じて得た額をいう。

(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券等（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券等）の発行者である新規上場申請者

- a 当該新規上場申請者が新規上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が当該新規上場申請者の新規上場申請に係る株券等の上場を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券等の最低価格（当該株券等が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次のbにおいて同じ。）のいずれか低い価格

- b 前a以外の場合

当取引所が当該新規上場申請者の新規上場申請に係る株券等の上場を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券等の最低価格

(2) (略)

(削る)

3 (略)

4 規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 前号aに規定する直前四半期会計期間の末日における純資産の額とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結財務諸表規則の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）をいう。ただし、新規上場申請者がIFR

- a 当該新規上場申請者が新規上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が当該新規上場申請者の新規上場申請に係る株券等の上場を承認する日の前々日以前1か月間における当該株券等の最低価格（当該株券等が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次のbにおいて同じ。）のいずれか低い価格

- b 前a以外の場合

当取引所が当該新規上場申請者の新規上場申請に係る株券等の上場を承認する日の前々日以前1か月間における当該株券等の最低価格

(2) (略)

3 規程第205条第3号に規定する時価総額とは、前項各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い当該各号に定める価格に上場の時において見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額（複数の種類の株券等の新規上場申請が同時に行われた場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。）に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう

4 (略)

5 規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 前号aに規定する直前四半期会計期間の末日における純資産の額とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において

S任意適用会社である場合又は同規則第94条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(3) 削除

(4) 第2号の規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日における純資産の額とは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表等規則の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(5) 第2号及び第4号の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日における純資産の額とは、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

同じ。)をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第94条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(3) 前号の場合において、第206条第9号の2に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が負でないことを要するものとする。

(4) 前2号の規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日における純資産の額とは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(5) 前3号の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1号aに規定する直前四半期会計期間の末日における純資産の額とは、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

(6)～(12) (略)

(13) 第2号から前号までの規定は、第1号bについて準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは「直前事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「同規則第94条」とあるのは「連結財務諸表規則第94条」と、「同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「四半期連結財務諸表規則」とあるのは「連結財務諸表規則」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表等規則」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」と、「新規上場申請日の属する四半期会計期間」とあるのは「新規上場申請日の属する事業年度」とそれぞれ読み替えるものとする。

5 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 削除

(5) 削除

(6)～(12) (略)

(13) 第2号から前号までの規定は、第1号bについて準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは「直前事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「同規則第94条」とあるのは「連結財務諸表規則第94条」と、「同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」とあるのは「連結財務諸表規則」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「第206条第9号の2に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表」とあるのは「「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における貸借対照表」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」と、「新規上場申請日の属する四半期会計期間」とあるのは「新規上場申請日の属する事業年度」とそれぞれ読み替えるものとする。

6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 規程第205条第6号に規定する時価総額とは、同条第3号に規定する時価総額をいう。

(5) 規程第205条第6号に規定する売上高とは、連結損益計算書等（審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいう。ただ

(6) 削除

(7) 規程第205条第6号において、利益の額が、公認会計士又は監査法人の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、当該監査意見に基づいて修正したのちの利益の額を審査対象とする。

(8) 規程第205条第6号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、審査対象期間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額又はこれらを月割按分した額を用いて、当取引所が定めるところにより審査対象期間の利益の額を算定するものとする。この場合において、第1号から第3号までの規定は、四半期連結損益計算書等又は四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。

(9) 規程第205条第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結

し、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等上の売上高に相当する額をいうものとする。

(6) 前号の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合は、規程第205条第6号に規定する売上高とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結損益計算書等上の売上高に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に掲記される売上高に相当する額又は結合損益計算書に掲記される売上高をいうものとする。

(7) 規程第205条第6号において、利益の額又は売上高が、公認会計士又は監査法人の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、当該監査意見に基づいて修正したのちの利益の額又は売上高を審査対象とする。

(8) 規程第205条第6号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、審査対象期間の利益の額及び売上高が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額及び売上高又はこれらを月割按分した額を用いて、当取引所が定めるところにより審査対象期間の利益の額及び売上高を算定するものとする。この場合において、第1号から第3号まで、第5号及び第6号の規定は、四半期連結損益計算書等又は四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額及び売上高について準用する。

(9) 規程第205条第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び当該連結損益計算

財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額)について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、合併主体会社の利益の額(第3号に規定する利益の額をいう。)又は合併当事会社の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(9)の2 規程第205条第6号において、新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において株式交換(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。)を行っている場合は、株式交換を行う前については、株式交換主体会社の連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額(株式交換主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、株式交換主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額)について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、株式交換主体会社の利益の額(第3号に規定する利益の額をいう。)又は新規上場申請者の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(10) 規程第205条第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が前号の規定の適用を受ける場合にあつては、合併主体会社)が持株会社であつて、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合(他の会社に事業

書等に掲記される売上高(合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額及び当該損益計算書に掲記される売上高)について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、合併主体会社の利益の額(第3号に規定する利益の額をいう。)又は合併当事会社の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額及び合併主体会社の売上高(第6号に規定する売上高をいう。)又は合併当事会社の結合した損益計算書に掲記される売上高に相当する額について審査対象とするものとする。

(9)の2 規程第205条第6号において、新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において株式交換(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。)を行っている場合は、株式交換を行う前については、株式交換主体会社の連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び当該連結損益計算書等に掲記される売上高(株式交換主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、株式交換主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額及び当該損益計算書に掲記される売上高)について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、株式交換主体会社の利益の額(第3号に規定する利益の額をいう。)又は新規上場申請者の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額及び株式交換主体会社の売上高(第6号に規定する売上高をいう。)又は新規上場申請者の結合した損益計算書に掲記される売上高に相当する額について審査対象とするものとする。

(10) 規程第205条第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が前号の規定の適用を受ける場合にあつては、合併主体会社)が持株会社であつて、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合(他の会社に事業

を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、最近2年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書等(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)について審査対象とするものとする。

(11) 規程第205条第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が第9号の規定の適用を受ける場合にあつては、合併主体会社)が、会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であつて、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、第204条第1項第14号又は第16号の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(12) 規程第205条第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が第9号の規定の適用を受ける場合にあつては、合併主体会社)が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であつて、審査対象期間に当該組織変更前の期

を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、最近2年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書等(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)及び当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書等(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に掲記される売上高に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に掲記される売上高に相当する額)について審査対象とするものとする。

(11) 規程第205条第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が第9号の規定の適用を受ける場合にあつては、合併主体会社)が、会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であつて、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、第204条第1項第14号又は第16号の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額及び当該事業に係る売上高について審査対象とするものとする。

(12) 規程第205条第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が第9号の規定の適用を受ける場合にあつては、合併主体会社)が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であつて、審査対象期間に当該組織変更前の期

間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(13) 規程第205条第6号において、新規上場申請者が審査対象期間において外国持株会社になった場合で、当取引所が適当と認めるときは、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される利益の額について審査対象とするものとする。

(14) 新規上場申請者（第9号から前号までに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において第9号から前号までに規定する行為を重ねて行っている場合については、第9号から前号までの規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(15) 前項第6号の規定は、規程第205条第6号の場合について準用する。

(16) 最近2年間に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合は、当該財務諸表又は連結財務諸表に代えて、次のa又はbに掲げる書類に基づき、規程第205条第6号に規定する利益の額を算定することができ

間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額及び当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に掲記される売上高について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(13) 規程第205条第6号において、新規上場申請者が審査対象期間において外国持株会社になった場合で、当取引所が適当と認めるときは、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される利益の額及び当該財務書類に掲記される売上高について審査対象とするものとする。

(14) 新規上場申請者（第9号から前号までに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において第9号から前号までに規定する行為を重ねて行っている場合については、第9号から前号までの規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額及び当該財務情報に掲記される売上高について審査対象とするものとする。

(15) 前項第5号の規定は、規程第205条第6号の場合について準用する。

(16) 最近2年間に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合は、当該財務諸表又は連結財務諸表に代えて、次のa又はbに掲げる書類に基づき、規程第205条第6号aに規定する利益の額及び同号bに規定す

るものとする。この場合においては、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を、当該書類に添付することを要するものとする。

a・b (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

(外国会社の形式要件の取扱い)

第213条 (略)

第214条 削除

(民営化外国会社の形式要件の取扱い)

第215条 規程第206条第2項の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 事業継続年数

規程第206条第2項第1号に規定する民営化外国会社が営む事業とは、当該民営

る売上高を算定することができるものとする。この場合においては、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を、当該書類に添付することを要するものとする。

a・b (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

(重複上場以外の外国会社の形式要件の取扱い)

第213条 (略)

(重複上場の外国会社の形式要件の取扱い)

第214条 規程第206条第2項第1号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第206条第2項第1号に規定する本邦内における株主数とは、新規上場申請に係る株券等のうち1単位以上の株券等を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者の数をいう。

(2) 第212条第1項第6号a及びcの規定(外国証券業者に係る部分を除く。)は、新規上場申請者が新規上場申請日から上場日の前日までの期間に行う新規上場申請に係る外国株券等の公募又は売出しの取扱いについて準用する。

2 規程第206条第2項第2号に規定する株主とは、実質的に外国株券を所有している者をいい、同号に規定する外国株預託証券等の所有者とは、実質的に外国株預託証券等を所有しているものをいう。

(民営化外国会社の形式要件の取扱い)

第215条 規程第206条第3項の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 事業継続年数

規程第206条第3項第1号に規定する民営化外国会社が営む事業とは、当該民営

化外国会社の新規上場申請日における主要な事業をいう。

(2) 利益の額

a 規程第206条第2項第2号に規定する施行規則で定める場合とは、最近1年間に終了する各事業年度において作成していない連結損益計算書等並びに損益計算書及び結合損益計算書がある場合で、当該連結損益計算書等並びに損益計算書及び結合損益計算書を新たに作成することが著しく困難であると認められるときをいう。

b 第212条第4項第6号並びに第5項第3号、第7号から第9号まで及び第12号の規定は、規程第206条第2項第2号aの場合について準用する。

(削る)

(3) 虚偽記載又は不適正意見等

a 規程第206条第2項第3号aに規定する施行規則で定める場合とは、最近2年間に終了する各事業年度において作成していない財務書類がある場合で、当該財務書類を新たに作成することが著しく困難であると認められるときをいう。

b 第212条第6項第1号及び第2号の規定は、規程第206条第2項第3号の場合について準用する。

(新規上場時の市場第一部銘柄への指定の取扱い)

第217条 (略)

2 第212条第2項の規定は、規程第210条第1項第2号bの場合について準用する。

3 規程第210条第1項第3号に規定する

化外国会社の新規上場申請日における主要な事業をいう。

(2) 利益の額又は時価総額

a 規程第206条第3項第2号a及びbに規定する施行規則で定める場合とは、最近2年間(同号bの場合にあつては、最近1年間)に終了する各事業年度において作成していない連結損益計算書等並びに損益計算書及び結合損益計算書がある場合で、当該連結損益計算書等並びに損益計算書及び結合損益計算書を新たに作成することが著しく困難であると認められるときをいう。

b 第212条第5項第6号並びに第6項第3号、第7号から第9号まで及び第12号の規定は、規程第206条第3項第2号aの場合について準用する。

c 第212条第5項第6号並びに第6項第4号、第6号から第10号まで及び第12号前段の規定は、規程第206条第3項第2号bの場合について準用する。

(3) 虚偽記載又は不適正意見等

a 規程第206条第3項第3号aに規定する施行規則で定める場合とは、最近2年間に終了する各事業年度において作成していない財務書類がある場合で、当該財務書類を新たに作成することが著しく困難であると認められるときをいう。

b 第212条第7項第1号及び第2号の規定は、規程第206条第3項第3号の場合について準用する。

(新規上場時の市場第一部銘柄への指定の取扱い)

第217条 (略)

2 第212条第2項及び第3項の規定は、規程第210条第1項第3号の場合について準用する。この場合において、第212条第2項第1号a及び第2号中「公募又は売出しの見込み価格」とあるのは「公募又は売出しの価格」と、「上場を承認する日の前々日」とあるのは「公募又は売出しの価格を決定した日」と読み替える。

(新設)

時価総額とは、第212条第2項各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い当該各号に定める価格に上場の時において見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額（複数の種類の株券等の新規上場申請が同時に行われた場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。）に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

4 規程第210条第1項第4号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

（新設）

（1） 第212条第4項の規定は、規程第210条第1項第4号の場合について準用する。

（2） 前号の規定において準用する第212条第4項第2号の場合において、第206条第9号の2に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表等規則の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。）が負でないことを要するものとする。

（3） 前号の規定は第1号の規定において準用する第212条第4項第1号bの場合について準用する。この場合において、前号中「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表等規則」とあるのは「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

5 規程第210条第1項第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

（新設）

（1） 第212条第5項の規定は、規程第210条第1項第5号の利益の額について準用する。

(2) 規程第210条第1項第5号に規定する時価総額とは、同項第3号に規定する時価総額をいう。

(3) 規程第210条第1項第5号に規定する売上高とは、連結損益計算書等（審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等上の売上高に相当する額をいうものとする。

(4) 前号の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合は、規程第210条第1項第5号に規定する売上高とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結損益計算書等上の売上高に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に掲記される売上高に相当する額又は結合損益計算書に掲記される売上高をいうものとする。

(5) 第212条第5項第7号から第11号まで、第12号前段及び第13号から第16号までの規定は、規程第210条第1項第5号に規定する売上高について準用する。この場合において、同項中「利益の額」とあるのは「売上高」と、「第1号から第3号まで」とあるのは「第217条第5項第3号及び第4号」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と、「第3号に規定する」とあるのは「第217条第5項第4号に規定する」とそれぞれ読み替えるものとする。

(民営化外国会社の新規上場時の市場第一部銘柄への指定の取扱い)

第217条の2 規程第210条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、最近2年間又は最近1年間に終了する各事業年度において作成していない連結損益計算書等並びに損益計算書及び結合損益計算書がある場合で、当該連結損益計算書等並びに損益計算書及び結合損益計算書を新たに作成

(新設)

することが著しく困難であると認められるときをいう。

2 前条第4項第1号において準用する第212条第4項第6号、前条第5項第1号において準用する第212条第5項第3号、第7号から第9号まで及び第12号の規定は、規程第210条第3項に規定する民営化外国会社についての規程第210条第1項第5号aの場合について準用する。

3 前条第4項第1号において準用する第212条第5項第6号、前条第5項第2号及び第4号並びに前条第5項第5号において読み替えて準用する第212条第5項第7号から第10号まで及び第12号前段の規定は、規程第210条第3項に規定する民営化外国会社についての規程第210条第1項第5号bの場合について準用する。

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第219条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第211条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)・(2) (略)

(3) 新規上場申請者の幹事取引参加者が作成した次のaからcまでに掲げる書類

a 当取引所所定の「推薦書」。この場合において、当該新規上場申請者の幹事取引参加者は、当該「推薦書」に、当該新規上場申請者（その企業グループを含む。）が高い成長の可能性を有していると認められる者である旨（その成長に係る評価の対象とした事業に係る事項を含む。）を記載するものとする。

(削る)

(削る)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第219条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第211条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)・(2) (略)

(3) 新規上場申請者の幹事取引参加者が作成した次のaからcまでに掲げる書類

a 当取引所所定の「推薦書」。この場合において、当該新規上場申請者の幹事取引参加者は、当該「推薦書」に、当該新規上場申請者（その企業グループを含む。）が高い成長の可能性を有していると認められる者である旨（当該新規上場申請者の利益の額及び売上高が、次の(a)及び(b)のいずれにも該当しないときは、その成長に係る評価の対象とした事業に係る事項を含む。）を記載するものとし、第212条第6項の規定は、利益の額及び売上高の取扱いについて準用する。

(a) 最近2年間において、最近の1年間の利益の額が最初の1年間の利益の額と比して3割以上増加したうえで1億円以上となっており、かつ、最近の1年間の売上高が最初の1年間の売上高と比して増加しているとき。

(b) 最近2年間において、最初の1年間の利益の額がゼロ以下であつ

b・c (略)

(4)～(7) (略)

(8) 新規上場申請者の事業計画及び成長可能性に関する事項について記載した書面

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第211条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(2) (略)

(3) 前項第3号から第8号までに掲げる書類

(4) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」2部
この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」はIの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、第204条第2項第3号a、aの2、d及びeに定めるところによるものとする。ただし、規程第213条第1号の規定による規程第212条第3号に規定する公募に係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。

(5) (略)

(6) 規程第213条第1号の規定による規程第212条第3号ただし書の規定の適用を受ける場合は、新規上場申請に係る外国株券等の評価額に関する資料

3 (略)

(監査報告書等)

第222条 (略)

2 (略)

3 規程第211条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書について

て、最近の1年間の利益の額が1億円以上であり、かつ、最近の1年間の売上高が最初の1年間の売上高と比して増加しているとき。

b・c (略)

(4)～(7) (略)

(新設)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規程第211条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1)～(2) (略)

(3) 前項第3号から第7号までに掲げる書類

(4) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」2部
この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」はIの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、第204条第2項第3号a、aの2、d及びeに定めるところによるものとする。ただし、規程第213条第1項第1号の規定による規程第212条第3号に規定する公募に係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。

(5) (略)

(6) 規程第213条第1項第1号の規定による規程第212条第3号ただし書の規定の適用を受ける場合は、新規上場申請に係る外国株券等の評価額に関する資料

3 (略)

(監査報告書等)

第222条 (略)

2 (略)

3 規程第211条第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書について

は、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

- (1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号dの規定に基づき財務諸表等規則第131条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること
- (2) (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第227条 (略)

- 2 規程第212条第2号bに規定する流通株式の時価総額とは、新規上場申請に係る株券等の公募（以下この条において「新規上場に係る公募」という。）の見込み価格に、前項に従い算定する流通株式の数を乗じて得た額をいう。ただし、新規上場申請者が同条第3号ただし書に定める場合に該当する場合においては、新規上場申請に係る株券等の売出しを行うときは当該売出しの見込み価格に、新規上場申請に係る株券等の売出しを行わないときは当取引所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請に係る株券等の評価額に、前項に従い算定する流通株式の数を乗じて得た額をいうものとする。
- 3 (略)
(削る)

は、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

- (1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第204条第2項第3号dの規定に基づき財務諸表等規則第129条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること。
- (2) (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第227条 (略)

- 2 規程第212条第2号bに規定する流通株式の時価総額とは、新規上場申請に係る株券等の公募（以下この条において「新規上場に係る公募」という。）の見込み価格に、前項に従い算定する流通株式の数を乗じて得た額をいう。ただし、新規上場申請者が同条第3号ただし書に定める場合に該当する場合においては、新規上場申請に係る株券等の売出しを行うときは当該売出しの価格に、新規上場申請に係る株券等の売出しを行わないときは当取引所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請に係る株券等の評価額に、前項に従い算定する流通株式の数を乗じて得た額をいうものとする。
- 3 (略)
- 4 規程第212条第4号に規定する時価総額とは、新規上場に係る公募の見込み価格に、上場時において見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額（新規上場申請者が規程第212条第3号ただし書に定める場合に該当する場合にあっては、新規上場申請に係る株券等の売出しを行うときは当該売出しの価格に、新規上場申請に係る株券等の売出しを行わないときは当取引所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請に係る株券等の評価額に、それぞれ上場時において見込まれる上場株券等の数を乗じて得た額）（複数の種類の株券等の新規上場申請が同時に行われた場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算する。）に、当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（当取引所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいうものとする。

4 規程第212条第5号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 第212条第3項第2号から第4号までの規定は、規程第212条第5号の場合について準用する。

5 規程第212条第6号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 第212条第6項第1号の規定は、規程第212条第6号aの場合について準用する。

(2) (略)

(外国会社の形式要件の取扱い)

第228条 規程第213条第1号に規定する規程第212条第3号への適合については、審査対象とする公募は、新規上場申請者が本邦内において行うものに限るものとする。

(削る)

(削る)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第229条の3 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第216条の2第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第204条第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで、第10号、第11号、第14号から第17号まで、第20号から第27号まで及び第29号から第31号までに掲げる書類

(2)～(5) (略)

(削る)

2 新規上場申請者が外国会社である場合の規

る。

5 規程第212条第5号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 第212条第4項第2号から第4号までの規定は、規程第212条第5号の場合について準用する。

6 規程第212条第6号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 第212条第7項第1号の規定は、規程第212条第6号aの場合について準用する。

(2) (略)

(外国会社の形式要件の取扱い)

第228条 規程第213条第2項第1号及び第2号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 第214条第1項第1号及び第2号の規定は、規程第213条第2項第1号の場合について準用する。

(2) 規程第213条第2項第2号に規定する規程第212条第3号への適合については、審査対象とする公募は、新規上場申請者が本邦内において行うものに限るものとする。

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第229条の3 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第216条の2第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第204条第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで、第10号、第11号、第14号から第17号まで、第20号、第23号から第27号まで及び第29号から第31号までに掲げる書類

(2)～(5) (略)

(6) 規程第216条の3第1号aただし書(規程第216条の6第2号aによる場合を含む。)の規定の適用を受ける場合は、新規上場申請に係る株券の評価額に関する資料

2 新規上場申請者が外国会社である場合の

規程第216条の2第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第204条第1項第3号、第6号、第7号、第21号及び第30号に掲げる書類。ただし、重複上場の場合には同項第21号に掲げる書類の添付を要しない。

(2) 第204条第2項第1号の2、第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第11号までに掲げる書類。この場合において、同項第6号a中「規程第206条第1項第4号」とあるのは、「規程第216条の4による規程第206条第1項第4号」と読み替えるものとする。

(3) 前項第4号及び第5号に掲げる書類

(4) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した直前事業年度に関する「新規上場申請のための有価証券報告書」及び「JASDAQ上場申請レポート」各2部

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」はIの部のみをもって成るものとし、第204条第2項第3号a、aの2及びcからeまでに定めるところによるものとし、「JASDAQ上場申請レポート」は、当取引所が定める「JASDAQ上場申請レポート記載要領」により作成するものとする。

(5) 第219条第2項第5号に掲げる書類

3 (略)

(監査報告書等)

規程第216条の2第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第204条第1項第3号、第6号、第7号及び第30号に掲げる書類

(2) 第204条第2項第1号の2、第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第11号までに掲げる書類。この場合において、同項第6号a中「規程第206条第1項第4号」とあるのは、「規程第216条の4第2号b又は規程第216条の7第5号による規程第206条第1項第4号」と読み替えるものとする。

(3) 前項第4号から第6号までに掲げる書類

(4) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した直前事業年度に関する「新規上場申請のための有価証券報告書」及び「JASDAQ上場申請レポート」各2部

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」はIの部のみをもって成るものとし、第204条第2項第3号a、aの2及びcからeまでに定めるところによるものとし、(規程第216条の4第1号a(規程第216条の7第2号による場合を含む。))に規定する公募に係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。)、「JASDAQ上場申請レポート」は、当取引所が定める「JASDAQ上場申請レポート記載要領」により作成するものとする。

(5) 第219条第2項第5号及び第6号に掲げる書類。この場合において、同号中「規程第213条第1項第1号の規定による規程第212条第3号」とあるのは「規程第216条の4第1号a(規程第216条の7第2号による場合を含む。)」と読み替えるものとする。

3 (略)

(監査報告書等)

第229条の6 (略)

2 (略)

3 規程第216条の2第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第229条の3第2項第4号による第204条第2項第3号dの規定に基づき財務諸表等規則第131条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

第229条の11及び第229条の12 削除

(削る)

第229条の6 (略)

2 (略)

3 規程第216条の2第6項ただし書に規定する施行規則で定める外国会社とは、次の各号に該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、第2号に規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前項の規定を準用して、その写しを提出することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる財務書類が、第229条の3第2項第4号による第204条第2項第3号dの規定に基づき財務諸表等規則第129条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること。

(2) (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第229条の11 第227条第3項の規定は、規程第216条の3第1号aの場合について準用する。

2 第212条第1項の規定は、規程第216条の3第1号bの場合について準用する。

3 第227条第2項の規定は、規程第216条の3第2号に規定する流通株式時価総額について準用する。

4 第212条第5項(同項第3号に規定する要件を除く。)の規定は、規程第216条の3第3号に規定する純資産の額について準用する。

5 第212条第3項及び第6項の規定は、規程第216条の3第4号に規定する利益の額及び時価総額について準用するものとする。

(外国会社の形式要件の取扱い)

第229条の12 規程第216条の4第1号の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 規程第216条の4第1号aに規定する「1,000単位銘柄」、「500単位銘柄」、「100単位銘柄」、「50単位銘柄」、「10単位銘柄」及び「1単位銘柄」は、次のaからfまでに定めるところによるものとする。ただ

し、新規上場申請会社が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に新規上場申請が行われ、かつ、新規上場申請に係る株券等の公募又は売出しを行わない場合には、当取引所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請に係る株券等の評価額を用いるものとする。

a 公開価格が500円未満の場合
1,000単位銘柄

b 公開価格が500円以上1,000円未満の場合
500単位銘柄

c 公開価格が1,000円以上5,000円未満の場合
100単位銘柄

d 公開価格が5,000円以上1万円未満の場合
50単位銘柄

e 公開価格が1万円以上5万円未満の場合
10単位銘柄

f 公開価格が5万円以上の場合
1単位銘柄

(2) 前号の規定にかかわらず、本国における法制度、実務慣行等から、同号によることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める売買単位の銘柄とする。

(3) 規程第216条の4第1号aにおいて審査対象とする株券等の公募又は売出しは、新規上場申請者が本邦内において行うものに限るものとする。

(4) 第227条第3項の規定は、規程第216条の4第1号aの場合について準用する。

(5) 第212条第1項の規定は、規程第216条の4第1項bの場合について準用する。

(標準上場審査期間)

第229条の13 規程第216条の5第3項に規定する施行規則で定める期間は、当取引所がスタンダードへの新規上場申請を受理してから3か月とする。

第4款 削除

(標準上場審査期間)

第229条の13 規程第216条の5第3項に規定する施行規則で定める期間は、当取引所がスタンダードへの新規上場申請を受理してから2か月とする。

第4款 グロースにおける形式要件

第229条の14 削除

第5款 削除

第229条の15 削除

(上場前の株式等の移動の状況に関する記載)

第253条 新規上場申請者は、特別利害関係者等(開示府令第1条第31号に規定する特別利害関係者等をいう。)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を第204条第1項第4号又は第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、特定取引所金融商品市場に上場している場合は、この限りでない。

2 (略)

(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制)

第255条 新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、次の各号に掲げる事項について確約を行うものとする。

(内国会社の形式要件の取扱い)

第229条の14 第212条第5項(同項第3号に規定する要件を除く。)の規定は、規程第216条の6第1号に規定する純資産の額について準用する。

第5款 グロースにおける上場審査

(標準上場審査期間)

第229条の15 規程第216条の8第3項に規定する施行規則で定める期間は、当該取引所がグロースへの新規上場申請を受理してから2か月とする。

(上場前の株式等の移動の状況に関する記載)

第253条 新規上場申請者は、第248条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を第204条第1項第4号又は第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。

2 (略)

(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制)

第255条 新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により次の各号に掲げる事項について確約を行うものとする。

(1) (略)

(2) 割当てを受けた者は、割当株式又は割当株式に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

(3) 新規上場申請者は、割当てを受けた者が割当株式又は割当株式に係る取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書類を、当該譲渡が新規上場申請日前に行われたときには新規上場申請のときに、新規上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。

(4)～(7) (略)

2 新規上場申請者は、前項に規定する確約を証する書類を次の各号に定めるところにより提出するものとする。

(1)・(2) (略)

3 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書類の提出を行わないときは、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

4 (略)

(募集株式の所有に関する規制)

第256条 (略)

2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書類を当該第三者割当等による割当株式又は割当株式に係る取得株式等の譲渡が新規上場申請日前に行われた場合には新規上場申請日に、新規上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3・4 (略)

(第三者割当等による募集新株予約権の割当て等に関する規制)

第257条 新規上場申請者が、新規上場申

(1) (略)

(2) 割当てを受けた者は、割当株式又は割当株式に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

(3) 新規上場申請者は、割当てを受けた者が割当株式又は割当株式に係る取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が新規上場申請日前に行われたときには新規上場申請のときに、新規上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。

(4)～(7) (略)

2 新規上場申請者は、前項に規定する書面を次の各号に定めるところにより提出するものとする。

(1)・(2) (略)

3 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

4 (略)

(募集株式の所有に関する規制)

第256条 (略)

2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を当該第三者割当等による割当株式又は割当株式に係る取得株式等の譲渡が新規上場申請日前に行われた場合には新規上場申請日に、新規上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3・4 (略)

(第三者割当等による募集新株予約権の割当て等に関する規制)

第257条 新規上場申請者が、新規上場申

請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、次の各号に掲げる事項について確約を行うものとする。

(1) (略)

(2) 割当てを受けた者は、割当新株予約権又は割当新株予約権に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

(3) 新規上場申請者は、割当てを受けた者が割当新株予約権又は割当新株予約権に係る取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書類を、当該譲渡が新規上場申請日前行われたときには新規上場申請のときに、新規上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。

(4)～(7) (略)

2 新規上場申請者は、前項に規定する確約を証する書類を次の各号に定めるところにより提出するものとする。

(1)・(2) (略)

3 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書類の提出を行わないときは、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

4 (略)

(募集新株予約権の所有に関する規制)

第258条 (略)

2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集新株予約権の割当てを受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において当該募集新株予約権の譲渡を行った場

請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により次の各号に掲げる事項について確約を行うものとする。

(1) (略)

(2) 割当てを受けた者は、割当新株予約権又は割当新株予約権に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

(3) 新規上場申請者は、割当てを受けた者が割当新株予約権又は割当新株予約権に係る取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が新規上場申請日前行われたときには新規上場申請のときに、新規上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。

(4)～(7) (略)

2 新規上場申請者は、前項に規定する書面を次の各号に定めるところにより提出するものとする。

(1)・(2) (略)

3 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

4 (略)

(募集新株予約権の所有に関する規制)

第258条 (略)

2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集新株予約権の割当てを受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において当該募集新株予約権の譲渡を行った場

合には、必要な事項を記載した書類を当該第三者割当等による割当新株予約権又は割当新株予約権に係る取得株式等の譲渡が新規上場申請日前に行われた場合には新規上場申請日に、新規上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3・4 (略)

(ストック・オプションとしての新株予約権の所有に関する規制)

第259条 新規上場申請者が、その役員又は従業員（新規上場申請者の子会社の役員又は従業員を含む。）であって、かつ、当取引所が適当と認めるもの（以下この条において「役員又は従業員等」という。）に報酬として割り当てた新株予約権（新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後に割り当てられたものに限る。）であって、新規上場申請者と割当てを受けた役員又は従業員等との間で第1号に掲げる事項を内容とする確約を行っており、かつ、第2号に定める書類が当取引所に提出されている新株予約権（当該確約が行われている部分に限る。）を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等が、この項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合（確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株予約権の行使が行われていない場合を除く。）には、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

(1) 次のaからeまでに掲げる事項

a (略)

b 新規上場申請者は、割当てを受けた者が報酬として割当てを受けた新株予約権又は割当新株予約権に係る取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書類を、当該譲渡が新規上場申請日前に行われたときには新規上場申請のとき

合には、必要な事項を記載した書面を当該第三者割当等による割当新株予約権又は割当新株予約権に係る取得株式等の譲渡が新規上場申請日前に行われた場合には新規上場申請日に、新規上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3・4 (略)

(ストック・オプションとしての新株予約権の所有に関する規制)

第259条 新規上場申請者が、その役員又は従業員（新規上場申請者の子会社の役員又は従業員を含む。）であって、かつ、当取引所が適当と認めるもの（以下この条において「役員又は従業員等」という。）に報酬として割り当てた新株予約権（新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後に割り当てられたものに限る。）であって、新規上場申請者と割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により第1号に掲げる事項を内容とする確約を行っており、かつ、第2号に定める書面が当取引所に提出されている新株予約権（当該確約が行われている部分に限る。）を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等が、この項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合（確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株予約権の行使が行われていない場合を除く。）には、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

(1) 次のaからeまでに掲げる事項

a (略)

b 新規上場申請者は、割当てを受けた者が報酬として割当てを受けた新株予約権又は割当新株予約権に係る取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が新規上場申請日前に行われたときには新規上場申請のとき

に、新規上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。

c～e (略)

(2) 次のaからcまでに掲げる書類

a 前号に規定する確約を証する書類

b 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）の内容を証する書類

c 新規上場申請者と新規上場申請者から新株予約権の割当てを受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書類

2 前項第2号に掲げる書類の提出については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(ストック・オプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制)

第260条 新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換による株式又は新株予約権の交付（新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、次の各号に掲げる事項について確約を行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 新規上場申請者は、前項に規定する確約を証する書類を次の各号に定めるところにより提出するものとする。

に、新規上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。

c～e (略)

(2) 次のaからcまでに掲げる書面

a 前号に規定する確約を証する書面

b 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）の内容を証する書面

c 新規上場申請者と新規上場申請者から新株予約権の割当てを受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書面

2 前項第2号に掲げる書面の提出については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(ストック・オプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制)

第260条 新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換による株式又は新株予約権の交付（新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、書面により次の各号に掲げる事項について確約を行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 新規上場申請者は、前項に規定する書面を次の各号に定めるところにより提出するものとする。

(1)・(2) (略)

3 前項第1号の場合には、同項の規定により提出する書類に次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。)の内容を証する書類

(2) 新規上場申請者と前号の決議により新株予約権の割当てを受ける者との新株予約権の割当てに関する契約内容を証する書類

4 新規上場申請者が、第2項の規定に基づく書類の提出を行わないときは、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

(ストック・オプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制)

第261条 (略)

2 新規上場申請者は、前条第1項に規定する株式又は新株予約権の交付を受けた者が同条第1項に規定する確約に定める期間内において当該株式又は新株予約権の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書類を第259条第1項の規定の適用を受ける新株予約権の行使若しくは転換に伴い交付を受けた株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権の譲渡が新規上場申請日前に行われた場合には新規上場申請日に、新規上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3・4 (略)

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載)

第262条 新規上場申請者は、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株

(1)・(2) (略)

3 前項第1号の場合には、同項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。)の内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の決議により新株予約権の割当てを受ける者との新株予約権の割当てに関する契約内容を証する書面

4 新規上場申請者が、第2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、当取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

(ストック・オプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制)

第261条 (略)

2 新規上場申請者は、前条第1項に規定する株式又は新株予約権の交付を受けた者が同条第1項に規定する確約に定める期間内において当該株式又は新株予約権の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を第259条第1項の規定の適用を受ける新株予約権の行使若しくは転換に伴い交付を受けた株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権の譲渡が新規上場申請日前に行われた場合には新規上場申請日に、新規上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3・4 (略)

(第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載)

第262条 新規上場申請者は、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株

予約権の割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当て」という。）を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式等の割当ての状況を第204条第1項第4号又は第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する内国株券等が、特定取引所金融商品市場に上場している場合は、この限りでない。

2 （略）

（本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）

第265条 （略）

2～6 （略）

（削る）

7 （略）

8 （略）

（マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）

第266条 （略）

2～8 （略）

（削る）

（JASDAQスタンダードへ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する場合の特例の取扱い）

予約権の割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当て」という。）を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式等の割当ての状況を第204条第1項第4号又は第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する内国株券等が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。

2 （略）

（本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）

第265条 （略）

2～6 （略）

7 規程第218条第1項の規定の適用を受けて本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第212条第3項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは「第265条第6項の規定により読み替えて適用する第212条第2項各号」と、「新規上場申請者が発行する」とあるのは「新規上場申請に係る株券等の発行者が発行する」とする。

8 （略）

9 （略）

（マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例の取扱い）

第266条 （略）

2～8 （略）

9 規程第219条第1項の規定の適用を受けてマザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第227条第4項の規定の適用については、同項中「新規上場申請者が発行するその他のすべての株式」とあるのは「新規上場申請に係る株券等の発行者が発行するその他のすべての株式」とする。

（JASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する場合の特例の取扱い）

第267条 (略)

2 (略)

3 規程第220条第1項の規定の適用を受けてJASDAQへ新規上場申請(内訳区分としてスタンダードを選択する場合に限る。以下この条において同じ。)を行う新規上場申請者は、規程第216条の2第10項に規定する書類のほか、前項第3号に掲げる書類のうち、第204条第1項第3号、第30号及び第229条の3第4号に掲げる書類を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

4・5 (略)

6 第265条第5項から第8項までの規定については、規程第220条第1項の規定の適用を受けてJASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者について準用する。

(削る)

(削る)

(削る)

(上場株券等と同一種類の株券等の上場申請手続)

第302条 規程第301条第2項本文に規定する上場申請の取扱いは次の各号に定めるところによる。

第267条 (略)

2 (略)

3 規程第220条第1項の規定の適用を受けてJASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者は、規程第216条の2第10項に規定する書類のほか、前項第3号に掲げる書類のうち、第204条第1項第3号、第30号及び第229条の3第4号に掲げる書類を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

4・5 (略)

6 規程第220条第1項の規定の適用を受けてJASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第229条の11第2項の規定の適用については、同項中「第212条第1項」とあるのは「第265条第5項の規定により読み替えて適用する第212条第1項」とする。

7 規程第220条第1項の規定の適用を受けてJASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第229条の11第3項の規定の適用については、同項中「第227条第2項」とあるのは「第266条第7項の規定により読み替えて適用する第227条第2項」とする。

8 規程第220条第1項の規定の適用を受けてJASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第229条の11第1項の規定の適用については、同項中「第227条第3項」とあるのは「第266条第8項の規定により読み替えて適用する第227条第3項」とする。

9 規程第220条第1項の規定の適用を受けてJASDAQへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての第229条の11第5項の規定の適用については、同項中「第212条第3項」とあるのは「第265条第7項の規定により読み替えて適用する第212条第3項」とする。

(上場株券等と同一種類の株券等の上場申請手続)

第302条 規程第301条第2項に規定する上場申請の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、あらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株券等の数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株券等の数について、一括して上場申請を行うものとし、当取引所は、当該上場申請に係る株券等を、その発行数を確認する前においても、上場することができる。

(2) ・ (3) (略)

(新株予約権証券の上場基準等)

第306条 (略)

2 (略)

3 第212条第5項第1号から第11号まで及び第13号から第16号までの規定は、規程第304条第1項第3号aに規定する利益の額について準用する。

4 規程第304条第1項第3号bに規定する債務超過の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第304条第1項第3号bに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表(比較情報を除く。以下この項において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表(比較情報を除く。以下この項において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は

(1) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株券等の数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株券等の数について、一括して上場申請を行うものとし、当取引所は、当該上場申請に係る株券等を、その発行数を確認する前においても、上場することができる。

(2) ・ (3) (略)

(新株予約権証券の上場基準等)

第306条 (略)

2 (略)

3 第212条第6項第1号から第3号まで、第7号から第11号まで及び第13号から第16号までの規定は、規程第304条第1項第3号aに規定する利益の額について準用する。

4 規程第304条第1項第3号bに規定する債務超過の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第304条第1項第3号bに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表(比較情報を除く。以下この項において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表(比較情報を除く。以下この項において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条

四半期財務諸表等規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。)が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(当取引所が必要と認めるものに限る。))を除外した額をいう。)が負である場合をいう。

(2)・(3) (略)

5・6 (略)

(変更上場申請の取扱い)

第308条 規程第306条第1項本文に規定する変更上場申請の取扱いは次の各号のとおりとする。

(1) 上場内国会社は、株式の併合を行う場合には、あらかじめ変更上場申請を行うものとする。

(2) 上場会社は、自己株式消却決議を行った場合には、遅滞なく当該自己株式消却決議に係る株式数について、変更上場申請を行うものとする。この場合において、当取引所は、当該自己株式消却決議に基づき消却された株券等の数について当該上場会社からの通知を受け確認したときは、当該上場会社の上場株券等の数を減少させる変更上場を行うものとする。

(3)・(4) (略)

(一部指定の形式要件の取扱い)

第310条 規程第308条第1号に規定する株主数並びに同条第2号に規定する流通株式の数及び上場株券等の数については、

の3第1項又は四半期財務諸表等規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(当取引所が必要と認めるものに限る。))を除外した額をいう。)が負である場合をいう。

(2)・(3) (略)

5・6 (略)

(変更上場申請の取扱い)

第308条 規程第306条第1項に規定する変更上場申請の取扱いは次の各号のとおりとする。

(1) 上場内国会社は、株式の併合を行う場合には、当該変更上場日の4週間前の日までに(株式の併合に係る取締役会決議が当該変更上場日の4週間前の日より後に行われた場合にあっては、当該決議後直ちに)、変更上場申請を行うものとする。

(2) 上場会社は、自己株式消却決議を行った場合には、遅滞なく当該自己株式消却決議に係る株式数について、変更上場申請を行うものとする。この場合において、当取引所は、当該自己株式消却決議に基づき消却された株券等の数及び所有する自己株式の数について当該上場会社からの通知を受け確認したときは、当該上場会社の上場株券等の数を減少させる変更上場を行うものとする。

(3)・(4) (略)

(一部指定の形式要件の取扱い)

第310条 規程第308条第1号に規定する株主数並びに同条第2号に規定する流通株式の数及び上場株券等の数については、

次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 第212条第1項第3号の規定は、規程第308条第1号に規定する株主数の算定について準用する。
- (4)～(7) (略)

2 規程第308条第2号bに規定する流通株式の時価総額とは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める価格に、前項に従い算定する流通株式の数を乗じて得た額をいう。

(1) 公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券等の最低価格（当取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次号において同じ。）のいずれか低い価格

(2) 前号以外の場合

当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券等の最低価格

(削る)

次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 第212条第1項第3号の規定は、規程第308条第2号bに規定する株主数の算定について準用する。
- (4)～(7) (略)

2 規程第308条第2号aの(b)に規定する流通株式の時価総額とは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める価格に、前項に従い算定する流通株式の数を乗じて得た額をいう。

(1) 公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日以前1か月間における当該株券等の最低価格（当取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次号において同じ。）のいずれか低い価格

(2) 前号以外の場合

当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日以前1か月間における当該株券等の最低価格

3 規程第308条第3号に規定する売買高の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第308条第3号に規定する最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高とは、一部指定申請日を含む月の前月の末日以前6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄に係る新たに発行された株券等を含む。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。

(2) 上場外国会社（重複上場の場合に限る。）が当該銘柄（当該銘柄に係る新たに発行された株券等を含む。）の外国金融商品取引所等における売買高を記載した書面を当取引所に提出した場合には、前号に規定する市場内売買の売買高に代えて、当該外国金融商品取引所等における売買高に基づき、規程第308条第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。

(3) 一部指定申請日を含む月の前月の末日以前6か月以内に1単位当たりの株

3 (略)

4 規程第308条第5号に規定する純資産の額の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 第212条第4項の規定は、規程第308条第5号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「一部指定申請日の属する事業年度の初日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）以後に市場第一部銘柄への指定を申請する者が四半期報告書を作成した場合」と、「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「新規上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(2) 前号の規定において準用する第212条第4項第2号の場合において、第206条第9号の2に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表等規則の規定により作成された

券等の数に変更されている場合には、当該変更前については当該変更前の1単位当たりの株券等の数、当該変更後については当該変更後の1単位当たりの株券等の数に基づき、規程第308条第3号に規定する売買高を算定するものとする。

4 (略)

5 第212条第5項の規定は、規程第308条第5号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「一部指定申請日の属する事業年度の初日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）以後に市場第一部銘柄への指定を申請する者が四半期報告書を作成した場合」と、「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「新規上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）が負でないことを要するものとする。

(3) 前号の規定は第1号の規定において準用する第212条第4項第1号bの場合について準用する。この場合において、前号中、「四半期財務諸表等規則」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

5 規程第308条第6号に規定する利益の額又は売上高の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 第212条第5項第1号から第14号までの規定は、規程第308条第6号に規定する利益の額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「一部指定申請日の属する事業年度の初日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

(2)～(5) (略)

(6) 第212条第5項第7号から第11号まで、第12号前段及び第13号から第14号までの規定は、規程第308条第6号bに規定する売上高について準用する。この場合において、同項中「利益の額」とあるのは「売上高」と、「新規上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「一部指定申請日の属する事業年度の初日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「第1号から第3号まで」とあるのは「第310条第5項第4号及び第5号」と、「基づいて算定される利

(新設)

6 規程第308条第6号に規定する利益の額又は時価総額の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 第212条第6項第1号から第3号まで及び第7号から第14号までの規定は、規程第308条第6号に規定する利益の額又は時価総額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「一部指定申請日の属する事業年度の初日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

(2)～(5) (略)

(新設)

益の額」とあるのは「掲記される売上高」と、「第3号に規定する」とあるのは「第310条第5項第5号に規定する」と、「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

6 規程第308条第7号に規定する虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 第212条第6項第1号、第2号及び第5号の規定は、規程第308条第7号の場合について準用する。

(指定替えの要件及び時期)

第311条 規程第311条第1項第1号に規定する株主数及び同項第2号に規定する流通株式の数の取扱い並びに市場第一部銘柄が同項第1号又は第2号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。

- (1) 株主数及び流通株式の数の取扱い
 - a 規程第311条第1項第1号に規定する1年以内に800人以上とならないとき又は同項第2号aに規定する1年以内に1万単位以上とならないときは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項及び次項において「猶予期間」という。）内において800人以上とならないとき又は1万単位以上とならないときをいう。
 - b～e (略)
 - f 規程第311条第1項第1号に規定する株主数が800人未満である銘柄が、猶予期間内（猶予期間内に株主等基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄にあっては、審査対象事業年度の末日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主等基

7 規程第308条第7号に規定する虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 第212条第7項第1号、第2号及び第5号の規定は、規程第308条第7号の場合について準用する。

(指定替えの要件及び時期)

第311条 規程第311条第1項第1号に規定する株主数及び同項第2号に規定する流通株式の数の取扱い並びに市場第一部銘柄が同項第1号又は第2号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。

- (1) 株主数及び流通株式の数の取扱い
 - a 規程第311条第1項第1号に規定する1年以内に2,000人以上とならないとき又は同項第2号aに規定する1年以内に1万単位以上とならないときは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項及び次項において「猶予期間」という。）内において2,000人以上とならないとき又は1万単位以上とならないときをいう。
 - b～e (略)
 - f 規程第311条第1項第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間内（猶予期間内に株主等基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄にあっては、審査対象事業年度の末日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主

準日までの期間内をいい、事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である銘柄にあっては、審査対象事業年度に係る株主等基準日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主等基準日までの期間内をいう。次gにおいて同じ。)において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、800人以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 基準日等現在における株主数が800人以上となったと認められるとき。

(b) 株券等の公募若しくは売出しを行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株券等の公募若しくは売出し又は数量制限付分売の直前の基準日等における株主数に、当該株券等の公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、当取引所が認めた人数。)を加算した人数が800人以上となったとき。

g (略)

h 規程第311条第1項第1号に規定する株主数が800人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、株式分割(同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)又は株式無償割当て(上場株券等に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限り、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このhにおいて同じ。)をした場合であつて、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、直前の基準日

等基準日までの期間内をいい、事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である銘柄にあっては、審査対象事業年度に係る株主等基準日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主等基準日までの期間内をいう。次gにおいて同じ。)において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、2,000人以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 基準日等現在における株主数が2,000人以上となったと認められるとき。

(b) 株券等の公募若しくは売出しを行った場合又は数量制限付分売を行った場合であつて、当該株券等の公募若しくは売出し又は数量制限付分売の直前の基準日等における株主数に、当該株券等の公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、当取引所が認めた人数。)を加算した人数が2,000人以上となったとき。

g (略)

h 規程第311条第1項第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、株式分割(同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)又は株式無償割当て(上場株券等に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限り、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このhにおいて同じ。)をした場合であつて、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、直前の基

等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株券等のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株券等を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、800人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が800人以上となったものとして取り扱うものとする。

i 規程第311条第1項第1号に規定する株主数が800人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このiにおいて同じ。）をした場合であつて、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、直前の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株券等のみを所有する株主のうち当該単元株式数の変更により1単位以上の株券等を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、800人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が800人以上となったものとして取り扱うものとする。

j (略)

(2) (略)

2～4 (略)

5 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。

(1) 債務超過の取扱い

準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株券等のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株券等を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。

i 規程第311条第1項第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このiにおいて同じ。）をした場合であつて、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、直前の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株券等のみを所有する株主のうち当該単元株式数の変更により1単位以上の株券等を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。

j (略)

(2) (略)

2～4 (略)

5 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。

(1) 債務超過の取扱い

a 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の状態とは、連結貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。

b （略）

c 規程第311条第1項第5号に規定する施行規則で定める場合とは、次の（a）又は（b）に定める場合をいう。

（a） 審査対象事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額（当取引所の売買立会における当該株券等の日々の最終価格に、その日の上場株券等の数（第311条第4項第1号に定める上場株券等の数をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額の平均（複数の種類の株券等を上場している場合は、当該株券等の種類ごとに算定した額を合算す

a 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の状態とは、連結貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表（比較情報を除く。以下この項において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。

b （略）

（新設）

る。)に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式(国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。)に係る時価総額の平均(当取引所が定めるところにより算定する。)を加えた額をいう。)が1,000億円以上である場合であって、規程第408条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき

(b) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「産競法」という。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)

d. 前cの(b)に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度の末日から起算して3か月以内に、再建計画(前cの(b)に定める債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a)・(b) (略)

(2) (略)

(市場変更の形式要件の取扱い)

第313条の2 第212条第4項の規定

c. 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を規程第404条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(規程第311条第1項第5号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a)・(b) (略)

(2) (略)

(市場変更の形式要件の取扱い)

第313条の2 第212条第5項の規定

は、規程第313条の規定において準用する規程第205条第5号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）以後に上場市場変更申請者が四半期報告書を作成した場合」と、「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「新規上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 第212条第5項の規定は、規程第313条の規定において準用する規程第205条第6号に規定する利益の額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の直前事業年度の末日）」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 第212条第6項の規定は、規程第313条の規定において準用する規程第205条第7号に規定する虚偽記載又は不適正意見等について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の直前事業年度の末日）」と読み替えるものとする。

第3款 JASDAQ スタンダード への上場市場の変更

は、規程第313条の規定において準用する規程第205条第5号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）以後に上場市場変更申請者が四半期報告書を作成した場合」と、「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「新規上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 第212条第6項の規定は、規程第313条の規定において準用する規程第205条第6号に規定する利益の額又は時価総額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の直前事業年度の末日）」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 第212条第7項の規定は、規程第313条の規定において準用する規程第205条第7号に規定する虚偽記載又は不適正意見等について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の直前事業年度の末日）」と読み替えるものとする。

第3款 JASDAQ への上場市場の変更

(上場市場の変更申請の取扱い)

第313条の6 (略)

2 規程第313条の5第4項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) 内国会社

次のaからdまでに掲げる書類

a (略)

b 第204条第1項第1号、第6号、第7号、第10号、第21号及び第27号に掲げる書類に準ずる書類

c 第229条の3第1項第3号から第5号までに掲げる書類に準ずる書類

d (略)

(2) 外国会社

次のaからdまでに掲げる書類

a (略)

b 第204条第1項第1号、第6号、第7号及び第21号並びに同条第2項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる書類に準ずる書類。ただし、同条第1項第1号については、取締役会において新規上場申請を決議したことを証する書面とし、重複上場の場合には同条第1項第21号に掲げる書類の添付を要しない。

c・d (略)

3・4 (略)

第313条の7 削除

(上場市場の変更申請の取扱い)

第313条の6 (略)

2 規程第313条の5第4項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) 内国会社

次のaからdまでに掲げる書類

a (略)

b 第204条第1項第1号、第6号、第7号、第10号及び第27号に掲げる書類に準ずる書類

c 第229条の3第1項第3号から第6号までに掲げる書類に準ずる書類

d (略)

(2) 外国会社

次のaからdまでに掲げる書類

a (略)

b 第204条第1項第1号第6号及び第7号並びに同条第2項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる書類に準ずる書類。ただし、同条第1項第1号については、取締役会において新規上場申請を決議したことを証する書面。

c・d (略)

3・4 (略)

(市場変更の形式要件の取扱い)

第313条の7 第212条第5項(同項第3号に規定する要件を除く。)の規定は、規程第313条の7第1項の規定において準用する規程第216条の3第3号及び規程第216条の6第1号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「市場変更申請日の属する事業年度の初日(市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日)以後に上場市場変更申請者が四半期報告書を作成した場合」と、「新規上場申請のための四半

(標準市場変更審査期間)

第313条の8 規程第313条の7第3項に規定する施行規則で定める期間は、当取引所が上場市場の変更申請を受理してから3か月とする。

(吸収合併等の場合の上場市場の変更の取扱い)

第314条 (略)

2 (略)

3 規程第314条第3項に規定する施行規則で定める行為とは、第601条第8項第1号に定める行為をいう。この場合において、同号中「非上場会社」とあるのは「JASDAQ以外の市場に上場している上場会社」と読み替える。

4 (略)

5 (略)

6 規程第314条第1項から第4項までに規定する施行規則で定める基準とは、同条第1項については規程第212条、規程第213条及び規程第214条第1項に準じた基準、規程第314条第2項及び第4項については規程第205条、規程第206条及び規程第207条第1項に準じた基準、規程第314条第3項については規程

期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「新規上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第212条第6項の規定は、規程第313条の7第1項の規定において準用する規程第216条の3第4号に規定する利益の額又は時価総額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）」と、それぞれ読み替えるものとする。

(標準市場変更審査期間)

第313条の8 規程第313条の7第3項に規定する施行規則で定める期間は、当取引所が上場市場の変更申請を受理してから2か月とする。

(吸収合併等の場合の上場市場の変更の取扱い)

第314条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 (略)

5 規程第314条第1項から第4項までに規定する施行規則で定める基準とは、同条第1項については規程第212条、規程第213条及び規程第214条第1項に準じた基準、規程第314条第2項及び第4項については規程第205条、規程第206条及び規程第207条第1項に準じた基準、規程第314条第3項については規程

第216条の3、規程第216条の4及び規程第216条の5第1項に準じた基準をいうものとする。

7 (略)

(上場市場の変更の場合の一部指定の取扱い)

第315条 第310条第1項の規定は、規程第315条第1項の規定において適用する規程第308条第1号に規定する株主数及び同条第2号に規定する流通株式の数の取扱いについて準用する。この場合において、「市場第一部銘柄指定基準に関する株券等の分布状況表」とあるのは「株券等の分布状況表」と読み替える。

2 規程第315条第1項の規定において適用する規程第308条第2号bに規定する流通株式の時価総額とは、次の各号に掲げる上場市場変更申請者の区分に従い当該各号に定める価格に、前項の規定により算定する流通株式の数を乗じて得た額をいう。

(1) 当該上場市場変更申請者が上場市場変更申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当該取引所が上場市場の変更を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券等の最低価格（当該取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次号において同じ。）のいずれか低い価格

(2) 前号以外の場合

当該取引所が上場市場の変更を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券等の最低価格

3 (略)

(スタンダードへの内訳区分の変更申請の取扱い)

第315条の2 (略)

2 規程第315条の2第4項に規定する施

第216条の3、規程第216条の4及び規程第216条の5第1項、規程第216条の6、規程第216条の7及び規程第216条の8第1項に準じた基準をいうものとする。

6 (略)

(上場市場の変更の場合の一部指定の取扱い)

第315条 第310条第1項の規定は、規程第315条第1項の規定において適用する規程第308条第1号に規定する株主数並びに同条第2号に規定する流通株式の数及び上場株券等の数の取扱いについて準用する。この場合において、「市場第一部銘柄指定基準に関する株券等の分布状況表」とあるのは「株券等の分布状況表」と読み替える。

2 規程第315条第1項の規定において適用する規程第308条第2号に規定する流通株式の時価総額とは、次の各号に掲げる上場市場変更申請者の区分に従い当該各号に定める価格に、前項の規定により算定する流通株式の数を乗じて得た額をいう。

(1) 当該上場市場変更申請者が上場市場変更申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの価格と当該上場市場変更申請者の上場市場変更申請に係る株券等の当該公募又は売出しの価格を決定した日以前1か月間における当該株券等の最低価格（当該取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次号において同じ。）のいずれか低い価格

(2) 前号以外の場合

当該取引所が当該上場市場変更申請者の上場市場変更申請に係る株券等の上場市場の変更を承認する日の前々日以前1か月間における当該株券等の最低価格

3 (略)

(内訳区分の変更申請の取扱い)

第315条の2 (略)

2 規程第315条の2第4項に規定する施

行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) 内国会社

次の a から d までに掲げる書類

- a (略)
- b 第 204 条第 1 項第 1 号、第 6 号、第 7 号、第 10 号、第 21 号及び第 27 号に掲げる書類に準ずる書類
- c 第 229 条の 3 第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる書類に準ずる書類
- d (略)

(2) 外国会社

次の a から d までに掲げる書類

- a (略)
- b 第 204 条第 1 項第 1 号、第 6 号、第 7 号及び第 21 号並びに同条第 2 項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる書類に準ずる書類。ただし、第 204 条第 1 項第 1 号については、取締役会において新規上場申請を決議したことを証する書面とし、重複上場の場合には同条第 1 項第 21 号に掲げる書類の添付を要しない。
- c・d (略)

(スタンダードへの内訳区分の変更の形式要件の取扱い)

第 315 条の 3 第 212 条第 4 項の規定は、規程第 315 条の 4 の規定において準用する規程第 216 条の 3 の規定において適用する規程 205 条第 5 号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「内訳区分変更申請日の属する事業年度の初日（内訳区分変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して 1 か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）以後に内訳区分変更申請者が四半期報告書を作成した場合」と、「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「新規上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」と、それぞれ

行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) 内国会社

次の a から d までに掲げる書類

- a (略)
- b 第 204 条第 1 項第 1 号、第 6 号、第 7 号、第 10 号及び第 27 号に掲げる書類に準ずる書類
- c 第 229 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる書類に準ずる書類
- d (略)

(2) 外国会社

次の a から d までに掲げる書類

- a (略)
- b 第 204 条第 1 項第 1 号第 6 号及び第 7 号並びに同条第 2 項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる書類に準ずる書類。ただし、第 204 条第 1 項第 1 号については、取締役会において新規上場申請を決議したことを証する書面。
- c・d (略)

(内訳区分の変更申請の取扱い)

第 315 条の 3 第 212 条第 5 項（同項第 3 号に規定する要件を除く。）の規定は、規程第 315 条の 4 及び規程第 315 条の 5 の規定において準用する規程第 216 条の 3 第 3 号及び規程第 216 条の 6 第 1 号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「内訳区分変更申請日の属する事業年度の初日（内訳区分変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して 1 か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）以後に内訳区分変更申請者が四半期報告書を作成した場合」と、「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「新規上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「新規上場申請のための有価証券報告書」と、それぞれ

読み替えるものとする。

2 第212条第5項の規定は、規程第315条の4の規定において準用する規程第216条の3の規定において適用する規程205条第6号に規定する利益の額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「内訳区分変更申請日の属する事業年度の初日（内訳区分変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「内訳区分変更申請日の直前事業年度の末日（内訳区分変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第212条第6項の規定は、規程第315条の4の規定において準用する規程第216条の3の規定において適用する規程第205条第7号に規定する虚偽記載又は不適正意見等について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「内訳区分変更申請日の直前事業年度の末日（内訳区分変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）」と読み替えるものとする。

（標準内訳区分変更審査期間）

第315条の4 規程第315条の4第3項に規定する施行規則で定める期間は、当取引所がスタンダードへの内訳区分の変更申請を受理してから3か月とする。

（吸収合併等の場合の内訳区分の変更の取扱い）

第315条の5 （略）

2～5 （略）

（削る）

6 （略）

書」とあるのは「直近の有価証券報告書」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第212条第6項の規定は、規程第315条の4の規定において準用する規程第216条の3第4号に規定する利益の額又は時価総額について準用する。この場合において、同項中「新規上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「内訳区分変更申請日の属する事業年度の初日（内訳区分変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「新規上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「内訳区分変更申請日の直前事業年度の末日（内訳区分変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）」と、それぞれ読み替えるものとする。

（新設）

（標準内訳区分変更審査期間）

第315条の4 規程第315条の4第3項に規定する施行規則で定める期間は、当取引所が内訳区分の変更申請を受理してから2か月とする。

（吸収合併等の場合の内訳区分の変更の取扱い）

第315条の5 （略）

2～5 （略）

6 規程第315条の6第2項に規定する施行規則で定める基準とは、規程第216条の6、規程第216条の7及び規程第216条の8第1項に準じた基準をいうものとする。

7 （略）

(指定替え、市場変更等の特例の取扱い)
第315条の6 規程第315条の8第1項
第2号に規定する施行規則で定める場合と
は、次の各号に掲げる宣誓書の区分に従
い、当該各号に掲げる規定に適合していた
場合をいう。

(1) (略)

(2) 規程第312条第3項の規定によ
り提出した宣誓書

規程第313条第1項の規定において
準用する規程第205条(第7号の2を
除く。)、規程第206条及び規程第3
08条第7号c並びに規程315条第1
項

(3)～(5) (略)

(6) 削除

2～4 (略)

(市場第一部銘柄への指定の申請を行う上
場会社が一部指定日以前に合併等を実施
する予定である場合の特例の取扱い)

第318条 (略)

2～4 (略)

5 規程第318条第1項の規定の適用を受
けて市場第一部銘柄への指定を申請する上
場会社についての第310条第3項の規定
の適用については、同項中「当該上場会
社」とあるのは「当該上場株券等の発行
者」とする。

6 (略)

(JASDAQスタンダードへの上場市場
の変更申請を行う上場会社が市場変更日
以前に合併等を実施する予定である場合
の特例の取扱い)

第321条 (略)

2～4 (略)

(スタンダードへ内訳区分の変更申請を行
う上場会社が内訳区分変更日以前に合併

(指定替え、市場変更等の特例の取扱い)
第315条の6 規程第315条の8第1項
第2号に規定する施行規則で定める場合と
は、次の各号に掲げる宣誓書の区分に従
い、当該各号に掲げる規定に適合していた
場合をいう。

(1) (略)

(2) 規程第312条第3項の規定によ
り提出した宣誓書

規程第313条第1項の規定において
準用する規程第205条(第7号の2を
除く。)、規程第206条及び規程第3
08条第7号c並びに規程315条第1
項及び第2項

(3)～(5) (略)

(6) 規程第315条の2第3項の規定
により提出したスタンダードからグロ
スへの内訳区分の変更申請に係る宣誓書

規程第315条の5第1項において準
用する規程第216条の6及び規程第2
16条の7

2～4 (略)

(市場第一部銘柄への指定の申請を行う上
場会社が一部指定日以前に合併等を実施
する予定である場合の特例の取扱い)

第318条 (略)

2～4 (略)

5 規程第318条第1項の規定の適用を受
けて市場第一部銘柄への指定を申請する上
場会社についての第310条第4項の規定
の適用については、同項中「当該上場会
社」とあるのは「当該上場株券等の発行
者」とする。

6 (略)

(JASDAQへの上場市場の変更申請を
行う上場会社が市場変更日以前に合併等
を実施する予定である場合の特例の取扱
い)

第321条 (略)

2～4 (略)

(内訳区分の変更申請を行う上場会社が内
訳区分変更日以前に合併等を実施する予

等を実施する予定である場合の特例の取扱い)

第322条 (略)

2～4 (略)

(債務超過の解消に向けた計画等の開示の取扱い)

第408条 第311条第5項第1号a及びbの規定は規程第408条の2に規定する債務超過の状態について準用する。

(流通株式等の改善に向けた計画の開示の取扱い)

第409条 規程第408条の3第1項に規定する流通株式の数、流通株式の時価総額、上場株券等の数、株主数の取扱いは次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 第311条第1項第1号b及びbの2の規定は規程第408条の3第1項に規定する流通株式の数、上場株券等の数及び株主数の算定について準用する。この場合において、第311条第1項第1号b及びbの2中「流通株式の数」とあるのは「流通株式の数及び上場株券等の数」と読み替える。

(2) 第311条第1項第1号cの規定は規程第408条の3第1項に規定する流通株式の数及び株主数の算定について準用する。

(3) 第311条第1項第1号d及びeの規定は規程第408条の3第1項第4号aに規定する株主数の算定について準用する。

(4) 第311条第2項第1号aの規定は規程第408条の3第1項第1号b、第2号a、第3号a及び第4号cに規定する流通株式の時価総額について準用する。この場合において、第311条第2項第1号a中「同条第2項」とあるのは「規程第408条の3第3項」と、「10億円」とあるのは、規程第408条の3第1項第1号bについては「100億円」と、同項第3号aについては「5億円」と、それぞれ読み替える。

2 規程第408条の3第1項第1号c、第2号b、第3号b及び第4号dに規定する施行規則で定めるときは、第731条第4項及び第5項に定める開示を行っている

定である場合の特例の取扱い)

第322条 (略)

2～4 (略)

(新設)

(新設)

ときをいう。

(事業計画及び成長可能性に関する事項の
開示の取扱い)

第409条の2 規程第408条の4に規定
する事業計画及び成長可能性に関する事項
の開示は、マザーズへの上場日（マザーズ
への市場区分の変更を行う場合にあつて
は、市場変更日）及び事業年度経過後3か
月以内に行うことを要するものとする。

(開示を要する決定事実に係る書類の提出)

第417条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあつては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあつては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 規程第402条第1号aに掲げる事項

次のaからgまでに掲げる書類。ただし、電子開示手續（法第27条の30の2に規定する電子開示手續をいう。以下同じ。）により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、dに掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもってaに掲げる書類の提出に代えることができる。

a・b (略)

c 削除

d～g (略)

(2) 規程第402条第1号bに掲げる

(新設)

(開示を要する決定事実に係る書類の提出)

第417条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあつては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあつては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 規程第402条第1号aに掲げる事項

次のaからgまでに掲げる書類。ただし、電子開示手續（法第27条の30の2に規定する電子開示手續をいう。以下同じ。）により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、dに掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもってaに掲げる書類の提出に代えることができる。

a・b (略)

c 有価証券届出効力発生通知書の写し
受領後直ちに

d～g (略)

(2) 規程第402条第1号bに掲げる

事項

次の a 及び b に掲げる書類。ただし、電子開示手続により発行登録書及び訂正発行登録書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、a の (a) に掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手続により発行登録追補書類を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、a の (b) に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a 発行登録に関する次の (a) から (d) までに掲げる書類
(削る)

(a) (略)

(b) (略)

(c) (略)

(d) (略)

b (略)

(3) 規程第 402 条第 1 号 f に掲げる事項

株式無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の a に掲げる書類、新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の a 及び b に掲げる書類

a (略)

(削る)

b (略)

(3) の 2 規程第 402 条第 1 号 f の 2 に掲げる事項

次の a 及び b に掲げる書類

a 発行登録に関する次の (a) 及び (b) に掲げる書類

(削る)

(a) (略)

(b) (略)

b (略)

(4) ・ (5) (略)

(6) 規程第 402 条第 1 号 i に掲げる事項

次の a から e までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、a 及び c に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。

事項

次の a 及び b に掲げる書類。ただし、電子開示手続により発行登録書及び訂正発行登録書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、a の (b) に掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手続により発行登録追補書類を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、a の (c) に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a 発行登録に関する次の (a) から (e) までに掲げる書類

(a) 発行登録効力発生通知書の写し 受領後直ちに

(b) (略)

(c) (略)

(d) (略)

(e) (略)

b (略)

(3) 規程第 402 条第 1 号 f に掲げる事項

株式無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の a に掲げる書類、新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の a から c までに掲げる書類

a (略)

b 有価証券届出効力発生通知書の写し 受領後直ちに

c (略)

(3) の 2 規程第 402 条第 1 号 f の 2 に掲げる事項

次の a 及び b に掲げる書類

a 発行登録に関する次の (a) から (c) までに掲げる書類

(a) 発行登録効力発生通知書の写し 受領後直ちに

(b) (略)

(c) (略)

b (略)

(4) ・ (5) (略)

(6) 規程第 402 条第 1 号 i に掲げる事項

次の a から e までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、a 及び c に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。

のとする。この場合において、上場会社は、a、b及びdに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a～d (略)

e 他の会社と株式交換を行う場合（非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるときを除く。）には、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面作成後直ちに

(7) 規程第402条第1号jに掲げる事項

次のaからcまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、bに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、aに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a・b (略)

いものとする。この場合において、上場会社は、a、b、d及びeの(b)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a～d (略)

e 次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)に定める書類

(a) 他の会社と株式交換を行う場合（非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるときを除く。）

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面作成後直ちに

(b) 他の会社の完全子会社となる株式交換を行う場合（当該他の会社（非上場会社である場合に限る。）又は当該他の会社の親会社（非上場会社である場合に限る。）の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときに限る。）又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」決議又は決定後速やかに

(7) 規程第402条第1号jに掲げる事項

次のaからcまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、bに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、a及びcの(b)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a・b (略)

c 他の会社と共同して株式移転を行う場合には、当事会社以外の者であつて、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式移転に係る株式移転比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

(8) 規程第402条第1号kに掲げる事項

次のaからeまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、a及びcに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、a、b及びdに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする

a～d (略)

e 他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であつて上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。）

合併当事会社以外の者であつて、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面作成後直ちに

c 次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)に定める書類

(a) 他の会社と共同して株式移転を行う場合

当事会社以外の者であつて、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式移転に係る株式移転比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

(b) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合（新設会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときに限る。）

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後速やかに

(8) 規程第402条第1号kに掲げる事項

次のaからeまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、a及びcに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、a、b、d及びeの(b)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする

a～d (略)

e 次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)に定める書類

(a) 他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であつて上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。）

(9) 規程第402条第1号1に掲げる事項

次のaからeまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、a及びcに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、a、b及びdに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a～d (略)

(削る)

e 次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)に定める書類

(a) (略)

(b) 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合(上場会社が会社法第784条第2項、第796条第2項若しくは第805条の規定の適用を受ける場合又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。)

(削る)

合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面作成後直ちに

(b) 他の会社と合併する場合であって上場会社が当該合併により解散するとき(新設会社である非上場会社若しくは存続会社である非上場会社又は当該存続会社の親会社である非上場会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときに限る。)又は非上場会社を吸収合併する場合

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」決議又は決定後速やかに

(9) 規程第402条第1号1に掲げる事項

次のaからfまでに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、a及びcに掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、a、b、d及びeに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a～d (略)

e 会社分割により承継される事業及び相手会社等について記載した当取引所所定の「会社分割概要書」決議又は決定後速やかに

f 次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)に定める書類

(a) (略)

(b) 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合(上場会社が会社法第784条第3項、第796条第3項若しくは第805条の規定の適用を受ける場合又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。)

(10) 規程第402条第1号mに掲げる事項のうち非上場会社からの事業の全部若しくは一部の譲受け又は他の者への事業の全部若しくは一部の譲渡(第401条第1項第2号に規定する基準に該当

(削る)

(削る)

(10) (略)

(11) 規程第402条第1号yに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは第436条の3に定める者である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

する場合を除く。)

当取引所所定の「事業の譲受け(譲渡)概要書」決議又は決定後速やかに

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(11) 規程第402条第1号qに掲げる事項(第401条第1項第5号に規定する基準に該当する場合を除く。)

当取引所所定の「異動子会社に関する概要書」子会社の異動後速やかに

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(12) 規程第402条第1号rに掲げる事項(第401条第1項第6号に規定する基準に該当する場合を除く。)

非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への事業上の固定資産の譲渡を行う場合

当取引所所定の「事業上の固定資産の譲受け(譲渡)概要書」決議又は決定後速やかに

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(13) (略)

(14) 規程第402条第1号yに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者若しくは当該上場会社の支配株主である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに
ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

(14)の2 (略)

(15) (略)

(16) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(開示を要しない決定事実に係る書類の提出)

第418条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 株券等（外国株預託証券等を除く。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）

次のaからfまでに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、cに掲げる書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、cに掲げる書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a・b (略)

(削る)

c (略)

d (略)

e (略)

f 発行登録に関する次の(a)から(e)までに掲げる書類

(削る)

(a) (略)

(b) (略)

(c) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(開示を要しない決定事実に係る書類の提出)

第418条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 株券等（外国株預託証券等を除く。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）

次のaからgまでに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、dに掲げる書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、dに掲げる書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a・b (略)

c 有価証券届出効力発生通知書の写し受領後直ちに

d (略)

e (略)

f (略)

g 発行登録に関する次の(a)から(f)までに掲げる書類

(a) 発行登録効力発生通知書の写し受領後直ちに

(b) (略)

(c) (略)

(d) (略)

(d) (略)
(e) (略)
(8)・(9) (略)
(削る)

(削る)

(10) (略)
(11) (略)
(12) (略)
(13) (略)
(14) (略)
(15) (略)
(16) (略)
(17) (略)
(18) (略)
(19) (略)
(20) (略)
(21) (略)
(22) (略)

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2・3 (略)

4 規程第601条第1項第5号に規定する債務超過の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 規程第601条第1項第5号本文に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a 規程第601条第1項第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額(第311条第5項第1号c(a)に規定する平均時価総額をいう。以下、この項において同じ。)が1,000億円以上である場合であって、規程408条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき

(e) (略)
(f) (略)
(8)・(9) (略)

(10) 計算書類の承認

当取引所所定の「決算取締役会決議通知書」決議又は決定後直ちに
ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

(11) 臨時株主総会の招集

取締役会決議通知書又は決定通知書
決議又は決定後直ちに

(12) (略)
(13) (略)
(14) (略)
(15) (略)
(16) (略)
(17) (略)
(18) (略)
(19) (略)
(20) (略)
(21) (略)
(22) (略)
(23) (略)
(24) (略)

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2・3 (略)

4 規程第601条第1項第5号に規定する債務超過の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(新設)

b 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

(5) 規程第601条第1項第5号ただし書に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a 猶予期間の最終日以前3か月間の平均時価総額が1,000億円以上である場合であって、規程408条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき

b 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

(6) 第4号b又は前号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、第4号bについては規程第601条第1項第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前号bについては猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（第4号b又は前号bに定める債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a (略)

(新設)

(4) 規程第601条第1項第5号ただし書に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を規程第404条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（規程第601条第1項第5号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a (略)

b 第4号b又は前号bに定める債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、規程第402条第1号ajに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(削る)

(削る)

5～7 (略)

8 規程第601条第1項第9号に規定する不適当な合併等の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1)～(5) (略)

(6) 規程第601条第1項第9号に規定する施行規則で定める基準とは、規程第205条、規程第206条及び規程第207条第1項（マザーズの上場会社である場合には規程第212条、規程第213条及び規程第214条第1項、JASDAQの上場会社である場合には、規程第216条の3、規程第216条の4、規程第216条の5第1項）に準じた基準をいうものとする。

(7) (略)

9・10 (略)

11 規程第601条第1項第12号aに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 上場会社が、規程第502条第3項（規程第503条第7項において準用

b 規程第601条第1項第5号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、規程第402条第1号ajに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(5) 規程第601条第1項第5号ただし書に規定する1年以内とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。

(6) 規程第601条第1項第5号ただし書に規定する2年以内とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。

5～7 (略)

8 規程第601条第1項第9号に規定する不適当な合併等の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1)～(5) (略)

(6) 規程第601条第1項第9号に規定する施行規則で定める基準とは、規程第205条、規程第206条及び規程第207条第1項（マザーズの上場会社である場合には規程第212条、規程第213条及び規程第214条第1項、JASDAQの上場会社である場合には、規程第216条の3、規程第216条の4、規程第216条の5第1項、規程第216条の6、規程第216条の7及び規程第216条の8第1項）に準じた基準をいうものとする。

(7) (略)

9・10 (略)

11 規程第601条第1項第12号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 上場会社が、規程第502条第3項（規程第503条第7項において準用

する場合を含む。)の規定により提出を行わなければならない改善報告書又は規程第606条第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次のaからcまでに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき

- a 規程第502条第3項(規程第503条第7項において準用する場合を含む。)に規定する改善報告書又は規程第606条第2項に規定する書面を提出しない場合には、規程第601条第1項第12号aに該当することとなること。
- b 請求理由
- c 提出期限

(2)・(3) (略)

12 規程第601条第1項第12号bに規定する新規上場時の申請に係る宣誓書において宣誓した事項について違反を行った場合の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第1項第12号bに規定する新規上場に係る基準とは、次のaからcまでに掲げる宣誓書の区分に従い、当該aからcまでに掲げる基準をいう。

a 規程第204条第1項の規定により提出した宣誓書

規程第205条、規程第206条、規程第207条第1項及び規程第210条

b 規程第211条第1項の規定により提出した宣誓書

規程第212条、規程第213条及び規程第214条第1項

c 規程第216条の2第1項の規定により提出した宣誓書(内訳区分としてスタンダードが選択された場合に限る)

規程第216条の3、規程第216条の4及び規程第216条の5第1項

(2) 規程第601条第1項第12号bに規定する施行規則で定める基準とは、次のaからdに掲げる上場会社が発行する上場株券等が上場している市場区分

する場合を含む。)の規定により提出を行わなければならない改善報告書又は規程第606条第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次のaからcまでに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき

- a 規程第502条第3項(規程第503条第7項において準用する場合を含む。)に規定する改善報告書又は規程第606条第2項に規定する書面を提出しない場合には、規程第601条第1項第12号に該当することとなること。
- b 請求理由
- c 提出期限

(2)・(3) (略)

(新設)

(規程 3 1 1 条、規程 3 1 7 条又は規程 3 1 5 条の 8 の規定により指定替え若しくは上場市場の変更又は内訳区分の変更が行われる場合は、指定替え若しくは上場市場の変更又は内訳区分の変更後の市場区分) に従い、当該区分に掲げる基準に準じた基準をいう。

a 市場第一部

規程第 2 0 5 条、規程第 2 0 6 条、
規程第 2 0 7 条第 1 項及び規程第 2 1 0 条

b 市場第二部

規程第 2 0 5 条、規程第 2 0 6 条、
規程第 2 0 7 条第 1 項

c マザーズ

規程第 2 1 2 条、規程第 2 1 3 条及
び規程第 2 1 4 条第 1 項

d JASDAQ (内訳区分がスタンダードである場合に限る)

規程第 2 1 6 条の 3、規程第 2 1 6 条の 4 及び規程第 2 1 6 条の 5 第 1 項

(3) 上場会社が規程第 6 0 5 条第 4 項の申請を行うことができる期限は、規程第 6 0 1 条第 1 項第 1 2 号 b に規定する新規上場に係る基準に適合していなかったと当取引所が認めた日から 1 年を経過する日までをいうものとする。

1 3 規程第 6 0 1 条第 1 項第 1 4 号に規定する株式の譲渡制限の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 第 2 1 2 条第 9 項の規定は、規程第 6 0 1 条第 1 項第 1 4 号の場合について準用する。

(2) (略)

1 4 (略)

1 5 (略)

1 6 (略)

1 7 (略)

1 8 (略)

1 9 (略)

(マザーズの上場廃止基準の取扱い)

第 6 0 3 条 (略)

2 (略)

3 規程第 6 0 3 条第 1 項第 3 号に規定する

1 2 規程第 6 0 1 条第 1 項第 1 4 号に規定する株式の譲渡制限の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 第 2 1 2 条第 1 0 項の規定は、規程第 6 0 1 条第 1 項第 1 4 号の場合について準用する。

(2) (略)

1 3 (略)

1 4 (略)

1 5 (略)

1 6 (略)

1 7 (略)

1 8 (略)

(マザーズの上場廃止基準の取扱い)

第 6 0 3 条 (略)

2 (略)

3 第 6 0 1 条第 4 項の規定は、規程第 6 0

債務超過の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 第601条第4項第1号から第3号まで、第5号及び第7号の規定は、規程第603条第1項第3号の場合について準用する。

(2) 規程第603条第1項第3号本文に規定する施行規則で定める場合とは、次のaからcまでに定める場合をいう。

a 規程第603条第1項第3号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額（第311条第5項第1号c（a）に規定する平均時価総額をいう。以下、この項において同じ。）が1,000億円以上である場合であって、規程408条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき

b 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

c 上場後3年間において第601条第4項第1号又は第2号に定める債務超過の状態となった場合

(3) 前号b又は第1号の規定により適用する第601条第4項第5号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、前号bについては規程第603条第1項第3号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、第1号の規定により適用する第601条第4項第5号bについては猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（前号b又は第1号の規定により適用する第601条第4項第5号bに定める債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並

3条第1項第3号の場合について準用する。

びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の (a) から (c) までの場合の区分に従い、当該 (a) から (c) までに規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第 2 条第 1 6 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 5 2 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 前号 b 又は第 1 号の規定により適用する第 6 0 1 条第 4 項第 5 号 b に定める債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、規程第 4 0 2 条第 1 号 a j に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

4 規程第 6 0 3 条第 1 項第 4 号に規定する売上高の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 第 2 1 2 条第 5 項第 8 号の規定は、規程第 6 0 3 条第 1 項第 4 号に規定する売上高及び利益の額について、それぞれ準用する。

(4) (略)

(5) 第 2 1 2 条第 4 項第 6 号の規定は、規程第 6 0 3 条第 1 項第 4 号に規定する売上高及び利益の額について、それぞれ準用する。この場合において「新規上場申請日の直前四半期会計期間」とあるのは、「審査対象期間」と読み替え

4 規程第 6 0 3 条第 1 項第 4 号に規定する売上高の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 第 2 1 2 条第 6 項第 8 号の規定は、規程第 6 0 3 条第 1 項第 4 号に規定する売上高及び利益の額について、それぞれ準用する。

(4) (略)

(5) 第 2 1 2 条第 5 項第 6 号の規定は、規程第 6 0 3 条第 1 項第 4 号に規定する売上高及び利益の額について、それぞれ準用する。この場合において「新規上場申請日の直前四半期会計期間」とあるのは、「審査対象期間」と読み替え

る。

(6) ~ (9) (略)

5・6 (略)

(グロース上場内国会社等の上場廃止基準の取扱い)

第603条の3 前条第2項第2号の規定は、規程第604条の4第1項第3号に規定する営業利益について準用する。

(削る)

(削る)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(削る)

(上場廃止日の取扱い)

第604条 規程第609条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) ~ (3) (略)

(4) 規程第601条第1項第12号a (規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)のうち、規程第208条第5号、規程第215条第5号又は規程第216条の9第5号に規定する場合に該当する上場株券等

る。

(6) ~ (9) (略)

5・6 (略)

(グロース上場内国会社等の上場廃止基準の取扱い)

第603条の3 規程第604条の4第1項第1号において適用する規程第604条の2第1項第2号に規定する施行規則で定める基準とは、規程第216条の6及び規程第216条の8第1項に準じた基準をいうものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規程第604条の5第1号により適用される規程第604条の2第1項第2号に規定する施行規則で定める基準とは、規程第216条の7及び規程第216条の8第1項に準じた基準をいうものとする。

3 前条第2項第2号の規定は、規程第604条の4第1項第3号に規定する営業利益について準用する。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 規程第604条の4第1項第3号に規定する施行規則で定める基準とは、規程第216条の6及び規程第216条の8第1項に準じた基準をいうものとする。

(上場廃止日の取扱い)

第604条 規程第609条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) ~ (3) (略)

(4) 規程第601条第1項第12号 (規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)のうち、規程第208条第5号、規程第215条第5号又は規程第216条の9第5号に規定する場合に該当する上場株券等

新株式の交付に係る基準日の前日（休業日を除外する。当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の2日前（休業日を除外する。）の日）

（監理銘柄の指定の取扱い）

第605条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第610条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第12号の2、第12号の3、第14号、第14号の3、第15号、第15号の2、第21号の4、第22号、第25号の5又は第25号の6に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

（1）～（6） （略）

（7） 上場会社が規程第601条第1項第5号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。）又は規程第603条第1項第3号（規程第604条第1項第1号又は同条第2項第4号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

（7）の2 上場会社が規程第603条第1項第4号（規程第604条第1項第1号又は同条第2項第4号による場合を含む。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、その規定に該当するかどうかを確認できないとき

（8）～（14） （略）

（15） 規程第601条第1項第12号 a（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（第604条第4号に該当する場合を除く。）

（15）の2 第601条第12項第3号

新株式の交付に係る基準日の前日（休業日を除外する。当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の2日前（休業日を除外する。）の日）

（監理銘柄の指定の取扱い）

第605条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第610条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第12号の2、第12号の3、第14号、第14号の3、第15号、第21号の4、第22号、第25号の5又は第25号の6に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

（1）～（6） （略）

（7） 上場会社が規程第601条第1項第5号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。）又は規程第603条第1項第3号若しくは第4号（規程第604条第1項第1号又は同条第2項第4号による場合を含む。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、それらの規定に該当するかどうかを確認できないとき

（新設）

（8）～（14） （略）

（15） 規程第601条第1項第12号（規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（第604条第4号に該当する場合を除く。）

（新設）

に定める期限までに、同項第2号に定める基準に適合することが確認できない場合であって、当該基準に適合しないかどうかの審査を行っているとき

(16)・(17) (略)

(18) 上場会社が第601条第14項第2号に規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行った場合

(19)・(20) (略)

(21) 上場会社が第601条第16項第2号に規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき

(22)～(26) (略)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場株券等を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、第1項第22号の場合において、第5号に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第1項第6号、第9号、第12号及び第15号の2の場合

第601条第3項第1号若しくは第603条第5項第1号において準用する第311条第4項第1号cに定める期間、第601条第3項第3号（第603条第5項第2号において準用する場合を含む。）に定める期間、規程第601条第1項第7号後段に定める期間、第601条第8項第5号に定める猶予期間の最終日又は第601条第12項第3号に定める期限の翌日

(4) (略)

(5) 第1項第4号、第5号、第7号、第7号の2、第10号、第12号の2、第12号の3、第14号、第15号、第16号及び第19号から第25号の6までの場合

当取引所が必要と認めた日

(5)の2・(6) (略)

(16)・(17) (略)

(18) 上場会社が第601条第13項第2号に規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行った場合

(19)・(20) (略)

(21) 上場会社が第601条第15項第2号に規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき

(22)～(26) (略)

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から当取引所が当該上場株券等を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、第1項第22号の場合において、第5号に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第1項第6号、第9号及び第12号の場合

第601条第3項第1号若しくは第603条第5項第1号において準用する第311条第4項第1号cに定める期間、第601条第3項第3号（第603条第5項第2号において準用する場合を含む。）に定める期間、規程第601条第1項第7号後段に定める期間又は第601条第8項第5号に定める猶予期間の最終日の翌日

(4) (略)

(5) 第1項第4号、第5号、第7号、第10号、第12号の2、第12号の3、第14号から第16号まで及び第19号から第25号の4までの場合

当取引所が必要と認めた日

(5)の2・(6) (略)

4 (略)

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた市場第一部銘柄指定審査料等の特例)

第704条の3 市場第一部銘柄指定審査料

又は一部指定の予備審査料については、上場株券等の市場第一部銘柄への指定を申請する者が当該一部指定の申請より前に一部指定の申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の一部指定の申請日(予備申請を行った場合にあつては、上場株券等の市場第一部銘柄への指定予備申請書に記載した一部指定の申請を行おうとする日)の属する事業年度の初日から起算して3年以内に一部指定の申請又は予備申請を行う場合であつて、当該一部指定の申請又は予備申請より前的一部指定の申請又は予備申請により一部指定に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めるときは、その支払いを要しないものとする。

(2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場市場の変更審査料等の特例)

第705条の4 上場市場の変更審査料若しくは変更予備審査料又は内訳区分の変更審査料若しくは変更予備審査料については、

上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行う者が当該上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請より前に上場市場の変更申請若しくは変更予備申請又は内訳区分の変更申請若しくは変更予備申請(以下「変更申請等」という。)を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日又は内訳区分の変更申請日(予備申請を行った場合にあつては、上場市場の変更予備申請書又は内訳区分の変更予備申請書に記載した上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行おうとする日)の属する事業年度の初日から起算して3年以内に変更申請等を行う場合であつて、当該変更申請等より前の変更申請等により上場市場の変更又は内訳区分の変更に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めるときは、その支払いを要しないものとする。

4 (略)

(新設)

(新設)

る。

第717条 削除

(退職給付会計基準の適用等の取扱い)

第717条 規程第705条に規定する新規上場申請者又は上場会社（外国会社を除く。以下この条において同じ。）が平成10年6月16日付で企業会計審議会により公表された退職給付に係る会計基準（以下「退職給付会計基準」という。）の適用を受ける場合等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱い

a 新規上場又は市場第一部銘柄の指定に係る審査に当たって、次のbの規定の適用を受けようとする新規上場申請者又は上場会社は、次のbの規定に基づき算定した純資産の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該純資産の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。

b 退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異（費用の減額処理が行われるべきものを除く。）が発生した新規上場申請者又は上場会社に対する規程第205条第5号及び第6号a、規程第308条第5号及び第6号a、規程第216条の3第3号及び第4号又は規程第216条の6第1号の規定の適用に当たっては、第212条第5項第2号に規定する四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額並びに同項第3号及び第4号に規定する四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額（会計基準変更時差異から直前四半期会計期間以前において費用処理された額を控除した額をいう。）を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、第212条第6項第1号に規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同項第2号に規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費

用処理された額を加算する（第212条第5項第13号により読み替えて準用する場合にあっては、同項第2号に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額並びに同項第3号及び第4号に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額（会計基準変更時差異から直前事業年度以前において費用処理された額を控除した額をいう。）を控除したうえで税効果相当額を加算する。）ことができるものとする。

(2) 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱い

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者又は上場会社に対する規程第205条第6号a、規程第308条第6号a、規程第216条の3第3号及び第4号又は規程第216条の6第1号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、第212条第6項第1号に規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同項第2号に規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い)

第719条 規程第707条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 第217条第5項の規定を準用す

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い)

第719条 規程第707条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 第212条第6項及び第7項の規

る。

2 第310条第5項の規定は、規程第707条第2項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。

3 規程第707条第3項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 第311条第5項第1号の規定は、規程第707条第3項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、第311条第5項第1号c及びdの規定の適用については、次のとおりとする。

c 規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号に規定する施行規則で定める場合は、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。

(a) 審査対象事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額(第311条第5項第1号c(a)に規定する平均時価総額をいう。以下、この項において同じ。)が1,000億円以上である場合であって、規程408条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき

(b) 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が相当と認める場合に限る。)

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

ニ 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

d 規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号又は前cの(b)に規定する当取引所が相当と認める場合に適合する

定を準用する。

2 第310条第6項及び第7項の規定は、規程第707条第2項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。

3 規程第707条第3項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 第311条第5項第1号の規定は、規程第707条第3項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、第311条第5項第1号cの規定の適用については、次のとおりとする。

(新設)

c 規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号に規定する当取引所が相当と認める場合に適合するかどうかの審査

かどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。

（a） 次の（b）の規定は、規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「前cの（b）」とあるのは「規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）から（ハ）までの規定は適用しない。

（b） 前cの（b）に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度の末日から起算して3か月以内に、再建計画（前cの（b）に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書面に基づき行うものとする。

は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。

（a） 次の（b）の規定は、規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号本文に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」とあるのは「1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）から（ハ）までの規定は適用しない。

（b） 規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号ただし書に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を規程第404条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書面

イ (略)

ロ 前cの(b)に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、規程第402条第1号ajに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 第311条第5項第2号の規定の適用については、次のとおりとする。

(2) 指定替えの時期

上場会社が規程第311条第1項第5号に該当した場合には、審査対象事業年度の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日（規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号に規定する当取引所が適当と認める場合に該当したときは、買取決定等が行われないことを当取引所が確認した日の属する月の翌月から起算して2か月目の月の初日）に指定替えを行う。

4 第601条第4項（第603条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、規程第707条第4項又は第5項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、第601条第4項第4号から第6号までの規定の適用については、次のとおりとする。

(4) 規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号本文又は規程第603条第1項第3号本文に規定する施行規則で定める場合とは、次のaからcまで（cについては、規程第707条第5項において読み替えて適用する規程第603条第1項第3号本文に規定する施行規則で定める場合に限る。）に定める場合をいう。

に基づき行うものとする。

イ (略)

ロ 規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定の日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、規程第402条第1号ajに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 第311条第5項第2号の規定の適用については、次のとおりとする。

(2) 指定替えの時期

上場会社が規程第311条第1項第5号に該当した場合には、審査対象事業年度の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日（規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号本文かつこ書に該当した場合にあっては、買取決定等が行われないことを当取引所が確認した日の属する月の翌月から起算して2か月目の月の初日）に指定替えを行う。

4 第601条第4項（第603条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、規程第707条第4項又は第5項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、第601条第4項第4号の規定の適用については、次のとおりとする。

(新設)

a 規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号本文又は規程第603条第1項第3号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額（第311条第5項第1号c（a）に規定する時価総額をいう。以下、この項において同じ。）が1,000億円以上である場合であって、規程408条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき

b 次の（a）から（d）までのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）

（a） 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

（b） 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

（c） 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

（d） 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

c 上場後3年間において第601条第4項第1号又は第2号に定める債務超過の状態となった場合

（5） 規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号ただし書又は規程第603条第1項第3号ただし書に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a 猶予期間の最終日以前3か月間の平均時価総額が1,000億円以上である場合であって、規程408条の2に定める期限までに同条に定める開示を行っているとき

b 次の（a）から（d）までのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める

場合に限る。)

(a) 法律の規定に基づく再生手続
又は更生手続

(b) 産競法第2条第16項に規定
する特定認証紛争解決手続に基づく
事業再生(当該手続が実施された場
合における産競法第52条に規定す
る特例の適用を受ける特定調停手続
による場合も含む。)

(c) 私的整理に関するガイドライ
ン研究会による「私的整理に関する
ガイドライン」に基づく整理

(d) 地域経済活性化支援機構によ
る再生支援決定に基づく事業の再生

(6) 規程第707条第4項又は第5項
において読み替えて適用する規程第60
1条第1項第5号本文、規程第603条
第1項第3号本文又は第4号b若しくは
前号bに規定する当取引所が適当と認める
場合に適合するかどうかの審査は、次の
a及びbに定めるところによる。

a 次のbの規定は、規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号本文又は規程第603条第1項第3号本文に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第4号b又は前号b」とあるのは「規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号本文又は規程第603条第1項第3号本文」と、「第4号bについては規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号本文又は規程第603条第1項第3号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前号bについては猶予期間の最終日から起算して3か月以内に」とあるのは「猶予期間の最終日から起算して3か月以内に」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、(a)のイからハまでの規定は適用しない。

b 第4号b又は前号bに規定する当取引所が適当と認める場合に適合するか

(4) 規程第707条第4項又は第5項
において読み替えて適用する規程第60
1条第1項第5号又は規程第603条第
1項第3号に規定する当取引所が適当と
認める場合に適合するかどうかの審査
は、次のa及びbに定めるところによる。

a 次のbの規定は、規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号本文又は規程第603条第1項第3号本文に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第3号ただし書」とあるのは「第3号本文」と、「1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。)」とあるのは「1年以内(当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定の日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、(a)のイからハまでの規定は適用しない。

b 規程第707条第4項又は第5項に
おいて読み替えて適用する規程第60

どうかの審査は、第4号bについては規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号本文又は規程第603条第1項第3号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前号bについては猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（第4号b又は前号bに規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行う。

(a) (略)

(b) 第4号b又は前号bに規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、規程第402条第1号ajに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

5 第605条の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、aに該当する場

1条第1項第5号ただし書又は規程第603条第1項第3号ただし書に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を規程第404条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号ただし書又は規程第603条第1項第3号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行う。

(a) (略)

(b) 規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号ただし書又は規程第603条第1項第3号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、規程第402条第1号ajに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

5 第605条の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、aに該当する場

合は監理銘柄（審査中）に指定し、b又はcに該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a 第605条第1項第12号の2、第12号の3、第14号、第14号の3、第15号、第15条の2、第21号の4、第22号、第25号の5又は第25号の6のいずれかに該当するとき

b 第605条第1項第1号から第12号まで、第13号、第14号の2、第16号から第21号の3まで、第23号から第25号の4まで又は第26号のいずれかに該当するとき（第7号にあっては、「規程第601条第1項第5号（規程第602条第1項第1号又は同条第2項第3号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。）又は規程第603条第1項第3号（規程第604条第1項第1号又は同条第2項第4号による場合を含む。）」とあるのは、「規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号又は規程第603条第1項第3号」と読み替える。）

c 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号（カッコ書を除く。）又は規程第603条第1項第3号（カッコ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該上場会社が債務超過の状態でなくなることを計画している場合（規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号又は規程第603条第1項第3号に規定する当取引所が適当と認める場合に限る。この場合における当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、前項において読み替えて適用する第601条第4項第6号aの規定に基づき行うものとする。）であって、かつ、地域経済活性化支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等

合は監理銘柄（審査中）に指定し、b又はcに該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a 第605条第1項第12号の2、第14号、第15号、第21号の2又は第22号のいずれかに該当するとき

b 第605条第1項第1号から第12号まで、第13号、第16号から第21号まで又は第23号から第26号までのいずれかに該当するとき（第7号にあっては、「規程第601条第1項第5号（規程第602条第1項第1号又は同条第2項第3号による場合を含む。）又は規程第603条第1項第3号若しくは第4号（規程第604条第1項第1号又は同条第2項第4号による場合を含む。）」とあるのは、「規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号若しくは規程第603条第1項第3号又は規程第603条第1項第4号」と読み替える。）

c 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号本文（カッコ書を除く。）又は規程第603条第1項第3号本文（カッコ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該上場会社が1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号本文又は規程第603条第1項第3号本文に規定する当取引所が適当と認める場合に限る。この場合における当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、前項において読み替えて適用する第601条第4項第4号aの規定に基づき行うものとする。）であって、かつ、地域経済活性化支援機構により当該上場

が行われるかどうかを確認できないとき

(2)・(3) (略)

(東日本大震災に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い)

第720条 規程第708条の規定の適用を受ける新規上場申請者（本則市場への新規上場申請者に限る。）についての第212条第6項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第708条の規定の適用を受ける新規上場申請者（マザーズへの新規上場申請者に限る。）についての第227条第5項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(平成28年熊本地震に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い)

第725条 規程第716条（規程第718条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（規程第718条において準用する場合にあっては、本則市場への上場市場変更申請者）についての第212条第6項（第313条の2第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第212条第6項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第716条（規程第718条において準用する場合を含む。）の規定の適用を

会社の債務に係る買収決定等が行われるかどうかを確認できないとき

(2)・(3) (略)

(東日本大震災に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い)

第720条 規程第708条の規定の適用を受ける新規上場申請者（本則市場への新規上場申請者に限る。）についての第212条第7項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第708条の規定の適用を受ける新規上場申請者（マザーズへの新規上場申請者に限る。）についての第227条第6項の規定の適用については、同項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(平成28年熊本地震に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い)

第725条 規程第716条（規程第718条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（規程第718条において準用する場合にあっては、本則市場への上場市場変更申請者）についての第212条第7項（第313条の2第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第212条第7項第2号中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成28年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

2 規程第716条（規程第718条において準用する場合を含む。）の規定の適用を

受けるマザーズ又はJASDAQへの新規
上場申請者（規程第718条において準用
する場合にあっては、マザーズへの上場市
場変更申請者若しくはJASDAQへの上
場市場変更申請者又は内訳区分変更申請
者）についての第227条第5項の規定の
適用については、同項第2号中「記載され
ていない場合」とあるのは「記載されてい
ない場合、監査報告書、中間監査報告書又
は四半期レビュー報告書において、平成2
8年熊本地震に起因して公認会計士等の
「除外事項を付した限定付適正意見」又は
「除外事項を付した限定付結論」が記載さ
れている場合」とする。

（2020年新型コロナウイルス感染症の
影響を踏まえた形式要件の特例の取扱
い）

第728条 規程第722条第1項（規程第
723条において準用する場合を含む。）
の規定の適用を受ける本則市場への新規上
場申請者（規程第723条において準用す
る場合にあつては、本則市場への上場市場
変更申請者）についての第212条第6項
（第313条の2第3項において準用する
場合を含む。以下この項において同じ。）
の規定の適用については、第212条第6
項第2号中「記載されていない場合」とあ
るのは「記載されていない場合、監査報告
書又は四半期レビュー報告書において、2
020年新型コロナウイルス感染症の影響
に起因して公認会計士等の「除外事項を付
した限定付適正意見」又は「除外事項を付
した限定付結論」が記載されている場合」
とする。

2 規程第722条第1項（規程第723条
において準用する場合を含む。）の規定の
適用を受けるマザーズ又はJASDAQへ
の新規上場申請者（規程第723条におい
て準用する場合にあっては、マザーズへの
上場市場変更申請者若しくはJASDAQ
への上場市場変更申請者又は内訳区分変
更申請者）についての第227条第5項の規
定の適用については、同項第2号中「記載
されていない場合」とあるのは「記載され
ていない場合、監査報告書、中間監査報
告書又は四半期レビュー報告書において、
2020年新型コロナウイルス感染症の影響
に起因して公認会計士等の「除外事項を付
した限定付適正意見」又は「除外事項を付

受けるマザーズ又はJASDAQへの新規
上場申請者（規程第718条において準用
する場合にあっては、マザーズへの上場市
場変更申請者若しくはJASDAQへの上
場市場変更申請者又は内訳区分変更申請
者）についての第227条第6項の規定の
適用については、同項第2号中「記載され
ていない場合」とあるのは「記載されてい
ない場合、監査報告書、中間監査報告書又
は四半期レビュー報告書において、平成2
8年熊本地震に起因して公認会計士等の
「除外事項を付した限定付適正意見」又は
「除外事項を付した限定付結論」が記載さ
れている場合」とする。

（2020年新型コロナウイルス感染症の
影響を踏まえた形式要件の特例の取扱
い）

第728条 規程第722条第1項（規程第
723条において準用する場合を含む。）
の規定の適用を受ける本則市場への新規上
場申請者（規程第723条において準用す
る場合にあつては、本則市場への上場市場
変更申請者）についての第212条第7項
（第313条の2第3項において準用する
場合を含む。以下この項において同じ。）
の規定の適用については、第212条第7
項第2号中「記載されていない場合」とあ
るのは「記載されていない場合、監査報告
書又は四半期レビュー報告書において、2
020年新型コロナウイルス感染症の影響
に起因して公認会計士等の「除外事項を付
した限定付適正意見」又は「除外事項を付
した限定付結論」が記載されている場合」
とする。

2 規程第722条第1項（規程第723条
において準用する場合を含む。）の規定の
適用を受けるマザーズ又はJASDAQへ
の新規上場申請者（規程第723条におい
て準用する場合にあっては、マザーズへの
上場市場変更申請者若しくはJASDAQ
への上場市場変更申請者又は内訳区分変
更申請者）についての第227条第6項の規
定の適用については、同項第2号中「記載
されていない場合」とあるのは「記載され
ていない場合、監査報告書、中間監査報
告書又は四半期レビュー報告書において、
2020年新型コロナウイルス感染症の影響
に起因して公認会計士等の「除外事項を付
した限定付適正意見」又は「除外事項を付

した限定付結論」が記載されている場合」とする。

- 3 第1項の規定は、規程第722条第2項の規定の適用を受ける上場会社についての第310条第6項第2号の規定において準用する第212条第6項の規定の適用について準用する。

(大規模な公募及び売出しを伴う新規上場に係る形式要件の特例の取扱い)

第731条 規程第728条に規定する公募又は売出しの総額は、新規上場申請に係る公募又は売出しの見込み価格に当該公募又は売出しの見込み数量を乗じて得た額をいう。

- 2 規程第728条各項に規定する施行規則で定めるときとは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める基準に適合するための取組み及びその実施時期を記載した計画書を提出した場合をいう。

(1) 規程第728条第1項の場合
規程第205条第2号c

(2) 規程第728条第2項の場合
規程第210条第1項第2号c

(3) 規程第728条第3項の場合
規程第212条第2号c

- 3 新規上場申請者は前項の規定により当取引所に提出した計画書について、上場前及び上場後において、当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- 4 新規上場申請者は、第2項に掲げる基準に適合するまでの間、第2項の規定により提出した計画書の内容について訂正又は変更すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

- 5 新規上場申請者は、上場後において、第2項に掲げる基準に適合するまでの間、事業年度の末日から起算して3か月以内に、第2項の規定により提出した計画書の進捗状況について開示しなければならない。

(上場審査の形式要件の取扱い)

第803条 (略)

- 2 第212条第9項の規定は、規程第804条第2号dの場合について準用する。

した限定付結論」が記載されている場合」とする。

- 3 第1項の規定は、規程第722条第2項の規定の適用を受ける上場会社についての第310条第7項第2号の規定において準用する第212条第7項の規定の適用について準用する。

(新設)

(上場審査の形式要件の取扱い)

第803条 (略)

- 2 第212条第10項の規定は、規程第804条第2号dの場合について準用する。

(上場廃止基準の取扱い)

第806条 (略)

2～4 (略)

5 第212条第9項及び第601条第13項第2号の規定は、規程第808条第2項第7号の場合について準用する。

6 第601条第16項の規定は、規程第808条第2項第8号の場合について準用する。

(上場廃止日の取扱い)

第807条 規程第809条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 規程第808条第1項第1号又は第2項各号(第3号、第5号の2及び第8号のうち前条第6項において準用する第601条第16項第1号の規定に該当するものを除く。)に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

(4) 規程第808条第2項第8号に該当することとなった銘柄のうち、前条第6項において準用する第601条第16項第1号の規定に該当するもの

株式の取得がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日

(5) (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第809条 当取引所は、上場優先株等が規程第808条第1項各号(第601条第7項第2号aに規定する合併による解散の場合及び第601条第14項第1号に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合であって、かつ、上場銘柄と引換えに交付される優先株等が速やかに上場される見込みのある場合を除く。)若しくは規程第808条第2項第1号、第2号、第4号から第8号まで若しくは第9号のい

(上場廃止基準の取扱い)

第806条 (略)

2～4 (略)

5 第212条第10項及び第601条第12項第2号の規定は、規程第808条第2項第7号の場合について準用する。

6 第601条第15項の規定は、規程第808条第2項第8号の場合について準用する。

(上場廃止日の取扱い)

第807条 規程第809条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 規程第808条第1項第1号又は第2項各号(第3号、第5号の2及び第8号のうち前条第6項において準用する第601条第15項第1号の規定に該当するものを除く。)に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

(4) 規程第808条第2項第8号に該当することとなった銘柄のうち、前条第6項において準用する第601条第15項第1号の規定に該当するもの

株式の取得がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日

(5) (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第809条 当取引所は、上場優先株等が規程第808条第1項各号(第601条第7項第2号aに規定する合併による解散の場合及び第601条第13項第1号に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合であって、かつ、上場銘柄と引換えに交付される優先株等が速やかに上場される見込みのある場合を除く。)若しくは規程第808条第2項第1号、第2号、第4号から第8号まで若しくは第9号のい

れかに該当する場合又は規程第826条第1項において準用する規程第608条に定める申請が行われ上場廃止が決定した場合には、規程第811条の規定に基づき、当取引所が当該優先株等の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該優先株等を整理銘柄に指定することができる。

(上場廃止基準の取扱い)

第817条 (略)

2 第213条第1項及び第2項並びに第601条第13項第2号の規定は、規程第821条第2項第5号の場合について準用する。

(情報の開示の取扱い)

第940条 規程第947条第2項第1号n及び第2号bに規定する施行規則で定める業務とは、登録金融機関若しくは金融商品取引業者又はこれらに相当する者の経営管理を主たる目的として行う業務をいう。

(削る)

(削る)

れかに該当する場合又は規程第826条第1項において準用する規程第608条に定める申請が行われ上場廃止が決定した場合には、規程第811条の規定に基づき、当取引所が当該優先株等の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該優先株等を整理銘柄に指定することができる。

(上場廃止基準の取扱い)

第817条 (略)

2 第213条第1項及び第2項並びに第601条第12項第2号の規定は、規程第821条第2項第5号の場合について準用する。

(情報の開示の取扱い)

第940条 規程第947条第2項第1号及び第2号に規定する上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの残存償還価額総額及び一証券あたりの償還価額は、上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場ETN信託受益証券に係る信託契約に定めるところにより算出するものとする。

2 規程第947条第2項第2号に規定する乖離率とは、次の算式により算出した値をいう。

算式

$$\frac{(A \div B) - (C \div D)}{(\%)} \times 100$$

算式の符号

A 同項第1号に規定する上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの一証券あたりの償還価額

B Aを算出した日の前営業日の上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの一証券あたりの償還価額

C 特定の指標の終値

D Cを算出した日の前営業日の特定の指標の終値

3 規程第947条第3項第1号n及び第2号bに規定する施行規則で定める業務とは、登録金融機関若しくは金融商品取引業

2 規程第947条第2項第2号cに規定する施行規則で定める事実とは、経営管理の対象となる登録金融機関若しくは金融商品取引業者又はこれらに相当する者に係る事業の停止その他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分をいう。

3 規程第947条第2項第4号に規定する施行規則で定める信用状況等に関する情報とは、次の各号に掲げる内容をいう。

(1)～(3) (略)

4 第402条の2第1項の規定は、規程第947条第2項第1号、第2号及び第5号から第7号までの規定に基づき開示すべき内容について準用する。

5 規程第947条の2第1項第1号及び第2号に規定する上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの残存償還価額総額及び一証券あたりの償還価額は、上場ETN信託受益証券に係る受託有価証券であるETNの発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場ETN信託受益証券に係る信託契約に定めるところにより算出するものとする。

(書類の提出等の取扱い)

第941条 規程第948条第1項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合をいい、当該各号に該当したときには、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第947条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETN信託受益証券の発行者は、第1号bに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第2号、第3号a、第4号b及び第8号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 規程第947条第2項第1号aに掲げる事項を決定した場合

者又はこれらに相当する者の経営管理を主たる目的として行う業務をいう。

4 規程第947条第3項第2号cに規定する施行規則で定める事実とは、経営管理の対象となる登録金融機関若しくは金融商品取引業者又はこれらに相当する者に係る事業の停止その他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分をいう。

5 規程第947条第3項第4号に規定する施行規則で定める信用状況等に関する情報とは、次の各号に掲げる内容をいう。

(1)～(3) (略)

6 第402条の2第1項の規定は、規程第947条第3項第1号、第2号及び第5号から第7号までの規定に基づき開示すべき内容について準用する。

(新設)

(書類の提出等の取扱い)

第941条 規程第948条第1項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合をいい、当該各号に該当したときには、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第947条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETN信託受益証券の発行者は、第1号bに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第2号、第3号a、第4号b及び第8号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 規程第947条第3項第1号aに掲げる事項を決定した場合

次の a から c までに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、b に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a ～ c (略)

(2) 規程第 9 4 7 条第 2 項第 1 号 b に掲げる事項を決定した場合

上場 E T N 信託受益証券の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

(3) 規程第 9 4 7 条第 2 項第 1 号 c に掲げる事項を決定した場合

次の a 又は b に掲げるところにより行うものとする。

a ・ b (略)

(4) 規程第 9 4 7 条第 2 項第 1 号 p 及び第 7 号に掲げる事項

次の a 又は b に掲げるところにより行うものとする。

a ・ b (略)

(5) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動その他の上場 E T N 信託受益証券に関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

(6) (略)

(7) 1 2 月末日現在のの上場 E T N 信託受益証券の上場受益権口数を把握した場合

1 2 月末日現在のの上場 E T N 信託受益証券の上場受益権口数を記載した書面について、把握後直ちに

(7) の 2 1 2 月末日以前 1 年間における毎月末日の上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額及び特定の指標の終値を把握した場合

次の a から c までに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、b に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a ～ c (略)

(2) 規程第 9 4 7 条第 3 項第 1 号 b に掲げる事項を決定した場合

上場 E T N 信託受益証券の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

(3) 規程第 9 4 7 条第 3 項第 1 号 c に掲げる事項を決定した場合

次の a 又は b に掲げるところにより行うものとする。

a ・ b (略)

(4) 規程第 9 4 7 条第 3 項第 1 号 p 及び第 7 号に掲げる事項

次の a 又は b に掲げるところにより行うものとする。

a ・ b (略)

(5) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動、社債権者集会の招集その他の上場 E T N 信託受益証券に関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

(6) (略)

(7) 1 2 月末日現在のの上場 E T N 信託受益証券の上場受益権口数及び上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額を把握した場合

1 2 月末日現在のの上場 E T N 信託受益証券の上場受益権口数及び上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額を記載した書面について、把握後直ちに

(新設)

1 2 月末日以前 1 年間における毎月末日の上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額及び特定の指標の終値を記載した書面について、把握後直ちに

(8) (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第 9 4 4 条 (略)

2 ~ 8 (略)

9 規程第 9 5 1 条第 1 項第 3 号 b に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月において次の算式により算出するものとする。

算式

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

D 当月末日における上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額

E 前月末日における上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額

(3) ~ (8) (略)

1 0 ~ 1 2 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第 9 4 8 条 (略)

2 第 9 4 0 条第 5 項の規定は、前項の上場受益権口数に係る償還価額総額について準用する。

(上場 E T F に関する情報の開示の取扱い)

第 1 1 0 9 条 第 4 0 2 条の 2 第 1 項の規定

(8) (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第 9 4 4 条 (略)

2 ~ 8 (略)

9 規程第 9 5 1 条第 1 項第 3 号 b に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月において次の算式により算出するものとする。この場合における上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額は、規程第 9 4 7 条第 2 項第 1 号の規定により開示されたものによるものとする。

算式

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

D 当月末日における上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額

E 前月末日における上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額

(3) ~ (8) (略)

1 0 ~ 1 2 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第 9 4 8 条 (略)

2 第 9 4 0 条第 1 項の規定は、前項の上場受益権口数に係る償還価額総額について準用する。

(上場 E T F に関する情報の開示の取扱い)

第 1 1 0 9 条 規程第 1 1 0 7 条第 2 項第 1

は、規程第1107条第2項第1号及び第2号の規定に基づき開示すべき内容について準用する。

(削る)

(削る)

2 規程第1107条第2項第1号及び第2号に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。

(1) 規程第1107条第2項第1号aの(c)及び同項第2号aの(e)に掲げる事項

投資信託約款若しくは信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当すること。

a～c (略)

(2) 規程第1107条第2項第1号aの(1)、同項第2号aの(h)及び同号cの(g)に掲げる事項

当該管理会社又は当該外国投資法人が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う届出のうち、当取引所が定めるもの

(3) 規程第1107条第2項第1号aの(b)に掲げる事項

投資信託、外国投資信託又は信託に必要な資金の借入れのうち、信託設定に伴う消費税等の支払いに係る借入れに該当

号b及びcに規定する純資産総額及び一口あたりの純資産額は、投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類に定めるところにより算出するものとする。

2 規程第1107条第2項第1号cに規定する乖離率とは、次の算式により算出した値をいう。

算式

$$\frac{((A \div B) - (C \div D)) \times 100}{(\%)}$$

算式の符号

A 同cに規定する上場ETFの一口あたりの純資産額

B Aを算出した日の前営業日の上場ETFの一口あたりの純資産額

C 特定の指標の終値

D Cを算出した日の前営業日の特定の指標の終値

3 第402条の2第1項の規定は、規程第1107条第2項第2号及び第3号の規定に基づき開示すべき内容について準用する。

4 規程第1107条第2項第2号及び第3号に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。

(1) 規程第1107条第2項第2号aの(c)及び同項第3号aの(e)に掲げる事項

投資信託約款若しくは信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当すること。

a～c (略)

(2) 規程第1107条第2項第2号aの(1)、同項第3号aの(h)及び同号cの(g)に掲げる事項

当該管理会社又は当該外国投資法人が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う届出のうち、当取引所が定めるもの

(3) 規程第1107条第2項第2号aの(b)に掲げる事項

投資信託、外国投資信託又は信託に必要な資金の借入れのうち、信託設定に伴う消費税等の支払いに係る借入れに該当

すること。

- (4) 規程第1107条第2項第1号bの(g)の4に掲げる事実

信託約款で定める信託財産に係る商品の条件を満たさない商品が信託された場合のうち、当該商品に代えて信託されるべき商品の価値が、管理会社が当該事実を確認した日において、その前営業日の純資産総額の100分の3に相当する額未満である場合に該当すること。

- 3 規程第1107条第2項第1号bの(g)の3に規定するこれらに相当する者として施行規則で定める者とは、第1106条第4項に規定する法人をいう。
- 4 第601条第4項第1号及び第2号の規定は、規程第1107条第2項第1号eの2の(c)に規定する債務超過の状態について準用する。
- 5 規程第1107条第2項第1号eの2の(g)に規定する法律の規定に基づく破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合とは、カウンター・パーティーが、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。
- 6 規程第1107条第2項第1号eの2の(f)に規定する停止されることが確実となったこととは、カウンター・パーティーが発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引停止が確実となったことをいう。
- 7 規程第1107条の2第1項第2号及び第3号に規定する純資産総額及び一口あたりの純資産額は、投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類に定めるところにより算出するものとする。

(書類の提出等の取扱い)

第1110条 (略)

- 2 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき

すること。

- (4) 規程第1107条第2項第2号bの(g)の4に掲げる事実

信託約款で定める信託財産に係る商品の条件を満たさない商品が信託された場合のうち、当該商品に代えて信託されるべき商品の価値が、管理会社が当該事実を確認した日において、その前営業日の純資産総額の100分の3に相当する額未満である場合に該当すること。

- 5 規程第1107条第2項第2号bの(g)の3に規定するこれらに相当する者として施行規則で定める者とは、第1106条第4項に規定する法人をいう。
- 6 第601条第4項第1号及び第2号の規定は、規程第1107条第2項第2号eの2の(c)に規定する債務超過の状態について準用する。
- 7 規程第1107条第2項第2号eの2の(g)に規定する法律の規定に基づく破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合とは、カウンター・パーティーが、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。
- 8 規程第1107条第2項第2号eの2の(f)に規定する停止されることが確実となったこととは、カウンター・パーティーが発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引停止が確実となったことをいう。
- (新設)

(書類の提出等の取扱い)

第1110条 (略)

- 2 上場ETF(外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき

行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号bに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号及び第5号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 規程第1107条第2項第1号aの(a)に掲げる事項

次のaからcまでに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、bに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a～c (略)

(2) 規程第1107条第2項第1号aの(a)の2に掲げる事項

受益権の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

(3) 規程第1107条第2項第1号aの(c)に掲げる事項

変更後の投資信託約款又は信託約款若しくはこれに類する書類について、変更確定後直ちに

(4)・(5) (略)

3 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場ETFに係る外国投資法人及び管理会社は、第1号bに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、第4号b及び第7号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号bに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号及び第5号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 規程第1107条第2項第2号aの(a)に掲げる事項

次のaからcまでに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、bに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a～c (略)

(2) 規程第1107条第2項第2号aの(a)の2に掲げる事項

受益権の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

(3) 規程第1107条第2項第2号aの(c)に掲げる事項

変更後の投資信託約款又は信託約款若しくはこれに類する書類について、変更確定後直ちに

(4)・(5) (略)

3 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券に限る。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場ETFに係る外国投資法人及び管理会社は、第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、第4号b及び第7号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (1) 規程第1107条第2項第2号aの(a)に掲げる事項

次のaからcまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、bに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)
(削る)

b (略)

c (略)

- (2) 規程第1107条第2項第2号aの(b)に掲げる事項

投資口又は受益権の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

- (3) 規程第1107条第2項第2号aの(d)に掲げる事項

次のa又はbに掲げるところにより行う。

a・b (略)

- (4) 規程第1107条第2項第2号aの(e)に掲げる事項

次のa及びbに掲げるところにより行う。

a・b (略)

- (5) (略)

- (6) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動その他の上場ETFに関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

- (7) (略)

4 上場ETF（内国商品現物型ETFに限る。）に係る管理会社は、規程第1107条第2項第1号bの(g)の4に掲げる事実が発生した場合には、当取引所が定めるところにより書類の提出を行うものとする。

5 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証

- (1) 規程第1107条第2項第3号aの(a)に掲げる事項

次のaからdまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、cに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)

b 有価証券届出効力発生通知書の写しについて、交付後直ちに

c (略)

d (略)

- (2) 規程第1107条第2項第3号aの(b)に掲げる事項

投資口又は受益権の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに

- (3) 規程第1107条第2項第3号aの(d)に掲げる事項

次のa又はbに掲げるところにより行う。

a・b (略)

- (4) 規程第1107条第2項第3号aの(e)に掲げる事項

次のa及びbに掲げるところにより行う。

a・b (略)

- (5) (略)

- (6) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動、投資主総会の招集その他の上場ETFに関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあっては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

- (7) (略)

4 上場ETF（内国商品現物型ETFに限る。）に係る管理会社は、規程第1107条第2項第2号bの(g)の4に掲げる事実が発生した場合には、当取引所が定めるところにより書類の提出を行うものとする。

5 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証

券とする外国ETF信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(削る)

(1) 外国ETF及び外国商品現物型ETFにあつては、12月末日現在の預託口数を記載した書面

預託口数を把握後直ちに

(1)の2 外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、12月末日現在の上場受益権口数を記載した書面

上場受益権口数を把握後直ちに

(1)の3 規程第1107条第2項第1号b(e)に規定する内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写し

当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書を受理後遅滞なく

(2) (略)

(3) 12月末日以前1年間における毎月末日の上場ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を記載した書面

一口あたりの純資産総額及び特定の指標の終値を把握後直ちに

6 上場ETF (外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券に限る。)に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引

券とする外国ETF信託受益証券を除く。)に係る管理会社は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 上場ETFの計算期間末日の受益者数を記載した書面

受益者数の確定後直ちに

(1)の2 外国ETF及び外国商品現物型ETFにあつては、12月末日現在の預託口数及び一口あたりの純資産額を記載した書面

預託口数を把握後直ちに

(1)の3 外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、12月末日現在の上場受益権口数及び一口あたりの純資産額を記載した書面

上場受益権口数を把握後直ちに

(1)の4 規程第1107条第2項第2号b(e)に規定する内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写し

当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書を受理後遅滞なく

(2) (略)

(新設)

6 上場ETF (外国投資証券に該当する外国ETF及び当該外国ETFを受託有価証券とする外国ETF信託受益証券に限る。)に係る外国投資法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより、当取引所に提出するものとする。ただし、規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引

所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

- (1) (略)
- (2) 外国ETFにあっては、12月末日現在の預託口数を記載した書面

預託口数を把握後直ちに

- (3) 外国ETF信託受益証券にあっては、12月末日現在の上場受益権口数を記載した書面

上場受益権口数を把握後直ちに

- (4) (略)
- (5) 12月末日以前1年間における毎月末日の上場ETFの一口あたりの純資産額及び特定の指標終値を記載した書面

一口あたりの純資産総額及び特定の指標の終値を把握後直ちに

(上場廃止基準の取扱い)

第1113条 (略)

2～11 (略)

12 規程第1112条第1項第3号e(同条第2項第3号a及び同条第3項第5号aによる場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

- (1) (略)
- (2) 前号に規定する上場ETF一口あたりの純資産額の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月において次の算式により算出するものとする。

算式

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

D 当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額

E 前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額

- (3)～(8) (略)

13～16 (略)

所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

- (1) (略)
- (2) 外国ETFにあっては、12月末日現在の預託口数及び一口あたりの純資産額を記載した書面

預託口数を把握後直ちに

- (3) 外国ETF信託受益証券にあっては、12月末日現在の上場受益権口数及び一口あたりの純資産額を記載した書面

上場受益権口数を把握後直ちに

- (4) (略)

(新設)

(上場廃止基準の取扱い)

第1113条 (略)

2～11 (略)

12 規程第1112条第1項第3号e(同条第2項第3号a及び同条第3項第5号aによる場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

- (1) (略)
- (2) 前号に規定する上場ETF一口あたりの純資産額の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月において次の算式により算出するものとする。この場合における上場ETF一口あたりの純資産額は、規程第1107条第2項第1号bの規定により開示されたものによるものとする。

算式

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

D 当月末日における上場ETF一口あたりの純資産額

E 前月末日における上場ETF一口あたりの純資産額

- (3)～(8) (略)

13～16 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第1117条 (略)

2 第1109条第7項の規定は、前項の純資産総額(外国ETF、外国商品現物型ETF、外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては、一口あたりの純資産額)について準用する。

(上場審査の形式要件の取扱い)

第1206条 (略)

2～6 (略)

7 規程第1205条第2号mに規定する施行規則で定めるものは、第212条第7項各号に規定するものをいう。

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第1207条 規程第1208条に規定する不動産投資信託証券の新規上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる公募又は売出し及び投資法人の設立の際に行われる公募並びに上場前に行われる不動産投資信託証券の発行については、この条から第1224条まで(以下この章において「不動産投資信託証券上場前公募等取扱い」という。)に定めるところによる。

(公募又は売出しの予定を記載した書面の提出)

第1209条 上場前の公募等については、新規上場申請銘柄の発行者(投資法人の設立の際に行われる公募にあっては、設立企画人をいう。以下不動産投資信託証券上場前公募等取扱いにおいて同じ。)及び当該上場前の公募等に関する元引受取引参加者は、新規上場申請後(投資法人の設立の際に行われる公募にあっては、前条の規定による通知後)遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を当取引所に提出するものとし、当該書面に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引

(上場に関する料金の取扱い)

第1117条 (略)

2 第1109条第1項の規定は、前項の純資産総額(外国ETF、外国商品現物型ETF、外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては、一口あたりの純資産額)について準用する。

(上場審査の形式要件の取扱い)

第1206条 (略)

2～6 (略)

7 規程第1205条第2号mに規定する施行規則で定めるものは、第212条第8項各号に規定するものをいう。

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第1207条 規程第1208条に規定する不動産投資信託証券の新規上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる公募又は売出し及び投資法人の設立の際に行われる公募並びに上場前に行われる不動産投資信託証券の発行については、この節に定めるところによる。

(公募又は売出しの予定を記載した書面の提出)

第1209条 上場前の公募等については、新規上場申請銘柄の発行者(投資法人の設立の際に行われる公募にあっては、設立企画人をいう。以下同じ。)及び当該上場前の公募等に関する元引受取引参加者は、新規上場申請後(投資法人の設立の際に行われる公募にあっては、前条の規定による通知後)遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した当取引所所定の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を当取引所に提出するものとし、当該書面に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前

受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなして不動産投資信託証券上場前公募等取扱いを適用する。

2 (略)

(非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第1214条 上場前の公募等について非取引参加者金融商品取引業者等が元引受契約等を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請銘柄の発行者は、当該非取引参加者金融商品取引業者等と不動産投資信託証券上場前公募等取扱いの趣旨の遵守について当取引所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請銘柄の発行者は、当該契約の締結について非取引参加者金融商品取引業者等との間に締結した契約を証する書面の写しを当取引所に提出するものとする。

(不適正な上場前の公募等に対する措置)

第1215条 当取引所は、第1213条第1項に規定する書類又は同条第4項若しくは第1219条第3項の規定により元引受取引参加者が提出した書類その他新規上場申請銘柄の発行者又は元引受取引参加者が不動産投資信託証券上場前公募等取扱いに基づき当取引所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、新規上場申請の不受理又は受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

2 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1230条 (略)

2 上場投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1213条の規定に基づき行う

の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの節を適用する。

2 (略)

(非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第1214条 上場前の公募等について非取引参加者金融商品取引業者等が元引受契約等を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請銘柄の発行者は、当該非取引参加者金融商品取引業者等とこの節の趣旨の遵守について当取引所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請銘柄の発行者は、当該契約の締結について非取引参加者金融商品取引業者等との間に締結した契約を証する書面の写しを当取引所に提出するものとする。

(不適正な上場前の公募等に対する措置)

第1215条 当取引所は、第1213条第1項に規定する書類又は同条第4項若しくは第1219条第3項の規定により元引受取引参加者が提出した書類その他新規上場申請銘柄の発行者又は元引受取引参加者がこの節に基づき当取引所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、新規上場申請の不受理又は受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

2 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1230条 (略)

2 上場投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1213条の規定に基づき行う

情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場投資法人は、第1号bに掲げる書類並びに第2号bに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、b及びd並びに第4号bに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 規程第1213条第2項第1号aの(b)に掲げる事項

次のaからdまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、bに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)

(削る)

b (略)

c (略)

d (略)

(3) ・ (4) (略)

(5) 規程第1213条第2項第1号aの(n)に掲げる事項

次のa及びbに掲げる書類

a (略)

(削る)

b (略)

(6) (略)

(7) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動、投資主名簿等管理人の変更その他の上場不動産投資信託証券に関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあつては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

3 上場不動産投資信託証券の発行者のう

情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場投資法人は、第1号bに掲げる書類並びに第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、b及びd並びに第4号bに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 規程第1213条第2項第1号aの(b)に掲げる事項

次のaからeまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、cに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)

b 有価証券届出効力発生通知書の写しについて、交付後直ちに

c (略)

d (略)

e (略)

(3) ・ (4) (略)

(5) 規程第1213条第2項第1号aの(n)に掲げる事項

次のaからcまでに掲げる書類

a (略)

b 有価証券届出効力発生通知書の写し受領後直ちに

c (略)

(6) (略)

(7) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動、投資主総会の招集、投資主名簿等管理人の変更その他の上場不動産投資信託証券に関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあつては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

3 上場不動産投資信託証券の発行者のう

ち、委託者指図型投資信託又は委託者非指図型投資信託の受益証券の発行者であるものは、次の各号に該当する場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、第2号**b**に規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）及び第3号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 委託者指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社又は委託者非指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、規程第1213条第2項第2号aの(b)に掲げる事項（同項第3号aの(a)による場合を含む。）について決定を行った場合

次のaからdまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、bに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)

(削る)

b (略)

c (略)

d (略)

(3) ・ (4) (略)

4～6 (略)

(銘柄に係る上場廃止基準)

第1233条 規程第1218条第2項第1号から第5号までに該当するかどうかの審査は、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 規程第1218条第2項第3号に規定する施行規則で定める場合とは、天災地変等、上場不動産投資信託証券の発行者等の責めに帰すべからざる事由によるものであると当取引所が認める場合をいう。

ち、委託者指図型投資信託又は委託者非指図型投資信託の受益証券の発行者であるものは、次の各号に該当する場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、第2号**c**に規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）及び第3号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 委託者指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社又は委託者非指図型投資信託の受益証券である上場不動産投資信託証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、規程第1213条第2項第2号aの(b)に掲げる事項（同項第3号aの(a)による場合を含む。）について決定を行った場合

次のaからeまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、cに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)

b 有価証券届出効力発生通知書の写しについて、交付後直ちに

c (略)

d (略)

e (略)

(3) ・ (4) (略)

4～6 (略)

(銘柄に係る上場廃止基準)

第1233条 規程第1218条第2項第1号から第5号までに該当するかどうかの審査は、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 規程第1218条第2項第3号に規定する施行規則で定める場合とは、天災地変等、上場不動産投資信託証券に係る発行者等の責めに帰すべからざる事由によるものであると当取引所が認める場合をいう。

2～11 (略)

(上場等に関する料金の取扱い)

第1237条 規程第1223条の規定に基づく新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場等に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1206条第1項本文の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1206条第5項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(3)の2 (略)

(4) 追加発行時又は追加信託時の追加上場料

a (略)

b 投資法人の合併に際して新たに発行する投資証券に係る追加上場料は、当該合併後存続する投資法人の純資産総額の当該合併に伴う増加額(規程第1209条第1項の規定に基づく上場申請に係る提出書類又は開示資料に記載された上場日現在の純資産総額の増加見込み額をいう。)を追加発行総額とみなして計算する。ただし、当該合併によって消滅する投資法人が上場投資法人である場合には、当該合併に際して新たに発行する投資証券に係る追加上場料は要しない。

c (略)

(4)の2・(5) (略)

2 (略)

(上場審査の形式要件の取扱い)

第1305条 (略)

2～6 (略)

7 規程第1305条第2号hに規定する施行規則で定めるものとは、第212条第7項各号に掲げるものをいう。

8 (略)

(書類の提出等の取扱い)

2～11 (略)

(上場等に関する料金の取扱い)

第1237条 規程第1223条の規定に基づく新規上場申請に係る不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場等に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1206条第1項本文の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1206条第5項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(3)の2 (略)

(4) 追加発行時又は追加信託時の追加上場料

a (略)

b 投資法人の合併に際して新たに発行する投資証券に係る追加上場料は、当該合併後存続する投資法人の純資産総額の当該合併に伴う増加額(「有価証券変更上場申請書」に記載された上場日現在の純資産総額の増加見込み額をいう。)を追加発行総額とみなして計算する。ただし、当該合併によって消滅する投資法人が上場投資法人である場合には、当該合併に際して新たに発行する投資証券に係る追加上場料は要しない。

c (略)

(4)の2・(5) (略)

2 (略)

(上場審査の形式要件の取扱い)

第1305条 (略)

2～6 (略)

7 規程第1305条第2号hに規定する施行規則で定めるものとは、第212条第8項各号に掲げるものをいう。

8 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1327条 (略)

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1312条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第1号bに掲げる書類並びに第2号bに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、b及びd並びに第4号b並びに第9号aに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 規程第1312条第2項第1号bに掲げる事項について決定を行った場合

次のaからdまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、bに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)

(削る)

b (略)

c (略)

d (略)

(3)～(5) (略)

(6) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動、投資主名簿等管理人の変更その他の上場ベンチャーファンドに関する権利等に係る重要な事項について決定を行った場合

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあつては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

(7)～(11) (略)

第1327条 (略)

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1312条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第1号bに掲げる書類並びに第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号a、b及びd並びに第4号b並びに第9号aに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 規程第1312条第2項第1号bに掲げる事項について決定を行った場合

次のaからeまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、cに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)

b 有価証券届出効力発生通知書の写しについて、交付後直ちに

c (略)

d (略)

e (略)

(3)～(5) (略)

(6) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動、投資主総会の招集、投資主名簿等管理人の変更その他の上場ベンチャーファンドに関する権利等に係る重要な事項について決定を行った場合

決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあつては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

(7)～(11) (略)

3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1402条 (略)

2 規程第1404条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に定める書類とする。

(1)～(4) (略)

(5) カントリーファンドのための有価証券新規上場申請書及びその添付書類に記載された法令に関する事項が、真実、かつ、正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(6)～(10) (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第1403条 規程第1404条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは、当該各号に定める書類をいう。

(1) (略)

(2) 新規上場申請日の直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに経営上重大な事実等の情報が生じた場合(規程第1410条第2項第2号、第5号(新規カントリーファンド上場申請者が決定した場合を除く。))及び第7号に規定する場合をいうものとする。) その報告書

(3)・(4) (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1407条 (略)

2 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1410条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、第

3 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第1402条 (略)

2 規程第1404条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に定める書類とする。

(1)～(4) (略)

(5) カントリーファンドのための有価証券上場申請書及びその添付書類に記載された法令に関する事項が、真実、かつ、正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(6)～(10) (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第1403条 規程第1404条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは、当該各号に定める書類をいう。

(1) (略)

(2) 新規上場申請日の直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合(規程第1410条第2項第2号、第5号(新規カントリーファンド上場申請者が決定した場合を除く。))及び第7号に規定する場合をいうものとする。) その報告書

(3)・(4) (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1407条 (略)

2 上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1410条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場カントリーファンドに係るカントリーファンド発行投資法人は、第

3号b、第9号及び第9号の2に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 規程第1410条第2項第1号bに掲げる事項について決定を行った場合
決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに(決定の内容が規程第1409条第1項の規定に基づく上場申請に係る提出書類又は開示資料に記載されている場合には当該提出書類又は開示資料をもって当該通知書の提出に代えることができる。)

(3)～(10) (略)

3・4 (略)

(上場審査の形式要件の取扱い)

第1505条 (略)

2～6 (略)

7 規程第1505条第1項第2号1に規定する施行規則で定めるものは、第212条第7項各号に規定するものをいう。

8・9 (略)

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第1506条 規程第1508条に規定する内国インフラファンドの新規上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる公募又は売出し及び投資法人の設立の際に行われる公募並びに上場前に行われる内国インフラファンドの発行については、この条から第1525条まで(以下この章において「インフラファンド上場前公募等取扱い」という。)に定めるところによる。

(公募又は売出しの予定を記載した書面の提出)

第1508条 上場前の公募等については、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者(投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、設立企画人をいう。以下同じ。)及び当該上場前の公募等に関する元引受取引参加者は、新規上場申請後(投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、前条の規定による通知後)遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載し

3号b、第9号及び第9号の2に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 規程第1410条第2項第1号bに掲げる事項について決定を行った場合
決定に係る通知書について、決定を行った後直ちに(決定の内容を記載した有価証券上場申請書の提出をもって当該通知書の提出に代えることができる。)

(3)～(10) (略)

3・4 (略)

(上場審査の形式要件の取扱い)

第1505条 (略)

2～6 (略)

7 規程第1505条第1項第2号1に規定する施行規則で定めるものは、第212条第8項各号に規定するものをいう。

8・9 (略)

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第1506条 規程第1508条に規定する内国インフラファンドの新規上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる公募又は売出し及び投資法人の設立の際に行われる公募並びに上場前に行われる内国インフラファンドの発行については、この条から第1525条までに定めるところによる。

(公募又は売出しの予定を記載した書面の提出)

第1508条 上場前の公募等については、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者(投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、設立企画人をいう。以下同じ。)及び当該上場前の公募等に関する元引受取引参加者は、新規上場申請後(投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、前条の規定による通知後)遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載し

た当取引所所定の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を当取引所に提出するものとし、当該書面に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてインフラファンド上場前公募等取扱いを適用する。

2 (略)

(非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第1513条 上場前の公募等について非取引参加者金融商品取引業者等が元引受契約等を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、当該非取引参加者金融商品取引業者等とインフラファンド上場前公募等取扱いの趣旨の遵守について当取引所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、当該契約の締結について非取引参加者金融商品取引業者等との間に締結した契約を証する書面の写しを当取引所に提出するものとする。

(不適正な上場前の公募等に対する措置)

第1514条 当取引所は、第1512条第1項に規定する書類又は同条第4項若しくは第1518条第3項の規定により元引受取引参加者が提出した書類その他新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者又は元引受取引参加者がインフラファンド上場前公募等取扱いに基づき当取引所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、新規上場申請の不受理又は受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

た当取引所所定の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を当取引所に提出するものとし、当該書面に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなして第1506条、前条、次項及び次条から第1525条までの規定を適用する。

2 (略)

(非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第1513条 上場前の公募等について非取引参加者金融商品取引業者等が元引受契約等を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、当該非取引参加者金融商品取引業者等と第1506条から前条まで及び次条から1525条までの趣旨の遵守について当取引所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者は、当該契約の締結について非取引参加者金融商品取引業者等との間に締結した契約を証する書面の写しを当取引所に提出するものとする。

(不適正な上場前の公募等に対する措置)

第1514条 当取引所は、第1512条第1項に規定する書類又は同条第4項若しくは第1518条第3項の規定により元引受取引参加者が提出した書類その他新規上場申請銘柄である内国インフラファンドの発行者又は元引受取引参加者が第1506条から前条まで及び次条から1525条までの規定に基づき当取引所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、新規上場申請の不受理又は受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

2 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1531条 (略)

2 上場インフラファンドの発行者である投資法人又は外国投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1513条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該投資法人又は外国投資法人は、第2号**b**に規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号a、b及びd並びに第4号bに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 規程第1513条第2項第1号aの(b)に掲げる事項

次のaからeまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、bに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)

(削る)

b (略)

c (略)

d (略)

(3)・(4) (略)

(5) 規程第1513条第2項第1号aの(n)に掲げる事項

次のa及びbに掲げる書類

a (略)

(削る)

b (略)

(6)・(7) (略)

(8) 当取引所所定の「取引所規則の遵

2 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1531条 (略)

2 上場インフラファンドの発行者である投資法人又は外国投資法人は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1513条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該投資法人又は外国投資法人は、第2号**c**に規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号a、b及びd並びに第4号bに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 規程第1513条第2項第1号aの(b)に掲げる事項

次のaからeまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、cに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)

b 有価証券届出効力発生通知書の写しについて、交付後直ちに

c (略)

d (略)

e (略)

(3)・(4) (略)

(5) 規程第1513条第2項第1号aの(n)に掲げる事項

次のaからcまでに掲げる書類

a (略)

b 有価証券届出効力発生通知書の写し受領後直ちに

c (略)

(6)・(7) (略)

(8) 当取引所所定の「取引所規則の遵

守に関する確認書」を提出した代表者の異動、投資主名簿等管理人の変更その他の上場インフラファンドに関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあつては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

3 上場インフラファンドの発行者のうち、受益証券又は外国投資信託の受益証券の発行者である管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1513条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場インフラファンドの発行者は、第2号**b**に規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）及び第3号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 規程第1513条第2項第2号aの(b)に掲げる事項

次のaからdまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、bに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)

(削る)

b (略)

c (略)

d (略)

(3) ~ (5) (略)

4 ~ 6 (略)

(銘柄に係る上場廃止基準)

第1536条 規程第1520条第2項第1

守に関する確認書」を提出した代表者の異動、投資主総会の招集、投資主名簿等管理人の変更その他の上場インフラファンドに関する権利等に係る重要な事項

決定に係る通知書について、決定を行った後、直ちに（「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表者の異動について決定を行った場合にあつては、「取引所規則の遵守に関する確認書」について、異動後直ちに）

3 上場インフラファンドの発行者のうち、受益証券又は外国投資信託の受益証券の発行者である管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1513条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場インフラファンドの発行者は、第2号cに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）及び第3号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 規程第1513条第2項第1号aの(b)に掲げる事項

次のaからeまでに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、cに掲げる書類の提出を要しないものとする。

a (略)

b 有価証券届出効力発生通知書の写しについて、交付後直ちに

c (略)

d (略)

e (略)

(3) ~ (5) (略)

4 ~ 6 (略)

(銘柄に係る上場廃止基準)

第1536条 規程第1520条第2項第1

号 a から e までに該当するかどうかの審査は、次の各号に掲げるところによる。

(1) ～ (5) (略)

(6) 規程第 1520 条第 2 項第 1 号 c に規定する施行規則で定める場合とは、天災地変等、上場インフラファンドの発行者等の責めに帰すべからざる事由によるものであると当取引所が認める場合をいう。

(7) (略)

2 ～ 14 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第 1541 条 規程第 1526 条の規定に基づく新規上場申請に係る内国インフラファンドの発行者及び上場内国インフラファンドの発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第 1505 条第 1 項の規定は、この項に定める純資産総額の算定において使用する各資産の額について、同条第 5 項の規定は、この項に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1) ～ (4) (略)

(5) 追加発行時又は追加信託時の追加上場料

a (略)

b 投資法人の合併に際して新たに発行する投資証券に係る追加上場料は、当該合併後存続する投資法人の純資産総額の当該合併に伴う増加額（規程第 1509 条第 1 項の規定に基づく上場申請に係る提出書類又は開示資料に記載された上場日現在の純資産総額の増加見込み額をいう。）を追加発行総額とみなして計算する。ただし、当該合併によって消滅する投資法人が上場投資法人である場合には、当該合併に際して新たに発行する投資証券に係る追加上場料は要しない。

c (略)

(6) ・ (7) (略)

2 ・ 3 (略)

号 a から e までに該当するかどうかの審査は、次の各号に掲げるところによる。

(1) ～ (5) (略)

(6) 規程第 1520 条第 2 項第 1 号 c に規定する施行規則で定める場合とは、天災地変等、上場インフラファンドに係る発行者等の責めに帰すべからざる事由によるものであると当取引所が認める場合をいう。

(7) (略)

2 ～ 14 (略)

(上場に関する料金の取扱い)

第 1541 条 規程第 1526 条の規定に基づく新規上場申請に係る内国インフラファンドの発行者及び上場内国インフラファンドの発行者の上場審査料、予備審査料、新規上場料、追加発行時又は追加信託時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、第 1505 条第 1 項の規定は、この項に定める純資産総額の算定において使用する各資産の額について、同条第 5 項の規定は、この項に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1) ～ (4) (略)

(5) 追加発行時又は追加信託時の追加上場料

a (略)

b 投資法人の合併に際して新たに発行する投資証券に係る追加上場料は、当該合併後存続する投資法人の純資産総額の当該合併に伴う増加額（「有価証券変更上場申請書」に記載された上場日現在の純資産総額の増加見込み額をいう。）を追加発行総額とみなして計算する。ただし、当該合併によって消滅する投資法人が上場投資法人である場合には、当該合併に際して新たに発行する投資証券に係る追加上場料は要しない。

c (略)

(6) ・ (7) (略)

2 ・ 3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2、第8条、第204条第1項、第212条、第213条、第214条、第215条、第217条、第217条の2、第219条、第227条、第228条、第229条の3、第229条の11から第229条の15まで、第255条から第261条まで、第265条から第267条まで、第306条、第310条、第313条の2、第313条の6から第313条の8まで、第315条から第315条の4まで、第315条の6、第321条、第322条、第719条第5項及び第731条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請、新株券等の上場申請、市場第一部銘柄への指定申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行う者から適用する。
- 3 改正後の第311条第5項、第408条、第601条第4項、第603条及び第719条第3項並びに第4項の規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。
- 4 改正後の第409条及び第409条の2の規定は、施行日以後の日に新規上場申請市場第一部銘柄への指定申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者から適用する。
- 5 改正後の第601条第12項、第605条第1項第15号の2並びに第3項第3号の規定は、施行日以後の日に新規上場申請を行う者から適用する。
- 6 改正後の第704条の3及び第705条の4の規定は、施行日以後の日に第704条、第704条の2、第705条又は第705条の2の規定に基づき各審査料を支払うものから適用する。
- 7 第1項の規定にかかわらず、行為の当事者のすべてが施行日以後に新規上場申請、市場第一部銘柄への指定申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者である場合以外の場合についての改正後の第314条第6項の規定の適用にあつては、同項中「規程第212条、規程第213条」とあるのは「改正前

の規程第212条、規程第213条」と、「規程第205条、規程第206条」とあるのは、「改正前の規程第205条、規程第206条」と、「規程第216条の3、規程第216条の4及び規程第216条の5第1項」とあるのは「改正前の規程第216条の3、規程第216条の4及び規程第216条の5第1項、規程第216条の6、規程第216条の7及び規程第216条の8第1項」とする。

8 第1項の規定にかかわらず、行為の当事者のすべてが施行日以後に新規上場申請、市場第一部銘柄への指定申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者である場合以外の場合についての第315条の5第5項の規定の適用にあつては、同項中「規程第216条の3、規程第216条の4及び規程第216条の5第1項に準じた基準」とあるのは「改正前の規程第216条の3、規程第216条の4及び規程第216条の5第1項に準じた基準」とする。

9 第1項の規定にかかわらず、行為の当事者のすべてが施行日以後に新規上場申請、市場第一部銘柄への指定申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者である場合以外の場合については、改正前の第315条の5第6項の規定を適用する。

10 第1項の規定にかかわらず、施行日より前に市場第一部銘柄への指定申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者である場合についての第315条の6の規定の適用にあつては、同条第1項第1号中「規程第308条」とあるのは「改正前の規定第308条」と、第2号中「規程第205条（第7号の2を除く。）、規程第206条」とあるのは「改正前の規程第205条（第7号の2を除く。）、規程第206条」と、「規程第315条第1項」とあるのは「改正前の規程第315条第1項及び第2項」と、第3号中「規程第212条（第6号の2を除く。）及び規程第213条」とあるのは「改正前の規程第212条（第6号の2を除く。）及び規程第213条」と、第4号及び第5号中「規程第216条の3及び規程第216条の4」とあるのは「改正前の規程第216条の3及び規程第216条の4」とする。

- 1 1 第1項の規定にかかわらず、施行日より前にグロースへの上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者である場合については、改正前の第315条の6の規定を適用する。
- 1 2 第1項の規定にかかわらず、施行日より前に新規上場申請、市場第一部銘柄への指定申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者である場合についての改正後の第601条第8項の規定の適用にあつては、同項第6号中「規程第212条、規程第213条」とあるのは「改正前の規程第212条、規程第213条」と、「規程第216条の3、規程第216条の4及び規程第216条の5第1項」とあるのは「改正前の規程第216条の3、規程第216条の4、規程第216条の5第1項、規程第216条の6、規程第216条の7及び規程第216条の8第1項」とする。
- 1 3 第1項の規定にかかわらず、施行日より前にスタンダードへの新規上場申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者である場合についての第603条の2第2項の規定の適用にあつては、同項第6号中「規程第216条の3及び規程第216条の5第1項」とあるのは「改正前の規程第216条の3及び規程第216条の5第1項」とする。
- 1 4 第1項の規定にかかわらず、施行日より前にスタンダードへの新規上場申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者である場合についての第603条の2第4項の規定の適用にあつては、同項中「規程第216条の4及び規程第216条の5第1項」とあるのは「改正前の規程第216条の4及び規程第216条の5第1項」とする。
- 1 5 第1項の規定にかかわらず、施行日より前にグロースへの新規上場申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者である場合については、改正前の第603条の3の規定を適用する。

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>II 株券等の新規上場審査〔本則市場〕 (企業の継続性及び収益性)</p> <p>2. 規程第207条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(企業経営の健全性)</p> <p>3. 規程第207条第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性)</p> <p>4. 規程第207条第1項第3号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(5)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(企業内容等の開示の適正性)</p> <p>5. 規程第207条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(5)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 新規上場申請者が外国会社である場合には、新規上場申請者が採用する会計制度が投資者保護の観点から適当と認められること。</u></p> <p>(公益又は投資者保護の観点)</p> | <p>II 株券等の新規上場審査〔本則市場〕 (<u>内国会社における企業の継続性及び収益性</u>)</p> <p>2. <u>新規上場申請者が内国会社である場合には、</u>規程第207条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>内国会社における企業経営の健全性</u>)</p> <p>3. <u>新規上場申請者が内国会社である場合には、</u>規程第207条第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(3)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(<u>内国会社における企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性</u>)</p> <p>4. <u>新規上場申請者が内国会社である場合には、</u>規程第207条第1項第3号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(5)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(<u>内国会社における企業内容等の開示の適正性</u>)</p> <p>5. <u>新規上場申請者が内国会社である場合には、</u>規程第207条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から<u>(4)</u>までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>内国会社における公益又は投資者保護の観点</u>)</p> |

6. 規程第207条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

a 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

b (略)

(2)～(6) (略)

(新規上場時の市場第一部銘柄への指定に係る審査)

7. 規程第210条第1項又は第2項に基づき行う規程第207条第1項各号に定める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に定めるところにより行う。

(1) 規程第207条第1項第1号に定める事項についての上場審査においては、2.(2)に掲げる観点は次のとおりとする。

新規上場申請者の企業グループが今後において安定的に相応の利益を計上することができる合理的な見込みがあること。

(2) 規程第207条第1項第4号に定める事項についての上場審査においては、5.

(2) aに掲げる事項は次のとおりとする。

新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等の投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項(新規上場申請者の企業グループが、中長期的な企業価値向上のための投資活動により相応の利益を一時的に計上しないことが見込まれる場合は、当該投資活動に係る事項を含む。)

(削る)

6. 新規上場申請者が内国会社である場合には、規程第207条第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

a 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

b (略)

(2)～(6) (略)

(新設)

(外国会社における企業の継続性及び収益性)

7. 新規上場申請者が外国会社である場合には、規程第207条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(削る)

(1) 新規上場申請者の連結財務諸表（新規上場申請者が連結財務諸表を財務資料として掲記していない場合は、財務諸表又は結合財務情報）上の損益及び収支が悪化していないこと。この場合において、当該損益又は収支が悪化しているときであっても、新規上場申請者の企業グループの経営活動の健全な継続を損なう状況でないことと認められるときは、当該損益又は収支が悪化していないものとして取り扱うものとする。

(2) 新規上場申請者の企業グループの経営活動が、次の a 及び b に掲げる状況にあること。

a 企業グループの経営活動の遂行に重大な支障を来す状況が見られないこと（企業グループの構造に関する観点を除く。）。

b 企業グループの構造が、継続的な事業活動の遂行を著しく妨げるものでないこと。

(3) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(4) 新規上場申請者の企業グループの経営管理に重大な支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(外国会社における企業経営の健全性)

8. 新規上場申請者が外国会社である場合には、規程第 207 条第 1 項第 2 号に定める事項についての上場審査は、次の (1) 及び (2) に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループが、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他の特定の者との間で、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

a 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者その他の特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。

b 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他の特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況でないこと。

(2) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次のaからcまでに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループの事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

b 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、通常取引の条件と著しく異なる条件での取引等、当該親会社等又は当該新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。

c 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。

(外国会社における企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性)

9. 新規上場申請者が外国会社である場合には、規程第207条第1項第3号に定める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループの役員
の適正な職務の執行を確保するための体制や
新規上場申請者の企業グループが経営活動を
有効に行うための内部管理体制等が、整備、
運用されている状況にあると認められるこ
と。

(2) 新規上場申請者の企業グループが採用
する会計制度が投資者保護の観点から適当と
認められること。

(外国会社における企業内容等の開示の適正性)

10. 新規上場申請者が外国会社である場合には、規程第207条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより

(削る)

(削る)

より行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切な開示及び内部者取引等の未然防止のための体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(2) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のa及びbに掲げる事項その他の事項が適切に記載されていると認められること。

a 新規上場申請者の本国等の法制度、新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

b 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次の(a)から(d)までに掲げる事項

(a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の内容

(b) 許認可等の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、当該期限

(c) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令又は契約等により定められている場合には、当該事由

(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(3) 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

(4) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること。

a 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。

以下この a 及び b において同じ。) が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること (当該親会社等が発行する株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)。

b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等 (前 a に適合する親会社等を除く。) に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況であり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(外国会社における公益又は投資者保護の観点)

1 1. 新規上場申請者が外国会社である場合には、規程第 2 0 7 条第 1 項第 5 号に定める事項についての上場審査は、次の (1) から (4) までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使の状況が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

a 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

b 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、規程第 4 4 0 条各号に掲げる事項を遵守していること。

(2) 新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと。

(3) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(4) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(削る)

(外国会社の特例)

(外国会社の特例)

8. 新規上場申請者が外国会社である場合に、当該新規上場申請者の発行する外国株券等が、当取引所以外を主たる市場とするものであって、当該主たる市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する法制度及び規則の整備及び運営の状況等から当取引所が適当と認める場合には、2. から前7. までに定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(上場会社の人的分割により設立される会社に対する上場審査)

9. 新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該会社分割前に新規上場申請が行われた場合の上場審査は、2. から前8. までの規定にかかわらず、会社分割により承継する事業及び会社分割の計画等について、2. から前8. までに定めるところにより行う。

III 株券等の新規上場審査〔マザーズ〕

(企業内容、リスク情報等の開示の適切性)

2. 規程第214条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) (略)

(2) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のaからdまでに掲げる事項その他の事項が、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、適切に記載されていると認められること。

a・b (略)

c 新規上場申請者及びその企業グループの事業計画及び成長可能性に関する事項について投資者の投資判断上有用な事項

d (略)

(3)～(6) (略)

IIIの2 株券等の新規上場審査〔スタンダード〕
(スタンダードへの新規上場申請に係る上場審査)

12. 新規上場申請者が外国会社である場合に、当該新規上場申請者の発行する外国株券等が、当取引所以外を主たる市場とするものであって、当該主たる市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する法制度及び規則の整備及び運営の状況等から当取引所が適当と認める場合には、7. から前11. までに定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(上場会社の人的分割により設立される会社に対する上場審査)

13. 新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該会社分割前に新規上場申請が行われた場合の上場審査は、2. から前12. までの規定にかかわらず、会社分割により承継する事業及び会社分割の計画等について、2. から6. まで又は7. から前12. までに定めるところにより行う。

III 株券等の新規上場審査〔マザーズ〕

(企業内容、リスク情報等の開示の適切性)

2. 規程第214条第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) (略)

(2) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のaからcまでに掲げる事項その他の事項が、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、適切に記載されていると認められること。

a・b (略)

(新設)

c (略)

(3)～(6) (略)

IIIの2 株券等の新規上場審査〔スタンダード〕
(スタンダードへの新規上場申請に係る上場審査)

1. 規程第216条の5第1項に定めるJASDAQへの新規上場申請が行われた株券等（内訳区分としてスタンダードが選択された株券等に限る。）に対する上場審査は、IIに定めるところにより行う。この場合において、当該新規上場申請者が外国会社であるときの上場審査は、当該新規上場申請者の本国等における法制度及び実務慣行等を勘案して行う。

(削る)

1. 規程第216条の5第1項に定めるJASDAQへの新規上場申請が行われた株券等（内訳区分としてスタンダードが選択された株券等に限る。）に対する上場審査は、このIIIの2に定めるところにより行う。この場合において、当該新規上場申請者が外国会社であるときの上場審査は、当該新規上場申請者の本国等における法制度及び実務慣行等を勘案して行う。

(企業の存続性)

2. 規程第216条の5第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の(1)及び(2)に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループの損益及び財政状態の見通しが今後の企業の存続に支障を来す状況にないこと。この場合において、次のa又はbに該当するときは、当該損益及び財政状態の見通しが企業の存続に支障を来す状況にないものとして取り扱うものとする。

a 新規上場申請者の企業グループの最近における損益及び財政状態の水準を維持することができる合理的な見込みのあるとき。

b 新規上場申請者の企業グループの損益又は財政状態が悪化している場合又は良好でない場合において、当該企業グループの損益及び財政状態の水準の今後における回復又は改善が客観的な事実に基づき見込まれるなど当該状況の改善が認められるとき。

(2) 新規上場申請者の企業グループの経営活動が、次のaからdまでに掲げる事項その他の事項から、安定かつ継続的に遂行することができる状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの事業活動が、仕入れ、生産、販売の状況、取引先との取引実績並びに製商品・サービスの特徴及び需要動向その他の事業の遂行に関する状況に照らして、安定かつ継続的に遂行することができる状況にあること。

b 新規上場申請者の企業グループの設備投資及び事業投資等の投資活動が、投資状況の推移及び今後の見通し等の状況に照らして、経営活動の継続性に支障を来す状況にないこと。

c 新規上場申請者の企業グループの資金調達等の財務活動が、財務状況の推移及び今

(削る)

後の見通し等に照らして、経営活動の継続性に支障を来す状況にないこと。

d 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立)

3. 規程第216条の5第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、規程第436条の2から第439条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。

b 新規上場申請者の企業グループにおいて、効率的な経営の為に役員の職務の執行に対する牽制及び監査が実施され、有効に機能していること。

(2) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないことと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(3) 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(4) 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動その他の事項に関する法令

(削る)

等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(5) 新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

b 新規上場申請者の企業グループの内部監査体制が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

(6) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。

(企業行動の信頼性)

4. 規程第 2 1 6 条の 5 第 1 項第 3 号に定める事項についての上場審査は、次の (1) から (7) までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループが、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他特定の者との間で、原則として、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

a 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者その他特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。

b 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況にないこと。

(2) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次の a から c までに掲げる事項その他の事項から、新規上

場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループの事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

b 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、原則として通常の取引の条件と著しく異なる条件での取引等、親会社等又は新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。

c 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。

(3) 新規上場申請者の企業グループの経営陣が金融商品市場に上場する責任及び意義に関する識見を有していること。

(4) 次のaからcまでに該当しないこと。

a 新規上場申請日以降、同日の直前事業年度の末日から3年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び規程第208条第1号又は第2号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、会社分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると当取引所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該会社分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

b 新規上場申請者が解散会社となる合併、

(削る)

他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を新規上場申請日の直前事業年度の末日から3年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

c 新規上場申請者の大株主、経営者、従業員その他特定者が行う株式の全部取得その他の方法による上場廃止を上場申請日の直前事業年度の末日から3年以内に行う予定のある場合

(5) 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。

(6) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(7) 新規上場申請者の企業グループにおいて、最近において重大な法令違反又は公益に反する行為を犯しておらず、今後においても重大な法令違反又は公益に反することとなるおそれのある行為を行っていない状況にあると認められること。

(企業内容、リスク情報等の開示の適正性)

5. 規程第216条の5第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(2) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のaからcまでに掲げる事項その他の事項が、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、適切に記載されていると認められること。

a 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開

発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途等の投資者の投資判断上有用な事項

b 新規上場申請者の事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況等の投資者の投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項

c 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次の(a)から(d)までに掲げる事項

(a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の内容

(b) 許認可等の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、当該期限

(c) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令又は契約等により定められている場合には、当該事由

(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(3) 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

(4) 新規上場申請者が当該新規上場申請者の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を実質的に所有している会社（以下「過半数所有会社」という。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに過半数所有会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該過半数所有会社の開示が有効であるものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該過半数所有会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該過半数所有会社による

新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

a 新規上場申請者の過半数所有会社（過半数所有会社に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。以下このa及びbにおいて同じ。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該過半数所有会社が発行する株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該過半数所有会社又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える過半数所有会社（前aに適合する過半数所有会社を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該過半数所有会社が同意することについて書面により確約すること。

(5) 新規上場申請者が外国会社である場合には、新規上場申請者が採用する会計制度が投資者保護の観点から適当と認められること。

(6) 新規上場申請が外国会社である場合で、当該新規上場申請に係る株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されておらず、かつ、当取引所のみで新規上場申請が行われる場合には、「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に、次のa及びbに掲げる事項が記載されていること。

a 新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間における次の（a）及び（b）に掲げる事項

（a）株主割当て以外の方法による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権

(削る)

付社債の発行の状況

(b) 特別利害関係者等（開示府令第2条第1項第31号イ及びロに規定する者をいう。）が所有する株式等の変動の状況

b 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する金融商品取引業者との間において、上場後の一定期間における当該有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容

(公益又は投資者保護の観点)

6. 規程第216条の5第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(5)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

(2) 新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと。

(3) 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式（当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。）又は議決権の少ない株式である場合は、次のaからhまでのいずれにも適合すること。

a 議決権の多い株式等により特定の者が経営に関与し続けることができる状況を確保すること等が、株主共同の利益の観点から必要であると認められ、かつ、そのスキームが当該必要性に照らして議決権の多い株式等の株主を不当に利するものではなく相当なものであると認められること。この場合において、相当なものであるか否かの認定は、次の(a)から(c)までに掲げる事項その他の事項を当該必要性に照らして確認することにより行うものとする。

(a) 当該必要性が消滅した場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームを解消できる見込みのあること。

(b) 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが解消される旨が定款等に適切に定められていること。

- (c) 当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式について、原則として、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定款等に適切に定められていること。
- b 議決権の多い株式等を利用する主要な目的が、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は買収防衛策とすることでないことと認められること。
- c 議決権の多い株式等の利用の目的、必要性及びそのスキームが、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて適切に記載されていると認められること。
- d 議決権の多い株式等の株主が新規上場申請者の取締役等でない場合には、次の (a) 及び (b) に適合すること。
- (a) 議決権の多い株式等の株主の議決権行使の目的や方針が、当該必要性に照らして明らかに不適切なものでないと認められ、かつ、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて適切に記載されていること。
- (b) 新規上場申請者の企業グループが、議決権の多い株式等の株主（新規上場申請者の親会社等である場合に限る。）の企業グループとの間に、原則として、事業内容の関連性、人的関係及び取引関係がないこと。
- e 異なる種類の株主の間で利害が対立する状況が生じた場合に当該新規上場申請に係る内国株券等の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。
- f 当該新規上場申請に係る内国株券等の発行者が次の (a) から (c) までに掲げる者との取引（同 (a) から (c) までに掲げる者が第三者のために当該発行者との間で行う取引及び当該発行者と第三者との間の取引で同 (a) から (c) までに掲げる者が当該取引に関して当該発行者に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行う際に、少数株主の保護の方策をとることができる見込みがあると認められること。
- (a) 親会社
- (b) 支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

(c) 前 (b) に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

g 当該新規上場申請に係る内国株券等が剰余金配当に関して優先的内容を有している場合には、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日後 2 年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額が良好であると認められ、当該内国株券等の発行者が当該内国株券等に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みがあること。

h その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと認められる状況にないこと。

(4) 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式である場合（当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がある場合に限る。）は、次の a から e までのいずれにも適合すること。

a 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式のスキームが解消される旨が定款等に適切に定められていること。

b 異なる種類の株主の間で利害が対立する状況が生じた場合に当該新規上場申請に係る内国株券等の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。

c 当該新規上場申請に係る内国株券等の発行者が次の (a) から (c) までに掲げる者との取引（同 (a) から (c) までに掲げる者が第三者のために当該発行者との間で行う取引及び当該発行者と第三者との間の取引で同 (a) から (c) までに掲げる者が当該取引に関して当該発行者に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行う際に、少数株主の保護の方策をとることができる見込みがあると認められること。

(a) 親会社

(b) 支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

(c) 前 (b) に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

d 当該新規上場申請に係る内国株券等が剰余金配当に関して優先的内容を有している

(削る)

Ⅲの3 削除

場合には、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日後2年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額が良好であると認められ、当該内国株券等の発行者が当該内国株券等に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みがあること。

e. その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと認められる状況にないこと。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(上場会社の人的分割により設立される会社に対する上場審査)

7. 新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該会社分割前に新規上場申請が行われた場合の上場審査は、2. から前6. までの規定にかかわらず、会社分割により承継する事業及び会社分割の計画等について、2. から前6. までに定めるところにより行う。

Ⅲの3 株券等の新規上場審査〔グロース〕

(グロースへの新規上場申請に係る上場審査)

1. 規程第216条の8第1項に定めるJASDAQへの新規上場申請が行われた株券等(内訳区分としてグロースが選択された株券等に限る。)に対する上場審査は、このⅢの3に定めるところにより行う。この場合において、当該新規上場申請者が外国会社であるときの上場審査は、当該新規上場申請者の本国等における法制度及び実務慣行等を勘案して行う。

(企業の成長可能性)

2. 規程第216条の8第1項第1号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(4)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループの損益又は財政状態の見通しが向上する見込みであること。この場合において、次のa又はbに該当するときは、当該損益及び財政状態の見通しが向上する見込みがあるものとして取り扱うものとする。

a 経営計画において、申請事業年度以降、

持続的成長を達成することができる合理的な見込みがあるとき。

b 将来において持続的成長が見込まれる先行投資型企業の場合にあつては、経営計画において、申請事業年度から起算して5年以内に当期純利益が計上できる見込みがあるとき。

(2) 経営計画の基礎となっている競争優位性及び事業環境について、合理的な根拠を有すること。

(3) 経営計画の実現に向けた社内の人員体制及び設備の構築について、現状及び計画の根拠に疑義を抱かせるものでないこと。

(4) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立)

3. 規程第216条の8第1項第2号に定める事項についての上場審査は、次の(1)から(6)までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループの役員
の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のa及びbに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの役員
の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、規程第436条の2から第439条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。

b 新規上場申請者の企業グループにおいて、
効率的な経営の為に役員職務の執行に対する牽制及び監査が実施され、有効に機能していること。

(2) 新規上場申請者の役員相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないことと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行

役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(3) 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(4) 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(5) 新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

b 新規上場申請者の企業グループの内部監査体制が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

(6) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。

(企業行動の信頼性)

4. 規程第 2 1 6 条の 8 第 1 項第 3 号に定める事項についての上場審査は、次の (1) から (7) までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1) 新規上場申請者の企業グループが、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他特定の者との間で、原則として、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

a 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者その他特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性を有し、また、取引価格

を含めた取引条件が新規上場申請者の企業グループに明らかに不利な条件でないこと。

b 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況にないこと。

(2) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次の a から c までに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。

a 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループの事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

b 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、原則として通常取引の条件と著しく異なる条件での取引等、親会社等又は新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。

c 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。

(3) 新規上場申請者の企業グループの経営陣が金融商品市場に上場する責任及び意義に関する識見を有していること。

(4) 次の a から c までに該当しないこと。

a 新規上場申請日以降、同日の直前事業年度の末日から3年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び規程第208条第1号又は第2号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を

行う予定のある場合（合併、会社分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると当取引所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該会社分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を新規上場申請日の直前事業年度の末日から3年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

c 新規上場申請者の大株主、経営者、従業員その他特定者が行う株式の全部取得その他の方法による上場廃止を上場申請日の直前事業年度の末日から3年以内に行う予定のある場合

(5) 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、規程第440条各号に掲げる事項を遵守していること。

(6) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(7) 新規上場申請者の企業グループにおいて、最近において重大な法令違反又は公益に反する行為を犯しておらず、今後においても重大な法令違反又は公益に反することとなるおそれのある行為を行っていない状況にあると認められること。

（企業内容、リスク情報等の開示の適正性）

5. 規程第216条の8第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（7）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

（1） 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に

開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引等の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(2) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のaからcまでに掲げる事項その他の事項が、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、適切に記載されていると認められること。

a 新規上場申請者及びその企業グループの成長可能性のある技術又はビジネスモデルの特徴、事業環境、本格的な事業展開までの行程及び進捗状況、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途等の投資者の投資判断上有用な事項

b 新規上場申請者の事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況等の投資者の投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項

c 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次の(a)から(d)までに掲げる事項

(a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の内容

(b) 許認可等の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、当該期限

(c) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令又は契約等により定められている場合には、当該事由

(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(3) 新規上場申請者が、中期経営計画を適切に策定し、投資者への説明会等を行える状況にあること。

(4) 新規上場申請者の企業グループが、そ

の関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

(5) 新規上場申請者が過半数所有会社を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに過半数所有会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該過半数所有会社の開示が有効であるものとして、次の a 又は b のいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該過半数所有会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該過半数所有会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

a 新規上場申請者の過半数所有会社（過半数所有会社に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。以下この a 及び b において同じ。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該過半数所有会社が発行する株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該過半数所有会社又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える過半数所有会社（前 a に適合する過半数所有会社を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該過半数所有会社が同意することについて書面により確約すること。

(6) 新規上場申請者が外国会社である場合には、新規上場申請者が採用する会計制度が投資者保護の観点から適当と認められること。

(7) 新規上場申請が外国会社である場合で、当該新規上場申請に係る株券等が外国金融商

品取引所等において上場又は継続的に取引されておらず、かつ、当取引所のみで新規上場申請が行われる場合には、「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に、次のa及びbに掲げる事項が記載されていること。

a 新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間における次の（a）及び（b）に掲げる事項

（a）株主割当て以外の方法による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行の状況

（b）特別利害関係者等（開示府令第2条第1項第31号イ及びロに規定する者をいう。）が所有する株式等の変動の状況

b 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の所有者が、新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する金融商品取引業者との間において、上場後の一定期間における当該有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容

（公益又は投資者保護の観点）

6. 規程第216条の8第1項第5号に定める事項についての上場審査は、次の（1）から（5）までに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

（1）株主又は外国株預託証券等の所有者の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

（2）新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと。

（3）新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式（当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がない場合に限る。）又は議決権の少ない株式である場合は、次のaからhまでのいずれにも適合すること。

a 議決権の多い株式等により特定の者が経営に関与し続けることができる状況を確保すること等が、株主共同の利益の観点から必要であると認められ、かつ、そのスキームが当該必要性に照らして議決権の多い株式等の株主を不当に利するものではなく相当なものであると認められること。この場

合において、相当なものであるか否かの認定は、次の（a）から（c）までに掲げる事項その他の事項を当該必要性に照らして確認することにより行うものとする。

（a） 当該必要性が消滅した場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームを解消できる見込みのあること。

（b） 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式又は議決権の少ない株式のスキームが解消される旨が定款等に適切に定められていること。

（c） 当該新規上場申請に係る内国株券等が議決権の少ない株式である場合には、議決権の多い株式について、原則として、その譲渡等が行われるときに議決権の少ない株式に転換される旨が定款等に適切に定められていること。

b 議決権の多い株式等を利用する主要な目的が、新規上場申請者の取締役等の地位を保全すること又は買収防衛策とすることでないことと認められること。

c 議決権の多い株式等の利用の目的、必要性及びそのスキームが、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて適切に記載されていると認められること。

d 議決権の多い株式等の株主が新規上場申請者の取締役等でない場合には、次の（a）及び（b）に適合すること。

（a） 議決権の多い株式等の株主の議決権行使の目的や方針が、当該必要性に照らして明らかに不適切なものでないと認められ、かつ、新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものにおいて適切に記載されていること。

（b） 新規上場申請者の企業グループが、議決権の多い株式等の株主（新規上場申請者の親会社等である場合に限る。）の企業グループとの間に、原則として、事業内容の関連性、人的関係及び取引関係がないこと。

e 異なる種類の株主の間で利害が対立する状況が生じた場合に当該新規上場申請に係る内国株券等の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。

f 当該新規上場申請に係る内国株券等の発

行者が次の（a）から（c）までに掲げる者との取引（同（a）から（c）までに掲げる者が第三者のために当該発行者との間で行う取引及び当該発行者と第三者との間の取引で同（a）から（c）までに掲げる者が当該取引に関して当該発行者に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行う際に、少数株主の保護の方策をとることができる見込みがあると認められること。

（a） 親会社

（b） 支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

（c） 前（b）に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

g 当該新規上場申請に係る内国株券等が剰余金配当に関して優先的内容を有している場合には、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日後2年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額が良好であると認められ、当該内国株券等の発行者が当該内国株券等に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みがあること。

h その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと認められる状況にないこと。

（4） 新規上場申請に係る内国株券等が、無議決権株式である場合（当該内国株券等以外に新規上場申請を行う銘柄がある場合に限る。）は、次のaからeまでのいずれにも適合すること。

a 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に無議決権株式のスキームが解消される旨が定款等に適切に定められていること。

b 異なる種類の株主の間で利害が対立する状況が生じた場合に当該新規上場申請に係る内国株券等の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。

c 当該新規上場申請に係る内国株券等の発行者が次の（a）から（c）までに掲げる者との取引（同（a）から（c）までに掲げる者が第三者のために当該発行者との間で行う取引及び当該発行者と第三者との間の取引で同（a）から（c）までに掲げる

者が当該取引に関して当該発行者に重要な影響を及ぼしているものを含む。)を行う際に、少数株主の保護の方策をとることができる見込みがあると認められること。

(a) 親会社

(b) 支配株主(親会社を除く。)及びその近親者

(c) 前(b)に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

d 当該新規上場申請に係る内国株券等が剰余金配当に関して優先的内容を有している場合には、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日後2年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額が良好であると認められ、当該内国株券等の発行者が当該内国株券等に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みがあること。

e その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと認められる状況にないこと。

(5) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(上場会社の人的分割により設立される会社に対する上場審査)

7. 新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該会社分割前に新規上場申請が行われた場合の上場審査は、2. から前6. までの規定にかかわらず、会社分割により承継する事業及び会社分割の計画等について、2. から前6. までに定めるところにより行う。

Ⅲの4 上場会社が発行する無議決権株式の上場審査

(上場会社が発行する無議決権株式の上場審査)

規程第302条の2第1項に定める公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項についての上場審査は、他に新規上場申請を行う銘柄の有無にかかわらず、次の(1)から(4)までに掲げる上場会社の区分に従い、当該(1)から(4)までに定めるところにより行う。

Ⅲの4 上場会社が発行する無議決権株式の上場審査

(上場会社が発行する無議決権株式の上場審査)

規程第302条の2第1項に定める公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項についての上場審査は、他に新規上場申請を行う銘柄の有無にかかわらず、次の(1)から(3)までに掲げる上場会社の区分に従い、当該(1)から(3)までに定めるところにより行う。

(1)・(2) (略)

(3) JASDAQスタンダードの上場会社Ⅱ6.(5)に定めるところにより行う。

(4) JASDAQグロースの上場会社Ⅲ6.(6)に定めるところにより行う。

IV 一部指定の審査及び上場市場の変更審査

(一部指定の審査)

1. 規程第309条第1項に定める上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る審査(規程第315条第1項の規定による場合を含む。)は、Ⅱ(同2.(2)及び同5.(2)aに掲げる事項については、同7.の規定により読み替えるものとする。)に準じて行う。この場合において、当取引所は、本則市場への新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとし、最近5年間(「最近」の計算は、一部指定申請日を起算日としてさかのぼる。)において、規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を行ったとき又は規程第502条第1項若しくは第2項(第503条第7項において準用する場合を含む。)若しくは第503条第6項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。

(上場市場の変更審査等)

2. 上場市場の変更審査及び内訳区分の変更審査については、次の(1)から(6)までに定めるところにより行う。

(1)・(2) (略)

(3) 規程第313条の7第1項に定めるJASDAQスタンダードへの上場市場の変更審査は、Ⅱに準じて行う。この場合において、当取引所は、本則市場又はマザーズへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) JASDAQの上場会社Ⅲの2 6.(4)又はⅢの3 6.(4)に定めるところにより行う。

(新設)

IV 一部指定の審査及び上場市場の変更審査

(一部指定の審査)

1. 規程第309条第1項に定める上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る審査は、Ⅱに準じて行う。この場合において、当取引所は、本則市場への新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとし、最近5年間(「最近」の計算は、一部指定申請日を起算日としてさかのぼる。)において、規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を行ったとき又は規程第502条第1項若しくは第2項(第503条第7項において準用する場合を含む。)若しくは第503条第6項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。

(上場市場の変更審査等)

2. 上場市場の変更審査及び内訳区分の変更審査については、次の(1)から(6)までに定めるところにより行う。

(1)・(2) (略)

(3) 規程第313条の7第1項に定めるJASDAQへの上場市場の変更審査は、Ⅲの2又はⅢの3に準じて行う。この場合において、当取引所は、本則市場又はマザーズへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、スタンダードへの上場市場の変更申請の場合には企業の存続性及び上場後の企業内容等の開示実績等を中心に、グロースへの上場市場の変更申請の場合には企業の成長可能性及び上場

(4) 規程第315条の4第1項に定めるスタンダードへの内訳区分の変更審査は、IIに準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、グロースへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。

(5) 削除

(6) (1) から (4) までの審査にあっては、最近5年間（「最近」の計算は、上場市場の変更申請日を起算日としてさかのぼる。）において、規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を受けた場合又は規程第502条第1項若しくは第2項（第503条第7項において準用する場合を含む。）若しくは第503条第6項の規定により改善報告書の提出を求められた場合にあつては、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。

IVの2 JASDAQ上場内国会社に対する業績等に係る上場廃止基準における審査

(スタンダード上場内国会社に対する業績に係る上場廃止基準における審査)

規程第604条の2第1項第2号に規定する施行規則で定める基準に適合すると当取引所が認めた場合に該当するかどうかの審査（規程第604条の4第1項第1号の規定により適用される場合を除く。）は、IIに定めるところに準じて行う。この場合において、当取引所は、企業内容等の開示の適正性の審査については、上場後の企業内容等の開示実績等を勘案して審査を行うことができるものとし、企業の継続性及び収益性における安定的に利益を計上することができる合理的な見込みの審査については、上場後の経営活動の状況な

後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。

(4) 規程第315条の4第1項に定めるスタンダードへの内訳区分の変更審査は、IIIの2に準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、グロースへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、企業の存続性及び上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。

(5) 規程第315条の5第1項に定めるグロースへの内訳区分の変更審査は、IIIの3に準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、スタンダードへの新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、企業の成長可能性及び上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。

(6) (1) から (5) までの審査にあっては、最近5年間（「最近」の計算は、上場市場の変更申請日を起算日としてさかのぼる。）において、規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を受けた場合又は規程第502条第1項若しくは第2項（第503条第7項において準用する場合を含む。）若しくは第503条第6項の規定により改善報告書の提出を求められた場合にあつては、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。

IVの2 JASDAQ上場内国会社に対する業績等に係る上場廃止基準における審査

(スタンダード上場内国会社に対する業績に係る上場廃止基準における審査)

1. 規程第604条の2第1項第2号に規定する施行規則で定める基準に適合すると当取引所が認めた場合に該当するかどうかの審査（規程第604条の4第1項第1号の規定により適用される場合を除く。）は、IIIの2に定めるところに準じて行う。この場合において、当取引所は、企業内容、リスク情報等の開示の適正性の審査については、上場後の企業内容等の開示実績等を勘案して審査を行うことができるものとし、企業の存続性における損益及び財政状態の見通しの審査については、上場後の経営活動の状況

などを勘案して行うことができるものとする。

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後のⅡからⅣまでの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請、新株券等の上場申請、市場第一部銘柄への指定申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行う者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合において、改正後のⅡからⅢの3までは、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める者から適用するものとし、当該各号に定める者に該当しないときは、なお従前の例による。
 - (1) 規程第314条第3項又は同第315条の6第2項の適用を受ける場合
行為の当事者がすべて施行日以後に新規上場申請、市場第一部銘柄への指定申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者である場合における当該行為の当事者
 - (2) 規程第601条第1項第9号の適用を受ける場合
上場会社が施行日以後に新規上場申請、市場第一部銘柄への指定申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、

などを勘案して行うことができるものとする。

(グロース上場内国会社に対する業績及び利益計上に係る上場廃止基準における審査)

2. 規程第604条の4第1項第1号の規定により適用される規程第604条の2第1項第2号に規定する施行規則で定める基準に適合すると当取引所が認めた場合に該当するか及び規程第604条の4第1項第3号に規定する施行規則で定める基準に適合すると当取引所が認めた場合に該当するかの審査は、Ⅲの3に定めるところに準じて行う。この場合において、当取引所は、上場後の企業内容等の開示実績等を勘案して審査を行うことができるものとし、企業の成長可能性の審査については、上場後の経営活動の状況などを勘案して行うことができるものとする。

承認を受けた者である場合における当該
上場会社

- 4 第1項の規定にかかわらず、施行日より前にスタンダードへの新規上場申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者である場合についての改正後のIVの2の規定の適用にあつては、当該IVの2中「Ⅱ」とあるのは「改正前のⅢの2」とする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、施行日より前にグロースへの新規上場申請、上場市場の変更申請又は内訳区分の変更申請を行い、承認を受けた者である場合については、改正前のIVの2の2.の規定を適用する。

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>Ⅲ 実効性の確保に係る審査 (特設注意市場銘柄の指定等)</p> <p>1. 規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、次の(1)から(5)までに掲げる場合においては、当該(1)から(5)までに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1) 規程第501条第1項第1号に掲げる場合 当取引所が規程第601条第1項第9号の2、第12号a(第204条第1項、第211条第1項又は第216条の2第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合を除く。)、第19号又は第20号(第602条から第604条の5までによる場合を含む。)に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の要否の判断は、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 規程第436条の2の規定 施行規則第436条の2の規定に基づき上場内国株券の発行者が独立役員として届け出る者が、次のaからdまでのいずれかに該当している場合におけるその状況</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 次の(a)から(f)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者 (a)～(e) (略)</p> | <p>Ⅲ 実効性の確保に係る審査 (特設注意市場銘柄の指定等)</p> <p>1. 規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、次の(1)から(5)までに掲げる場合においては、当該(1)から(5)までに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1) 規程第501条第1項第1号に掲げる場合 当取引所が規程第601条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号(第602条から第604条の5までによる場合を含む。)に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の要否の判断は、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 規程第436条の2の規定 施行規則第436条の2の規定に基づき上場内国株券の発行者が独立役員として届け出る者が、次のaからdまでのいずれかに該当している場合におけるその状況</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 次の(a)から(f)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者 (a)～(e) (略)</p> |

(f) 最近において (b)、(c) 又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

IV 上場廃止に係る審査

(特設注意市場銘柄等)

4. 規程第601条第1項第11号の2に規定する次の(1)から(3)までに掲げる審査は、当該(1)から(3)までに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

(1) (略)

(2) 規程第601条第1項第11号の2bからdまでに規定する改善の見込みがなくなったかどうかの審査

改善計画の進捗状況、改善計画に未了部分がある場合にはその原因・情状及び当該未了部分に係る具体的かつ実効的な実行計画の有無及びその合理性

(3) (略)

(上場契約違反等)

5. 規程第601条第1項第12号aに規定する違反の重大性の審査は、上場契約についての違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状その他の事情を総合的に勘案して行う。

(新規上場の申請に係る宣誓書において宣誓した事項についての違反)

6. 規程第601条第1項第12号bに規定する新規上場に係る基準に適合していなかったと当取引所が認めた場合又は当取引所が施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査を不要と認めた場合に該当するかどうかの審査は、宣誓書において宣誓した事項についての違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状その他の事情を総合的に勘案して行う。

(株主の権利の不当な制限)

7. 施行規則第601条第15項第3号に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合に該当するかどうかの審査は、次の(1)から(4)までに掲げる事項その他の条件を総合的に勘案して行う。

(f) 最近において (b)、(c) 又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役）に該当していた者

IV 上場廃止に係る審査

(特設注意市場銘柄等)

4. 規程第601条第1項第11号の2に規定する次の(1)から(3)までに掲げる審査は、当該(1)から(3)までに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

(1) (略)

(2) 規程第601条第1項第11号の2bからdまでに規定する改善の見込みがなくなったかどうかの審査

合理的な期間内における改善に向けた具体的な行動の状況

(3) (略)

(上場契約違反等)

5. 規程第601条第1項第12号に規定する違反の重大性の審査は、上場契約についての違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状その他の事情を総合的に勘案して行う。

(新設)

6. 施行規則第601条第13項第3号に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合に該当するかどうかの審査は、次の(1)から(4)までに掲げる事項その他の条件を総合的に勘案して行う。

(1) ~ (4) (略)

8. 施行規則第601条第15項第4号に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合に該当するかどうかの審査は、次の(1)から(4)までに掲げる事項その他の条件を総合的に勘案して行う。

(1) ~ (4) (略)

9. 施行規則第601条第15項第5号に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと当取引所が認めるものに該当するかどうかの審査は、次の(1)から(4)までに掲げる事項その他の条件を総合的に勘案して行う。

(1) ~ (4) (略)

10. 施行規則第601条第15項第6号に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合に該当するかどうかの審査は、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案して行う。

11. 施行規則第601条第15項第7号に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと当取引所が認めるものに該当するかどうかの審査は、次の(1)から(3)までに掲げる事項その他の条件を総合的に勘案して行う。

(1) ~ (3) (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

(新規上場時の申請に係る宣誓書における違反に係る審査)

15. 上場会社が新規上場の申請に係る宣誓書(規程第204条第1項、第211条第1項、第216条の2第1項の規定により提出した宣誓書をいう。)において違反を行った場合には、当取引所はIV 5. 及び6. に係る審査を併合して行う。

(1) ~ (4) (略)

7. 施行規則第601条第13項第4号に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合に該当するかどうかの審査は、次の(1)から(4)までに掲げる事項その他の条件を総合的に勘案して行う。

(1) ~ (4) (略)

8. 施行規則第601条第13項第5号に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと当取引所が認めるものに該当するかどうかの審査は、次の(1)から(4)までに掲げる事項その他の条件を総合的に勘案して行う。

(1) ~ (4) (略)

9. 施行規則第601条第13項第6号に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合に該当するかどうかの審査は、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案して行う。

10. 施行規則第601条第13項第7号に規定する株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと当取引所が認めるものに該当するかどうかの審査は、次の(1)から(3)までに掲げる事項その他の条件を総合的に勘案して行う。

(1) ~ (3) (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

(新設)

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後のⅢ1. 並びにⅣ6. 及び15. の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>別記第3号様式 特定証券情報 第一部～第三部 (略) 第四部【株式公開情報】 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】 <u>(72)</u> (略) 第2【第三者割当等の概況】 <u>(73)</u> 1～3 (略) 第3【株主の状況】 <u>(74)</u> (略) 第五部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～j (略) k (36)のc、(70)、<u>(72)</u>及び <u>(73)</u>の記載については、対象となる有 価証券(特定有価証券を除く。)について、 TOKYO PRO Marketへの新規上場申請に係る特定投資家向け取得勧誘 又は特定投資家向け売付け勧誘等(以下「新 規上場前の勧誘等」という。)を行う場合 においてのみ記載することを要し、その他 の場合には記載を省略することができる。</p> <p>l・m (略) (1-2)～(20-6) (略) (20-7) 第三者割当後の株主の状況 a この特定証券情報に係る第三者割当によ り割当予定先に株式が割り当てられ、又は 割り当てられた新株予約権が行使された場 合(当該株式又は当該新株予約権の取得と 引換えに株式等が交付された場合を含む。 以下この(20-7)において同じ。)に おける株主の状況について、<u>(74)</u>のb からfまでに準じて記載すること。 b・c (略) (20-8)～(71) (略) (削る)</p> | <p>別記第3号様式 特定証券情報 第一部～第三部 (略) 第四部【株式公開情報】 <u>(72)</u> 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】 <u>(73)</u> (略) 第2【第三者割当等の概況】 <u>(74)</u> 1～3 (略) 第3【株主の状況】 <u>(75)</u> (略) 第五部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～j (略) k (36)のc、(70)及び<u>(72)</u>か ら<u>(74)</u>までの記載については、対象と なる有価証券(特定有価証券を除く。)に ついて、TOKYO PRO Marketへの新規上場申請に係る特定投資家向け 取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等 (以下「新規上場前の勧誘等」という。)を 行う場合においてのみ記載することを要 し、その他の場合には記載を省略すること ができる。</p> <p>l・m (略) (1-2)～(20-6) (略) (20-7) 第三者割当後の株主の状況 a この特定証券情報に係る第三者割当によ り割当予定先に株式が割り当てられ、又は 割り当てられた新株予約権が行使された場 合(当該株式又は当該新株予約権の取得と 引換えに株式等が交付された場合を含む。 以下この(20-7)において同じ。)に おける株主の状況について、<u>(75)</u>のb からfまでに準じて記載すること。 b・c (略) (20-8)～(71) (略) <u>(72)</u> 株式公開情報 当該株式が日本証券業協会におけるグリーン シート銘柄である場合にはその旨を記載</p> |

(72) (略)

(73) 第三者割当等の概況

a・b (略)

c 取得者の株式等の移動状況

(a) 最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等（最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間に取得したものに限る。）の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合（新株予約権の行使を含む。）には、この(73)に準じて記載すること。その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

(b)・(c) (略)

(74) (略)

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

し、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」から「第3 株主の状況」までの項目に代えて、「第1 最近2年間の株式の月別売買高」及び「第2 最近2年間の月別最高・最低株価」の項目を設け、最近事業年度末日の2年前の日から特定証券情報の公表日までの間における当該特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る当該株式の月別売買高及び月別最高・最低株価を記載すること。

(73) (略)

(74) 第三者割当等の概況

a・b (略)

c 取得者の株式等の移動状況

(a) 最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等（最近事業年度の末日の1年前の日から特定証券情報の公表日までの間に取得したものに限る。）の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合（新株予約権の行使を含む。）には、この(74)に準じて記載すること。その他発行者に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

(b)・(c) (略)

(75) (略)

取引参加者における上場適格性調査体制等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(上場適格性調査の実施)</p> <p>第3条 幹事取引参加者は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項又は基準に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2)の2 JASDAQへ新規上場申請が行われる株券等（テクニカル上場規定の適用を受ける株券等を除く。）</p> <p><u>上場規程第216条の5第1項に定める第207条第1項各号に掲げる事項</u></p> <p>(3)～(9) (略)</p> | <p>(上場適格性調査の実施)</p> <p>第3条 幹事取引参加者は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項又は基準に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(2)の2 JASDAQへ新規上場申請が行われる株券等（テクニカル上場規定の適用を受ける株券等を除く。）</p> <p><u>上場規程第216条の5第1項各号又は同第216条の8第1項各号に掲げる事項</u></p> <p>(3)～(9) (略)</p> |
| <p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年11月1日から施行し、この改正規定施行の日以後にJASDAQへの新規上場申請を行う者に係る上場適格性調査から適用する。</p> | |